

平成22年度

首都圏整備に関する年次報告

第177回国会（常会）提出

この文書は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について、報告を行うものである。

平成22年度

首都圏整備に関する年次報告

第177回国会（常会）提出

目 次

第1章 首都圏をめぐる最近の動向

第1節 首都圏における東日本大震災の被害状況について

1. 首都圏における被害…………… 2
2. 首都圏における経済社会活動への影響…………… 9
3. 首都圏から被害の甚大な被災地に対する支援の展開…………… 21
4. 首都圏の災害脆弱性の克服に向けて…………… 27

第2節 首都圏の国際競争力の動向について

1. 都市間の国際競争の激化…………… 29
2. 我が国の首都圏の現状…………… 30
3. 諸外国の大都市圏での取組状況…………… 37
4. 首都圏の国際競争力向上に向けて…………… 39

第2章 首都圏整備の状況

第1節 人口等の状況

1. 人口…………… 42
2. 就業者数…………… 45

第2節 産業機能の状況

1. 首都圏の経済状況…………… 46
2. 首都圏における諸機能の展開…………… 47

第3節 個人主体の多様な活動の展開

1. 首都圏のNPO法人等の動向…………… 56
2. 女性・高齢者等の社会的活動に対する支援…………… 59

第4節 環境との共生

1. 首都圏の自然環境の状況…………… 61
2. 環境負荷の低減…………… 66

第5節 安全・快適で質の高い生活環境の整備

1. 安全、安心の確保…………… 67
2. 良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備…………… 72

第6節 将来に引き継ぐ社会資本の整備

1. 交通体系の整備…………… 81
2. 情報通信体系の整備…………… 89
3. 水供給体系の整備…………… 91
4. エネルギー供給体系の整備…………… 93
5. 下水道・廃棄物処理体系の整備…………… 95
6. 沿岸域の利用…………… 96
7. 都市再生施策の進捗状況…………… 97

第7節 首都圏整備の推進

1. 首都圏整備制度	99
2. 国土形成計画	101
3. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進	102
4. 筑波研究学園都市の整備	103
5. 国会等の移転に関する検討	105
6. 国の行政機関等の移転	106

資料 首都圏整備に関する各種データ

本文中の「首都圏」、「東京圏」、「近隣3県」、「周辺4県」等は、特にことわりのない限り、次の区域を示す。

首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

近隣3県：埼玉県、千葉県、神奈川県

周辺4県：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

都心3区：千代田区、中央区、港区

第1章

首都圏をめぐる最近の動向

第1節

首都圏における
東日本大震災の被害状況について

1. 首都圏における被害

(1) 首都圏における被害の概況

平成23年3月11日（金）14時46分に、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の多くの市町村で震度6強となるなど広い範囲で強い揺れを観測した。4月末現在でも、この巨大な地震による余震が続いており、震度4以上の地震が130回以上観測されている。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸に大きな被害が生じた。

東日本大震災の被害をみると、死者・行方不明者数は25,766名にのぼり、住宅被害棟数は全壊・半壊が106,526棟となっている（消防庁災害対策本部のまとめ（4月28日11時現在））。また、電気、ガス、鉄道、公共土木施設などライフライン・公共施設の損壊、福島第一原子力発電所の事故、民間事業者の生産設備の損壊、サプライチェーンの分断など、国民の生命・財産のみならず、社会経済活動の全般にわたって甚大な被害が生じている。

首都圏についてみると、最大震度は、茨城県・栃木県内で観測された震度6強で、他の都県内でも震度5弱以上の強い揺れを観測した。政治・経済の中核機能が集積する東京23区においても、ほぼすべての区で震度5弱以上となった。今回の地震のように、首都圏で最大震度6弱以上を観測し、首都圏のほぼ全域で強い揺れを観測したのは、1923年の関東地震（関東大震災）以来のことであった。

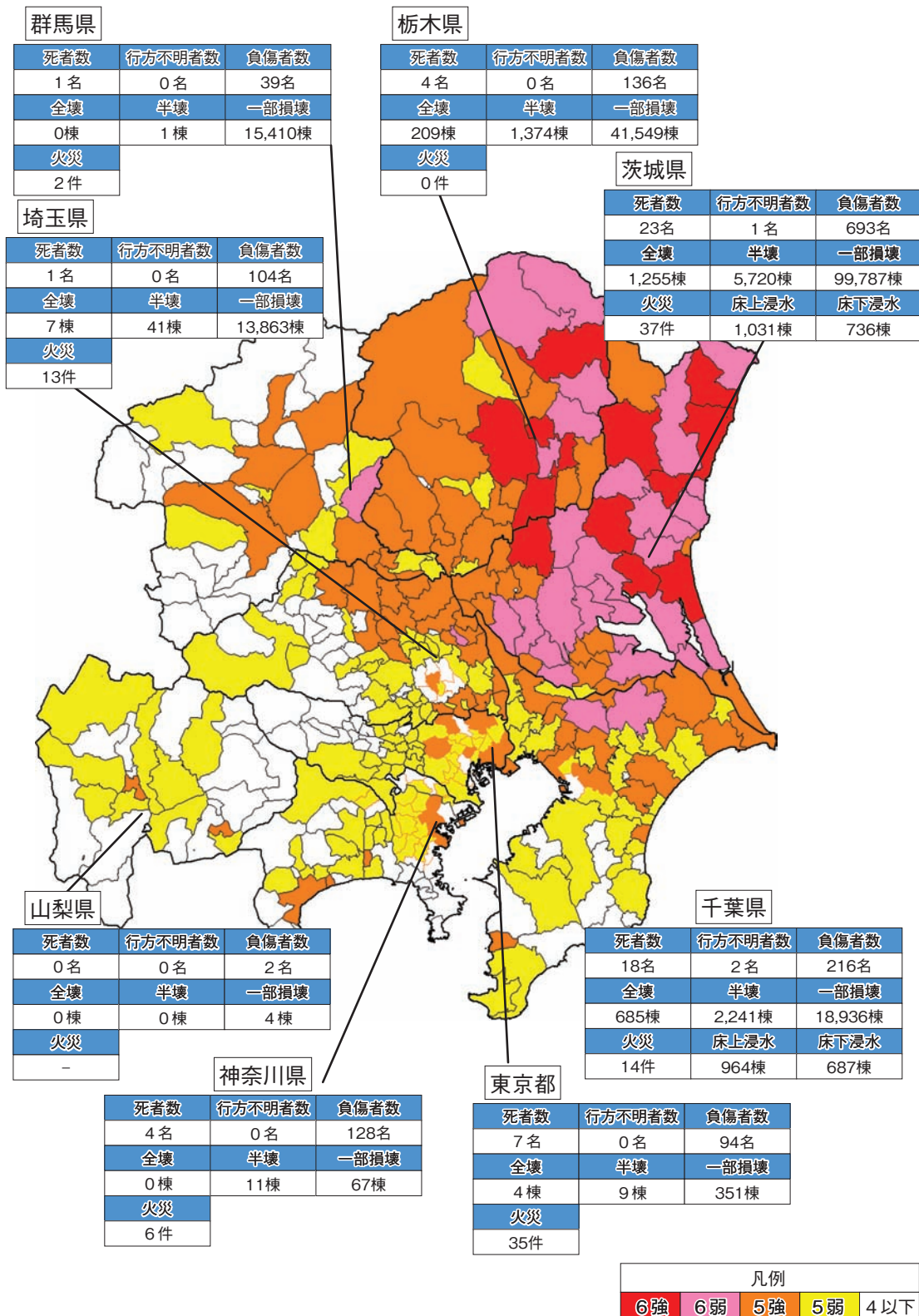
この影響により、東京湾岸を中心に広い範囲にわたり液状化現象が起これるとともに、茨城県及び千葉県の太平洋沿岸を中心に津波が発生した。首都圏の被害状況をみると、死者・行方不明者数は61名、住宅被害棟数は全壊・半壊が11,557棟となり（図表1-1-1）、多くの地域でライフラインの稼働停止、公共土木施設の損壊（図表1-1-2）があったほか、千葉県市原市でのコンビナート火災など民間事業者の生産設備にも大きな被害が生じた。

また、発災日においては、首都圏の主要な鉄道の運行停止に伴い大量の帰宅困難者が発生するとともに、サプライチェーンの分断、物流の停滞も発生した。

一方、福島第一原子力発電所の事故、計画停電の実施などによる経済活動の停滞、外資系企業や大使館の首都圏からの退避及び農林水産物等の風評被害が発生した。

更に、生活必需品の買占め行為の発生、消費マインドの悪化、外出や各種行事の自粛・延期など被災していない国民の心理的な影響によるものも含め、首都圏にも大きな影響をもたらした。

図表1-1-1 首都圏の被害状況（4月28日現在）



資料：震度については、気象庁報道発表資料（H23.3.30）、死者、行方不明者及び負傷者数、全壊、半壊及び一部損壊棟数並びに火災件数については、消防庁災害対策本部「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（第115報）」（H23.4.28）及び山梨県「東北地方太平洋沖地震による被害状況」（H23.3.16）、床上浸水及び床下浸水棟数については、千葉県「平成23年東北地方太平洋沖地震について（87報）」（H23.4.28）及び茨城県住宅被害状況（H23.4.28）により、国土交通省国土計画局作成

図表1-1-2 首都圏のライフライン及び主な公共土木施設の被害状況

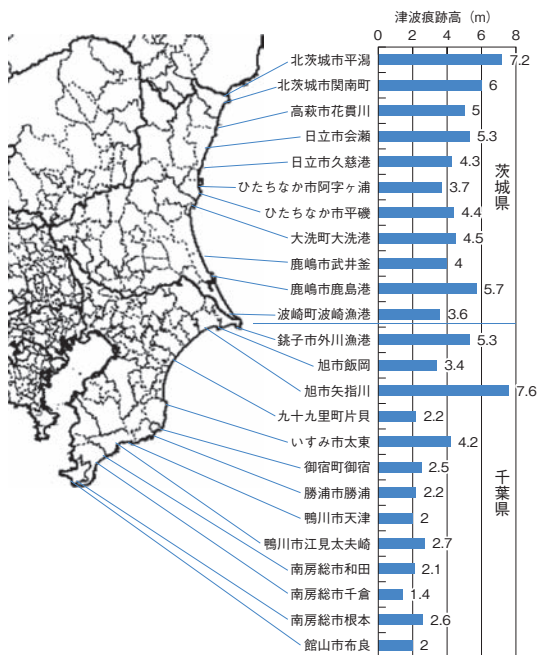
都県名	停電軒数 (計画停電を除く)	水道断水 戸数	都市ガス 復旧対象 戸数	道路通行止 め区間数	河川被害 箇所数 (上段)	港湾施設・ 港湾局所管 海岸保全施 設被害箇所 数	下水道施設 被害数
				直轄国道 (上段)			管きょ(km) (上段)
				補助国道 (中段)			マンホール 箇所数(下段)
				県道等 (下段)	土砂災害 件数 (下段)		
茨城県	約86万	約47万	37,597	6	702	174	208
				27			
				95			4,727
栃木県	約56万	約6万	0	1	45	0	1
				5			
				17			10
群馬県	約21万	約0.3万	0	0	6	0	0
				1			
				0			0
埼玉県	約36万	約0.1万	150	0	66	0	0.006
				0			
				7			6
千葉県	約35万	約37万	8,889	2	359	29	81
				7			
				15			1,805
東京都	約12万	約2万	0	0	17	28	27
				0			
				1			212
神奈川県	約130万	約0.3万	420	2	0	31	0.6
				0			
				2			13
山梨県	約15万	約0.4万	0	0	0	0	0
				0			
				0			0
首都圏 合計	約391万	約93万	47,056	11	1,194	262	317.606
				40			
				137			6,773

注1：停電軒数は、把握しうる最大停電軒数。
注2：水道断水戸数は、把握しうる最大断水戸数。
注3：「都市ガス復旧対象戸数」は供給停止戸数から、地震・津波による家屋倒壊等が確認された戸数を除いたもの。
注4：道路については、上記のほか、東北自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道、東京外郭環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東水戸道路、京葉道路、首都高速道路の計9路線が通行止めとなった。
注5：河川被害箇所数は、国・県管理河川の被害箇所数で、国土交通省所管の河口堰等の施設を含む。なお、茨城県と千葉県にまたがる河口堰等の施設の被害は、それぞれの県の被害として計上しているため、首都圏合計と一致しない。
資料：停電軒数については、東京電力㈱からの聞き取り（平成23年3月11日15時現在）、水道断水戸数については、各都県からの報告を厚生労働省が取りまとめたもの（平成23年4月28日現在）、都市ガス復旧対象戸数については、日本ガス協会「東日本大震災による都市ガス供給の停止状況について（第58報）」（平成23年4月28日）、道路通行止め区間数については、国土交通省道路局調べ（平成23年4月28日現在）、河川被害箇所数については、国土交通省河川局調べ（平成23年4月28日現在）、土砂災害件数、港湾施設・港湾局所管海岸保全施設被害箇所数、下水道施設被害数については、国土交通省「東日本大震災（第57報）」（平成23年4月28日）、により国土交通省国土計画局作成

(2) 津波による被害状況

首都圏においても、海岸線のほぼ全域で津波が観測された。なかでも茨城県及び千葉県東部の太平洋沿岸では高い津波が観測され、その浸水面積は両県あわせて約40km²となった（図表1-1-8）。東京大学地震研究所の調査によれば、千葉県旭市の津波の高さ（痕跡高）は最大7.6mに達している（図表1-1-3）。この津波により、首都圏においても複数の死者、行方不明者が出ているほか、家屋の損壊、漁船の流出、宅地・農地の冠水、港湾施設等の公共施設の損壊などの被害が発生している。

図表1-1-3 茨城・千葉での海岸津波高さ



注1：痕跡高は建築物や立木などに残された津波の痕跡の高さから、到達した津波の高さを推定したもの。

注2：津波計の計測値とは数値が異なることがある。

資料：茨城・千葉での海岸津波高さ（東京大学地震研究所）により国土交通省国土計画局作成

図表1-1-4 津波により浸水した大洗町役場



図表1-1-5 津波により浸水した大洗港



資料：図表1-1-4、1-1-5ともに大洗町

図表1-1-6 津波により陸地に打ち上げられた漁船（飯岡漁港）



資料：図表1-1-6、1-1-7ともに旭市

図表1-1-7 津波による倒壊家屋と押し寄せたがれき（旭市飯岡）



図表1-1-8 津波による浸水範囲の概算面積（国土地理院調査）

茨城県	浸水面積 (km ²)	市町村面積 (km ²)	浸水被害 面積比率	千葉県	浸水面積 (km ²)	市町村面積 (km ²)	浸水被害 面積比率
北茨城市	3	187	1.6%	銚子市	1	84	1.2%
高萩市	1	194	0.5%	旭市	3	130	2.3%
日立市	4	226	1.8%	匝瑳市	1	102	1.0%
東海村	3	37	8.1%	横芝光町	1	67	1.5%
ひたちなか市	3	99	3.0%	山武市	6	146	4.1%
水戸市	1	217	0.5%	九十九里町	2	24	8.3%
大洗町	2	23	8.7%	大網白里町	0.5	58	0.9%
鉾田市	2	208	1.0%	白子町	1	27	3.7%
鹿嶋市	3	106	2.8%	長生村	1	28	3.6%
神栖市	3	147	2.0%	一宮町	1	23	4.3%
小計	23	1,444		小計	17	689	

注1：浸水面積は、水田、集落への浸水、がれきなどの痕跡から浸水位置を空中写真及び衛星画像で判読して算出（数値は湖沼、内水面を含む）。

注2：数値は浸水面積が0.5km²未満の場合は0.5とし、それ以上は1km²単位で四捨五入。そのため市町村毎面積の合計と合計値は一致しない。

注3：調査対象は津波による浸水被害があったと想定される太平洋沿岸全域（青森県下北八戸沿岸～千葉県九十九里浜沿岸）。

注4：市町村面積は「全国都道府県市区町村別面積調（平成22年10月1日現在：国土地理院）」による。

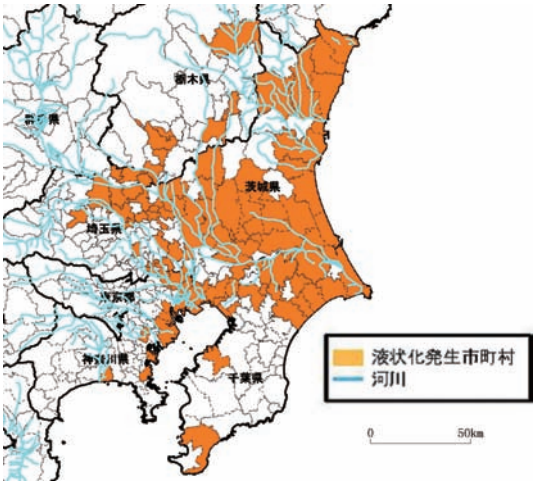
資料：国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」（平成23年4月18日）により国土交通省国土計画局作成

（3）液状化による被害状況

首都圏における特徴的な直接被害のひとつとして、液状化による被害があげられる。液状化による被害は、東京湾岸の埋立地や利根川、荒川、霞ヶ浦、北浦などの沿岸といった地盤が軟弱な地域に多くみられた（図表1-1-9）。東京湾岸の台場地区から千葉市にかけての範囲において、液状化が発生した可能性がある地域の面積は、約40km²に達するとの推計がなされている（安田進「関東の液状化被害」（地盤工学会 東北地方太平洋沖地震災害調査報告会資料（2011.4.11）））。

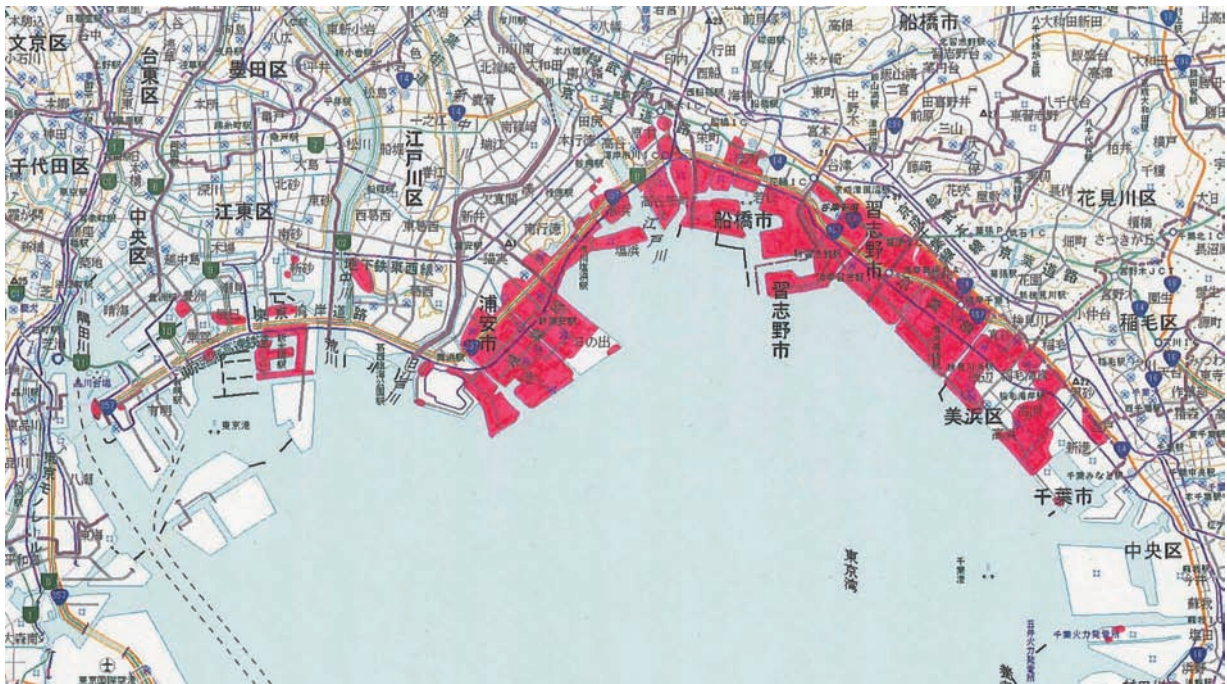
液状化による被害が大きかった浦安市においては、市域の4分の3が埋立地であり、その埋立地の一部が液状化し、噴砂、浸水及び地盤沈下が起こった。それに伴い、家屋、電柱等の沈下や傾倒、下水道等の地下構造物の損壊、マンホールの抜上り等が数多く発生した（図表1-1-11、1-1-12）。

図表1-1-9 液状化が発生した市町村



資料：国土交通省国土計画局作成

図表1-1-10 東京湾岸における液状化発生エリア（現地調査と空中写真判読から推定した範囲）



注：3月12日～23日に実施した安田教授らによる現地調査結果に、(株)八州により3月20日に撮影された航空写真の情報を加え、液状化が発生したと推定される地区をおおまかに図示したもの。ただし、この範囲にも地盤改良を施したりして液状化していない区域も含まれる。

資料：安田進「関東の液状化被害」（地盤工学会 東北地方太平洋沖地震災害調査報告会資料（2011.4.11））をもとに国土交通省国土計画局作成

図表1-1-11 液状化の被害を受けた浦安南高校の空中写真（平成23年4月1日撮影）



注：浦安南高校は敷地全体が液状化し、グラウンドと校舎の間に1m程度の段差が生じたほか、地割れの発生、給排水管などの破損等の被害を受けた。なお、校舎改修工事を行うため4月より学校統合により廃校となった旧船橋旭高校の校舎に一時的に移転している。

資料：(株)パスコ

図表1-1-12 液状化によって拔上ったマンホール（浦安市内）



資料：浦安市

(4) 電力供給の低下

首都圏及び静岡県の一部に電力を供給する東京電力は、3月11日の東日本大震災の影響により、福島県、茨城県及び栃木県を中心に管内の原子力発電所、火力発電所及び水力発電所の一部の運転を停止したため、予想される電力需要に対する電力供給ができなくなった。特に福島第一原子力発電所においては、放射性物質の放出を伴う事故が発生した。このため、東京電力は、首都圏における予見性のない大規模停電を回避するべく、3月14日から首都圏のほぼ全域（荒川区・足立区以外の東京23区を除く。）を対象地域とし、地域内を5つのグループに分割して、グループごとに1回当たり3時間の停電を輪番で実施する計画停電を実施した。この影響により、首都圏各鉄道会社は、実施地域内で運行する路線を中心に、運休や間引き運転を実施した。また、製造業においても、計画停電の実施時間における工場の操業停止等による生産の縮小がみられた。サービス業全般においても、営業時間の短縮や臨時休業を行った店舗を中心に、売上の減少がみられた。

計画停電の実施やそれに伴う節電に向けた取組の実施は、国民に心理的な影響を与えることとなり、自粛ムードのまん延や、消費マインドの悪化につながった。

その後、東京電力は、4月8日に管内の需要家の節電への取組等により、管内における電力の需給バランスが改善したため、計画停電を原則として実施しないことを発表し、計画停電は事実上終了した。これと同時に、政府の電力需給緊急対策本部は、「夏期の電力需給対策の骨格」において、夏には電力の需給ギャップが再び拡大し、供給力が不足する見通しであり、抜本的な需要抑制対策を講ずる必要があると発表している。

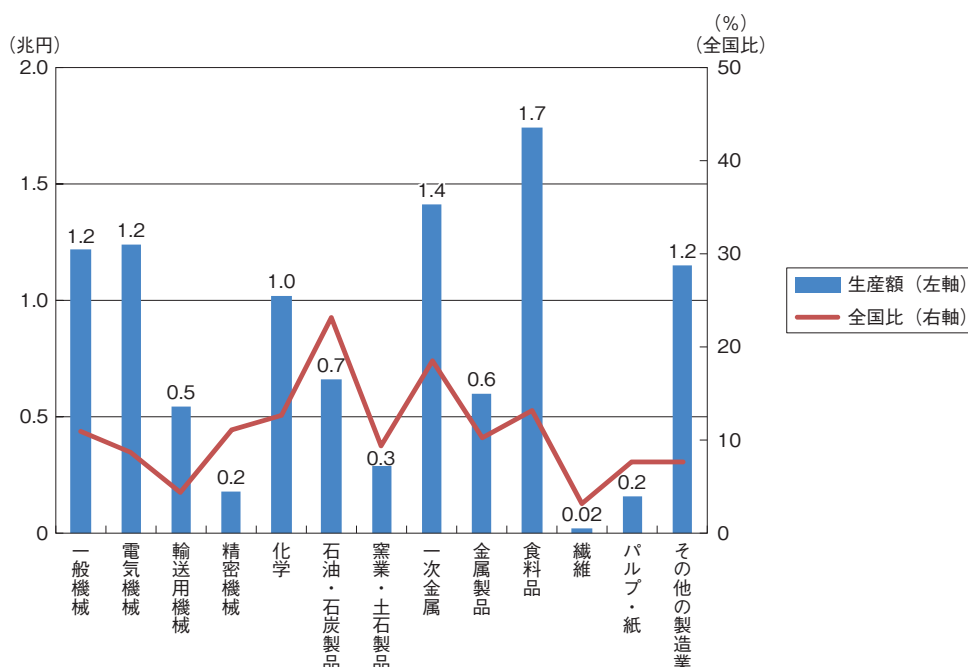
2. 首都圏における経済社会活動への影響

(1) 生産活動への影響

①被害の大きかった茨城県、栃木県及び千葉県の製造業の被害状況

茨城県、栃木県及び千葉県は、鹿島臨海工業地域、関東内陸工業地域及び京葉工業地域を抱え、我が国の製造業の生産額の10.4%を担っており、名目総生産額は10.2兆円にのぼる。業種別の全国シェアをみると、石油・石炭製品（23.2%）、一次金属（18.6%）、食料品（13.2%）、化学（12.7%）及び精密機械（11.0%）などの業種においては、我が国の10%を超える高いシェアを確保している。また、生産額をみると、加工組立系の製造業では一般機械（1.2兆円）と電気機械（1.2兆円）が、基礎素材系の製造業では一次金属（1.4兆円）が、生活関連系の製造業では食料品（1.7兆円）の生産額が高くなっている（図表1-1-13）。

図表1-1-13 茨城県、栃木県、千葉県の主要製造業の名目GDPと全国比



資料：内閣府「平成20年度県民経済計算」により国土交通省国土計画局作成

茨城県、栃木県及び千葉県は、地震による強い揺れに加え、津波と液状化の影響も受け、被害が大きかったといえる。このため、製造業を営む企業の中には、建屋・生産設備の損壊、電気、ガス、水道等ライフラインの供給停止といった影響を受けて、操業を一時休止するなどの対応をとるものもみられた。4月以降、操業は順次再開されつつあるものの、物流事情の悪化、エネルギー需給の逼迫などの影響により、本格的な操業の再開までには時間を要すると見込まれる企業もある。

製造業における最終生産物の製造までの工程では、多種多様な資材や部品の調達を必要とするため、東日本大震災によるこれら製造業の生産活動の低下が、サプライチェーンを通じて、他の地域の生産活動に影響を及ぼすことがある。特に、世界市場シェアの高い製品を生産する工場が稼働を停止した場合、世界的なサプライチェーンにまで影響を及ぼし、既に海外企業の一部には、日本からの部材調達が滞り生産調整に入った企業もみられている。

今後とも海外企業が必要とする中核的な部材・資材・商品を我が国が安定的に供給し続けることは、国際競争力の維持の観点から重要である。

【A社の被害事例】（4月5日現在）

茨城県や千葉県に工場を有するA社では、地震により一部の製造拠点において建屋、製造設備が被害を受け、更に電力、水、ガス等のライフライン供給が停止したため、操業を停止したが、ライフラインの復旧に伴い3月下旬より生産を再開した。

【B社の被害事例】（4月25日現在）

千葉県にあるB社の工場では、地震発生後の停電に伴い、一部プラントの運転を停止した。その後、順次稼働を再開させる予定であったが、電力需給が逼迫していることから、従前から使用していた自家発電設備をフル稼働して、工場操業用電力をすべて自家発電でまかなうことによりプラントを稼働させている。

【C社の被害事例】（4月26日現在）

C社では、港に集積していた製品が津波により被害を受けた。また、栃木県にある工場などで、一部建屋の損傷や設備の損傷などが発生し生産停止となった。4月18日より全工場で生産を再開しているが、当面は部品供給の状況にあわせた生産となるため、4月の生産台数は前年実績に対して40%強の生産となる見通しであり、今後の本格的な生産復旧に向けた取組を全力で進めている。

【D社の被害事例】（4月22日現在）

茨城県などに工場を有するD社では、半導体生産拠点の建屋、生産設備のそれぞれに被害を受けて複数の拠点で生産を停止した。その後の復旧作業により操業度は段階的に上昇しており、最も被害が大きかった工場においても6月には生産を再開することを目指している。また、顧客の事業への影響を極力低減するため、西日本の工場などで一部の生産の代替を開始している。

【E社の被害事例】（4月25日現在）

E社では、千葉県の石油コンビナート内にあるLPGタンク付近から、地震発生直後に大規模な火災が発生し鎮火まで10日を要した。現時点では復旧に向け作業中であるが、出荷設備の安全確認を早期に開始したことにより、3月23日から一部油種の在庫分の出荷を再開している。また、被災しなかった地域の製油所の原油処理能力を増強し、被災地に向けて優先的に出荷している。

Column

納豆が品薄になった理由

東日本大震災では、震源に近い東北地方に比べて直接的な被害は少なかった東京都内においても、商品を生産している工場の被災、道路の通行止め、燃料不足等による流通トラブル、買占めによる一時的な需要増などによって多くの生活必需品が売り切れや品薄になった。その多くは西日本などにおける増産、道路の復旧、燃料不足の解消、消費者心理の正常化などによって徐々に解消されたものの、一部の商品は依然として品薄状態が継続している（4月末現在）。

そうした品薄となった商品のうち、納豆の事例を取り上げ、品薄となった理由を分析する。

1) 生産工場の損壊等

納豆の生産工場は全国に立地しているが、東日本大震災の被災地である東北地方と関東地方に多くの工場が立地している。このため、東日本大震災によって工場や生産設備が被災し、操業を一時停止した工場があった。

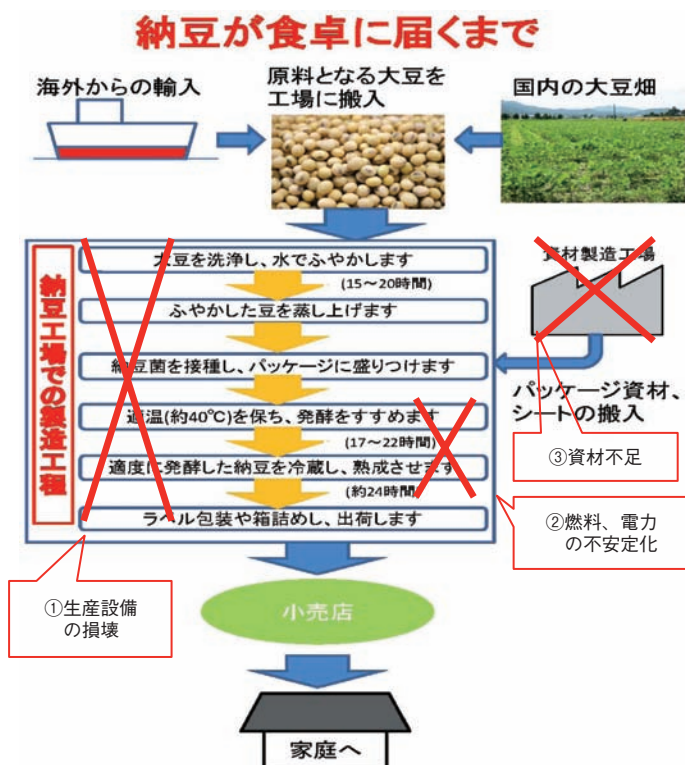
納豆の生産は、現在上位2社が全国生産の過半を占め、その上位2社の主力工場が東北地方及び関東地方にあり、工場等の被災に加え、計画停電や容器等の副資材の供給不足により、生産能力が平常時の3割程度まで落ち込んだことが影響した。

2) ボイラー燃料や電力供給の不安定化

納豆の製造工程では、豆の蒸上げのためにボイラーを運転するため、大量の燃料を必要とする。また、発酵を進めるための保温庫や熟成のための冷蔵庫の運転のためには、最低2日程度の継続的な電力供給が必要となる。

そのため、工場の設備に直接被害がなかった場合でも、震災による燃料不足でボイラーの燃料が入手できず、操業を停止した事例がある。また、東京電力管内で実施された計画停電の影響により、冷蔵庫や保温庫が継続的に運転できないため、商品の品質を維持できないとして生産できなかった事例もある。

納豆の製造工程と震災による影響



3) パッケージ資材の不足

次に問題となってくるのが、パッケージ資材の不足である。納豆の発泡スチロール容器や

納豆の上にかかっている薄いポリシートなどをほぼ独占的に製造する仙台市の工場が、東日本大震災によって被災した。ポリシートについては、製造や流通の過程で納豆の乾燥を防ぐために必要不可欠であり、しかも適当な代替品がないため、生産量の回復の最大の障害となっている。また、発泡スチロール容器の原材料は被災した鹿島や市原のコンビナートへの依存度が高いゆえに、代替生産がままならない状況となった。

以上のように、納豆の品薄の理由は複合的である。生産工程に必要な生産設備や電力供給、資材の調達のいずれか一つに支障が生じると、仮に他の工程に問題がない場合でも生産ができなくなってしまう可能性がある。

②農林水産物等の風評被害

福島第一原子力発電所の事故により、福島県や首都圏の一部地域で生産された農産物、漁獲物から規制値を上回る放射性物質が検出され、放射性物質が検出された農産物等と同種の品目で出荷の停止や自粛等の措置がとられた。しかし、出荷制限の対象とならない品目についても風評被害により取引できない事例がみられた。

福島、茨城、栃木及び群馬の4県で生産されたハウレンソウ及びカキナに出荷制限の指示が出された際には、卸売市場において、既に成立した取引分について小売業者から返品されたり、出荷制限の対象県の対象品目以外の品目についても値がつかないなどの事例があった。

Column

風評被害地域への支援

風評被害地域への支援を目的とする様々な活動が開始されている。百貨店やスーパー、商店街などが独自の活動として、あるいは農業団体などと共催して、風評被害を受けている地域の生産物の特別販売会等を開催する動きが広がっている。これらの中には、独自検査による安全性の確保のほか、売上げの一部を寄附するなどの動きで、被災地への支援活動への理解を求めている。小売業界以外でも、被災地域に本拠地を持つスポーツチームが試合会場で即売会を開催した事例や、中央省庁が霞ヶ関の庁舎で即売会を開いた事例もある。

新たな動きとしては、通信販売によって、風評被害を受けている地域で生産された農産物を直接消費者に販売する動きが注目されている。風評被害を受けている地域内で元々直売を行っていた農園が、近隣の農家の生産品も取り扱うようになった事例や、インターネット通販業者が風評被害を受けている地域を支援する特設サイトを設置して販売を強化している事例が報道で紹介されている。これらの事例では、独自に放射能検査を行って安全確認を行い、取扱商品に問題がないことをアピールするなど、消費者の不安を取り除くような対応もとっている。加えて、購入者からの反応が生産者にも返ってくることにより、生産者側の生産意欲向上にもつながっている。

そのほか、大手農機具メーカーが、自社の顧客でもある風評被害を受けている地域の農家支援のため、風評被害を受けている地域の農産物を社員食堂で利用することを表明するなど、企業や官公庁の職員食堂で消費拡大に向けた活動を行うといった支援活動も広がっている。

霞ヶ関で開催された被災地農産物の即売会の様子



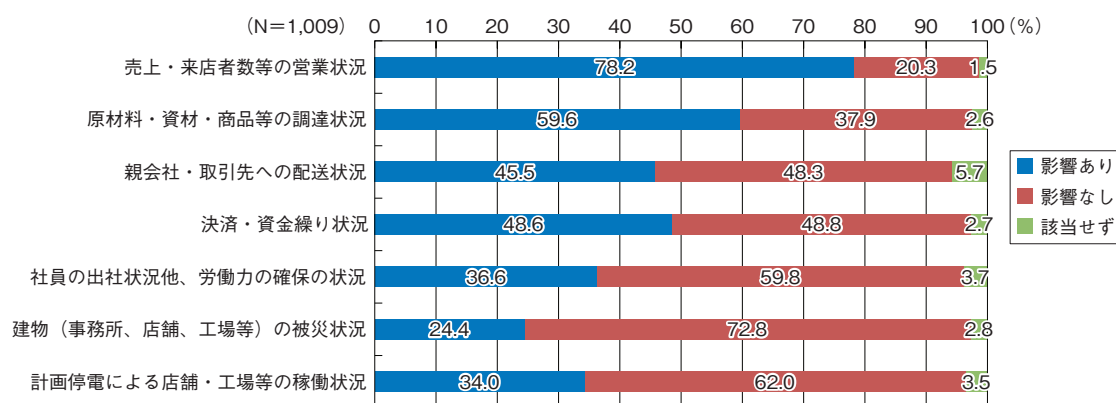
資料：総務省大臣官房政策評価広報課

③東京都の商工業者への影響

東京商工会議所が東京都の地域商工業者1,009社を対象に行った「東日本大震災アンケート調査」（平成23年4月14日発表）によると、東日本大震災により何らかの影響を受けていると回答した企業が全体の約9割、売上・来店者数等の営業状況に影響を受けている企業が約8割、原材料・資材・商品等の調達状況に影響を受けている企業が約6割に達した。

また、東京23区の大部分が計画停電の対象外にもかかわらず、計画停電により店舗・工場等の稼働に影響を受けていると回答した企業は3割以上となっている（図表1-1-14）。

図表1-1-14 受けた影響内容について



資料：東京商工会議所「東日本大震災アンケート調査」により国土交通省国土計画局作成

(2) 東京都心部を中心とした都市活動への影響

①発災日の帰宅困難者の発生

首都圏においては、広範囲にわたって強い揺れに見舞われたため、交通機関に混乱が生じたことなどから、多くの人々が帰宅手段を奪われ、東京都心部を中心に多くの帰宅困難者が発生した。

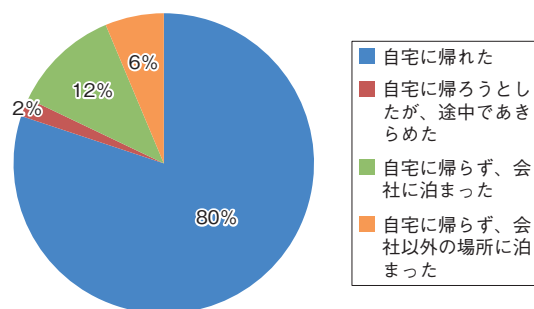
「災害と情報研究会」及び「株サーベイリサーチセンター」による「東日本大震災に関する調査（帰宅困難）」（調査対象：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の実住者で地震発生時に首都圏にいた男女2,026名）におい

ては、3月11日の帰宅状況について、「自宅に帰れた」人が80%で、残りの20%は当日の帰宅ができなかったとの結果が出ている（図表1-1-15）。

また、主要な鉄道の運行停止等によって、新宿駅で約9千人、池袋駅で約3千人、東京駅で約1千人、上野駅で約1千5百人など都内の主要駅周辺では2万人以上が足止めされた（警視庁発表3月11日20時現在）。

東京都内における帰宅困難者のための一時受入れ施設1,030施設で夜を明かした人数は、3月12日4時現在で9万人以上であった（3月12日東京都発表）。同様に、横浜市ではピーク時で50施設、約1万8千人、川崎市ではピーク時で33施設、約5千5百人の帰宅困難者の受入れ

図表1-1-15 地震当日の帰宅状況



資料：「東日本大震災に関する調査（帰宅困難）」（「災害と情報研究会」及び「株サーベイリサーチセンター」）により国土交通省国土計画局作成

がなされた。

そのほか、帰宅困難者への支援として、首都圏の九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）は、震災当日の夕方、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を結んでいるコンビニエンスストア、ファミリーレストランなどに対して、支援の要請を行った。要請を受けた各事業者では、急増する来店者への対応に加え、店内トイレの貸出しなどを行い、帰宅困難者を支援した。

図表1-1-16

発災日の帰宅困難者
(3月11日午後 渋谷区)



資料：読売新聞社

また、通信機能の低下も生じた。

発災後においては、地震の規模や余震に関する情報、交通機関の運行情報の提供や、家族や親戚・知人などの安否確認へのニーズが高くなり、携帯電話や固定電話を利用しようとする人が急増する。しかし、上記「東日本大震災に関する調査（帰宅困難）」においては、今回の地震で困ったこととして、「携帯電話が通じなかった」（全体の71.1%）、「電話がかからなかった（一般加入電話）」（同35.2%）、「携帯メールが使えなかった」（同32.9%）などの回答がなされている。実際に、発災後は通話量・通信量が増大したため、首都圏においても固定電話及び携帯電話の音声通信において各通信会社による通信規制が実施され、音声通信についてはつながりにくい状況となった。また、携帯電話によるパケット通信についても、首都圏において通信規制は実施されなかったものの、つながりにくい状況となっていたとみられる。また、発災後に電話や携帯メールがつながりにくい状況となる中、ツイッターやソーシャルネットワーキングサービスなどのソーシャルメディアによる帰宅困難者へ向けた情報の発信が、3月11日18時頃から見受けられた。

東京駅周辺防災隣組

東京駅・有楽町駅周辺地区では、当該地区の企業が平成14年10月に「東京駅周辺・防災対策のあり方検討委員会」（委員長：伊藤滋東京大学名誉教授）を設立し、その中で帰宅困難者対策などの防災対策について、地元企業組織が対応を行う必要性を指摘した。これを受けて、平成16年1月9日に大手・丸の内町会、有楽町町会及び内幸町町会を母体として、「東京駅周辺防災隣組」（以下「隣組」という。）が発足した。その設立趣旨には「帰宅困難者問題、テロ対策、電力・通信の安定性等、この時代特有のまちの新しい課題を考え、一時の場当たり策に終わらない日常性のある活動を展開し、この活動から東京駅周辺の安全性を世界に向けて打ち立てることを目的としている」と記されている。

また、隣組は、同日付けで千代田区防災行政から「東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会」としての認定を受けており、一企業では対応しきれない事態に備え地域企業の連携のもと、DCP(District Continuity Plan)を提唱し、地区の基幹機能（通信、電源、トイレ）の安定化の呼びかけやQRコードによる防災情報配信、帰宅困難者発生時に備えた備蓄を進めるとともに、帰宅困難者問題が最も切実である外国人対象の帰宅困難者避難訓練を全国初で実施するなど先駆性の高い取組を進め、在日の各国大使館からも高い評価を得ている。

東日本大震災の発災時には、発災日の16時頃から防災行政無線を通じ、千代田区防災課へ皇居周辺の歩行者の状況を適宜情報伝達するなど区の初動対応を補完する取組を実施するとともに、千代田区の実情のもと、同日21時頃から丸ビル地下及び新丸ビルの滞留者に対し、丸ビル地下2階の「千代田区防災倉庫」内に備蓄中の毛布及びカーペット約700枚を搬送し配布するなどの取組を行った。

外国人帰宅困難者避難訓練（毎年1月実施）



資料：東京駅周辺防災隣組

発災日における「共助」の取組として、隣組による毛布の配布



資料：東京駅周辺防災隣組

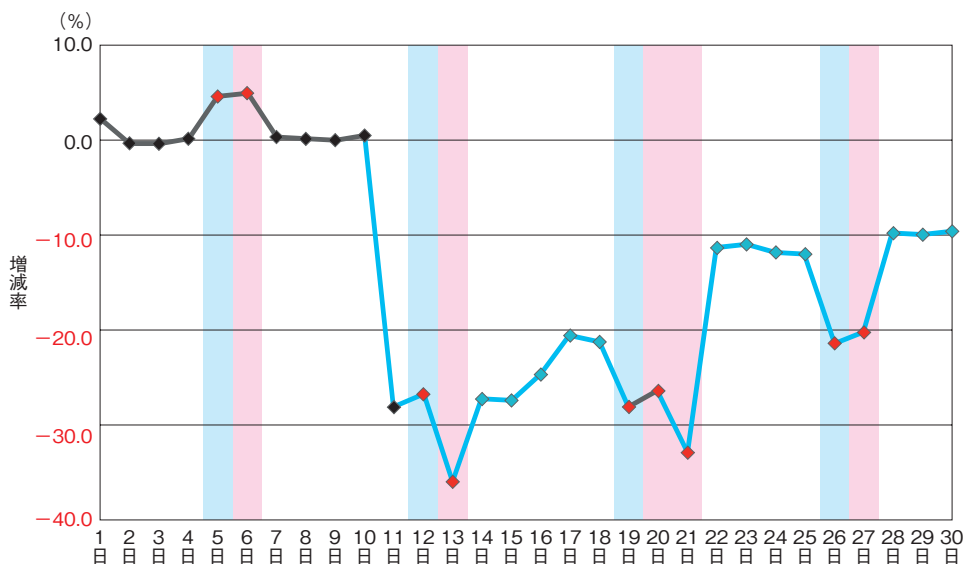
②域内における人の移動の減少

東日本大震災は、首都圏の公共交通の運行に大きな影響を与えた。3月11日の地震発生直後、首都圏の在来鉄道は全面的に運休したが、地震発生当日の夜から13日までにかけて、順次、概ね復旧した。

しかし、3月14日からの福島第一原子力発電所の事故発生に伴う計画停電の実施の影響により、首都圏鉄道各社は、鉄道ダイヤの運休や間引きによる運転を行うこととなった。

都営地下鉄の乗降客についてみると、3月11日以降における乗降客の減少が著しい。東京都交通局の管理駅における自動改札機通過人員の前年増減比（3月13日～29日を対象）によると、震災後は19.3%の減少（平日17.1%減少、土日祝日27.3%減少）となっており、東京都心部において、人々が不要不急の外出を控えていた状況がうかがわれる（図表1-1-17）。

図表1-1-17 平成23年3月における都営地下鉄の自動改札機通過人員（対前年度同日比）



注1：平成22年3月における同一週の同一曜日（同年3月2日～31日）が比較対象。

注2：東京都交通局の管理駅（都営地下鉄101駅）の乗降（入場＋出場）人員を集計。

注3：浅草線押上駅、三田線白金高輪駅、白金台駅、目黒駅、新宿線新宿駅は集計外。

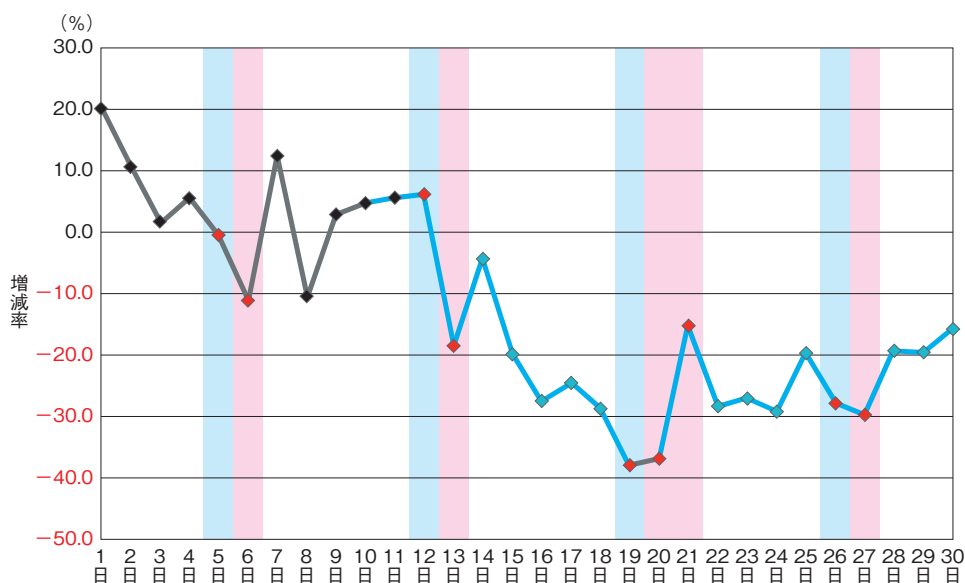
資料：東京都交通局資料により国土交通省国土計画局作成

タクシーの利用状況についても、東日本大震災の影響がみられた。国土交通省関東運輸局によると、首都圏1都7県（15地区）における平成23年3月の実働1日1車当たりの運送収入額は、震災の影響でJR常磐線などが運休していた茨城県を除いて、すべての地区で減少（対前年同月比）した。

これを東京都心部の状況についてみると、平成23年3月におけるタクシー実働1日1車当たりの運送収入額は震災以降顕著に減少しており、公共交通機関の運行終了後の夜間のタクシー利用が減少した影響などが表れているものと推測される（図表1-1-18）。

図表1-1-18

平成23年3月における大手タクシー会社A社の実働1日1車当たり運送収入の推移（対前年度同日比）



注1：平成22年3月における同一週の同一曜日（同年3月2日～31日）が比較対象。

注2：東京23区・武蔵野市・三鷹市における同社のタクシーの運送収入が対象。

資料：都内大手タクシー会社A社資料により国土交通省国土計画局作成

③消費活動の減退等

東日本大震災は、首都圏における消費活動にも大きな影響をもたらした。

内閣府の「景気ウォッチャー調査（平成23年3月調査結果）」によれば、平成23年3月分の関東地方（山梨県及び長野県を含む。）の景気の現状判断DIは、前月比で24.2ポイントの大幅な低下となった。

首都圏においても、自粛ムードのまん延により、宴会の中止・延期、外出の抑制、不要不急の商品の購入の抑制などが起こり、消費活動が減少した。

なお、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、3月下旬に東京都をはじめ首都圏の多くの自治体の浄水場で、乳児の飲用に関する暫定指標値を上回る濃度の放射性物質が測定されたことで、首都圏におけるミネラルウォーターが品薄状態に陥る状況もみられた。

(小売業界)

各店舗の営業については、北関東地域や千葉県などで、店舗に被害が生じている事例も少なくなく、また、計画停電の影響を警戒し、営業を休止する動きも当初見られた。しかしながら、店舗の損害、物流事情の悪化などの影響にもかかわらず、また、節電要請にも応じて、店頭販売、営業時間の短縮、外灯を消灯する、暖房を切るなど様々な手法を組合せ、営業を継続した企業が多かった。

また、スーパーやコンビニエンスストアにおいては、水、食料品、トイレットペーパーや乾電池といった生活関連物資等について、買占めがみられた。これに対して、3月14日に消費者担当大臣は、生活関連物資について十分な備蓄があることを説明し、買占めに走らないよう冷静な対応を呼びかけた。また、同日に経済産業省は、流通業界に対して生活必需品の円滑な供給の要請を行うとともに、経済産業大臣が消費者に向けて、不要不急の製品の購入回避と冷静沈着な行動をお願いした。3月16日には農林水産大臣も、物流の混乱を主要因とする店頭における米の品不足に対して国民の冷静な対応を呼びかけた。

その一方で、衣料品などについては、買い控えが進んだ。

例えば、主要大手百貨店の首都圏地区における3月の売上高（対前年同月比）は、大幅に減少している（図表1-1-19）。この原因として、各社は、震災発生に伴う消費マインドの悪化、計画停電や節電の実施に伴う営業時間の短縮、一部店舗の臨時休業の影響などを挙げている。

東日本大震災の直接的な被害は、茨城県、栃木県、千葉県に集中している

ものの、東京都心部の交通機能、消費活動などの都市活動においても、間接的に多大な影響が生じた。

首都圏、特に都心部は、公共交通網が充実し、規模の大きな業務・商業・文化機能の集積が進んでいることが、東日本大震災による影響を大きくしたものと考えられる。

図表1-1-19

大手百貨店の首都圏での平成23年3月の売上高（対前年同月比）

百貨店名	首都圏の店舗数	3月売上高 (対前年同月比)
A百貨店	3店舗	－22.8%
B百貨店	6店舗	－23.5%
C百貨店	8店舗	－26.1%
D百貨店グループ	5店舗	－31.1%

注：各百貨店の売上高は、首都圏地区における上記店舗の売上高の合計を対象としている。

資料：大手百貨店の平成23年3月売上速報より国土交通省国土計画局作成

(ホテル業界)

東日本大震災の発生後、関東地方において、3月～4月の宿泊予約のうち約48%がキャンセルされた。

(レジャー業界)

東日本大震災は、人々のレジャー活動にも影響を与えた。

首都圏全域のレジャー施設においては、本震災の被害、電力不足等により、休業や営業形態の縮小をする事例がみられた。例えば、東京ディズニーリゾート（千葉県浦安市）は、液状化被害の影響、電力不足への懸念等から、震災発生後の3月12日から4月下旬まで休園することとなった。また、演劇、コンサート等の公演、スポーツイベントについては、中止又は延期をする事例がみられ、フィギュアスケートの世界選手権（3月21日）の東京での開催の中止をはじめとして、プロ野球の開幕延期（4月12日まで）、Jリーグの中断（4月23日まで）等の措置がとられた。

(3) 在日の大使館・外資系企業の退避の動き

東日本大震災は、首都圏に集積する各国の在日大使館の業務にも影響を与えた。震災後に一時的にでも在京の大使館を完全に閉鎖した国は、32カ国にのぼった（そのうち、29カ国が在京大使館を再開（4月28日現在））。例えば、欧州のある国は、自国民に対し関東地域からの退避を勧告するとともに、大阪の総領事館に大使館機能に移転し、日本での業務を継続した。また、在日大使館機能を一時、韓国に移転した国もあった。

外資系企業においても、福島第一原子力発電所事故の被害拡大を懸念して、首都圏から一時退避する動きがみられた。なお、4月以降、退避の動きは収まりつつある。

【A社（小売）の退避事例】

欧州発祥の小売大手企業は、福島第一原子力発電所事故や通信環境が不安定となったため、千葉県の本社機能の一部を神戸に移転した。（その後、3月28日より、神戸に移転していた本社機能を千葉県に復帰。）

【B社（化学）の退避事例】

欧州発祥の総合化学企業は、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故の影響を検討し、東京本社を含む関東地域のB社拠点を一時的に閉鎖し、臨時のカスタマーサービスセンター体制を整備した。（その後、4月11日より東京本社での業務を再開。）

3. 首都圏から被害の甚大な被災地に対する支援の展開

(1) 首都圏の自治体間による各種支援の展開

一つの都道府県では対応が難しい大規模災害が発生した際には、より広域的な支援体制が求められる。平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として、全国的な制度として、平成7年5月に緊急消防援助隊が、平成7年6月に広域緊急援助隊が創設されている。また、首都圏を含む関東地方においては、関東地方知事会を組織する1都9県において、昭和52年6月に、「震災時等の相互応援に関する協定」（現在の協定は平成20年6月締結）を締結し、物資等の提供や職員の派遣などの応援内容等について、事前に取決めがなされている。

更に、今回の震災のように、各ブロック知事会での相互応援では対応できない事態に備え、平成8年7月に、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（現在の協定は平成19年7月締結）を全都道府県が締結し、全国知事会の調整の下に、広域応援が行われることが取り決められている。首都圏の市区町村間においても、平成22年4月1日現在で、340市区町村（首都圏の全市区町村の98.3%）が相互応援協定を締結し、そのうちの約7割の市区町村は、他の都道府県の市区町村と相互応援協定を締結している（総務省消防庁「地方防災行政の現況」）。

東日本大震災においては、こうした制度や協定、国等からの要請に基づき、首都圏各自治体から被災地に対して、多くの人的派遣や物資等の提供が行われ、被災地の救援・救助や復旧・復興への貢献がなされている。

図表1-1-20 首都圏の都県が締結している広域的な応援協定等の一覧

分野	協定等の名称	構成団体又は締結先	締結時期	応援の内容
全 体	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県	平成19年7月12日 (初回、平成8年7月18日)	被災地における救援・救護・災害応援・復旧・復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務提供又はあっせん
	震災時等の相互応援に関する協定	1都9県 (東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県)	平成20年2月6日 (初回、昭和52年6月13日)	物資等の提供及びあっせん、職員の派遣、施設又は業務の提供及びあっせん等
	九都県市災害時相互応援に関する協定	1都3県5市 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市)	平成22年4月1日	物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん、被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん、被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん等
	災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	5県 (福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県)	平成18年7月24日	被災者の救出、医療、防疫、健康相談、応急危険度判定、施設の応急復旧等に必要な人員の派遣、資機材、物資の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、救護及び救助活動並びに応急復旧に必要な職員、車両、ヘリコプター等の派遣等
	富士山火山防災対策に関する協定	3県 (山梨県、静岡県及び神奈川県)	平成21年10月29日	物資等の提供及びあっせん、応急対策に必要な職員の派遣等、施設又は業務の提供若しくはあっせん
公共施設 (国土交通省所管法令等に基づき設置)	災害時相互協力に関する申し合わせ	1機関1都8県4市 (国土交通省関東地方整備局、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市及び川崎市)	平成20年6月6日	災害対策車両、通信機器等の貸付、被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣、応急復旧資機材の貸与等
水 道	水道局間の災害相互応援に関する協定	1都1県 (東京都及び千葉県)	平成9年5月30日	応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供、管工事業者等の派遣等
		2県 (千葉県及び神奈川県)	平成10年3月25日	応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供、給水装置工事事業者等の派遣等
		2県 (神奈川県及び静岡県)	平成8年12月26日	応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣、応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
工業用水	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定	1都5県2市 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市及び川崎市)	平成11年1月5日	応急の復旧作業に必要な人員(職員、施工業者等)の派遣、資機材の提供等

資料：各都県地域防災計画及び各都県への調査結果により国土交通省国土計画局作成

図表1-1-21 首都圏の自治体における被災地への主な支援

都県名	物資提供		他県からの被災者受入れ (人日)		消防職員、その他の職員の派遣 (人)	
茨城県	食料 ほ乳瓶 粉ミルク 衣類 (その他) 企業等からの支援物資	5,300食 100本 100個 67箱	福島県	28,375	緊急消防援助隊等	316
			宮城県	5	医療等支援（県） 復旧・復興支援等（県）	11 0
			計	28,380	計	327
			(但し、3月16日～)			
栃木県	食料 米（30kg） 飲料水 寝具（毛布等） 衣類（肌着等） 簡易トイレ 衛生用品 乳児用品 その他生活用品 防災用品（ブルーシート等）	120,202個 472袋 19,440本 5,616枚 29,133枚 340個 393,392個 6,539個 15,788個 2,830枚	福島県	66,612	緊急消防援助隊等	2,482
			宮城県	51	医療等支援（県）	163
			岩手県	21	復旧・復興支援等（県）	0
			計	66,684	計	2,645
群馬県	毛布 食料 水（500ml） 簡易トイレ (その他) 県民等からの救援物資 (保存食、水、衣類、毛布等)	2,000枚 14,480食 14,000本 200個 132 t	岩手県	233	緊急消防援助隊等	1,004
			宮城県	419	医療等支援	453
			福島県	102,102	復旧・復興支援等	92
			その他	3,870		
			不明	3,983		
			計	110,607	計	1,549
			(4月1～28日、但し、4月16、17、23、24日は除く)		※県を通じて派遣している市町村職員等を含む	
埼玉県	乾パン 毛布 紙おむつ（大人） 紙おむつ（小人） 下着（女性用） 簡易トイレ	82,176枚 5,000枚 20,000枚 12,255枚 400枚 600個	不 明	2,823	緊急消防援助隊等	1,173
					医療等支援（県） 復旧・復興支援等（県）	114 52
			計	2,823	計	1,339
			(累計ではない)			
千葉県	災害用備蓄医薬品等 靴下 下着（上・下） マスク 紙おむつ（大人・小人） 生理用品 歯ブラシ 尿取りパッド 粉ミルク シャンプー ベビーオイル ウェットティッシュ	2,000人分 1,200足 1,200セット 2,400枚 3,300個	不 明	21,676	緊急消防援助隊等	958
					医療等支援（県） 復旧・復興支援等（県）	227 18
			計	21,676	計	1,203
東京都	毛布 食料 飲料水 肌着 応急水袋 ほ乳瓶 調整粉乳 遺体収容袋 マスク ハンドタオル 安全靴 作業着 防水防寒コート ヘッドマットレス (その他) 医薬品、医療機器、粉ミルク、 紙おむつ、ブルーシート、防災 ラジオなど義援物資 (4月28日現在)	191,730枚 940,035食 153,436本 19,100枚 800枚 1,020本 10,008缶 4,700個 152,010枚 500枚 200足 2,000枚 985枚 250枚	福島県	43,400	緊急消防援助隊等	2,832
			宮城県	1,161	医療等支援	744
			岩手県	225	復旧・復興支援等	2,350
			茨城県	92		
			千葉県	98		
			長野県	11		
			計	44,987	計	5,926
			(但し、3月21日～)		(4月28日現在)	

都県名	物資提供		他県からの被災者受入れ (人日)		消防職員、その他の職員の派遣 (人)	
神奈川県	食料	48,200食	福島県	13,214	緊急消防援助隊等	1,557
	〃	79,357kg	宮城県	232	医療等支援	678
	飲料水	16,484ℓ	岩手県	21	復旧・復興支援等	788
	〃	26,898kg	茨城県	22		
	毛布	2,783枚	栃木県	16		
	〃	7,749kg	不 明	2,279		
	粉ミルク	16,868食	計 15,784		計 3,023	
	〃	1,295kg	(但し、3月29日～)			
	トイレットペーパー	500巻				
	〃	15,649kg				
	紙おむつ (大人・小人)	13,174枚				
	〃	20,622kg				
	おしりふき (小人)	16,000枚				
	タオル	3,000枚				
	〃	28,643kg				
	濃厚流動食	10,500食				
山梨県	マスク (その他)	18,648kg				
	洋服、肌着、ティッシュペーパー、使い捨てカイロ、官製はがきなど	52,572kg				
	毛布	約4,800枚	福島県	20,647	緊急消防援助隊等	546
	ブルーシート	1,200枚	宮城県	986	医療等支援	210
	簡易トイレ	40台	岩手県	105	復旧・復興支援等 (県)	13
	非常用し尿処理シート	10,030枚	茨城県	410		
	食料	約9,000食	千葉県	28		
	粉ミルク	約800缶	不 明	138		
	紙おむつ (大人・小人)	約125,000枚	計 22,314		計 769	
	飲料水	約11,300ℓ	(但し、3月18日～：			
	土のう袋	13,000枚	土日祝日及び4月7			
	(その他)		日を除く)			
	民間団体を通じて飲料水、粉ミルク、紙おむつ等を提供					

注1：各支援内容は、別に日付の記載がある場合を除き、平成23年4月30日現在で、各都県が把握している数。
注2：物資提供は、県外へ提供した物資のみで、埼玉県、千葉県及び山梨県は県が提供した物資のみ。
注3：緊急消防援助隊等には、緊急消防援助隊以外の消防職員の派遣活動も含む。
注4：復旧・復興支援等には、復旧・復興に直接携わる職員以外の職員の派遣も含む。
注5：消防職員、その他職員の派遣のほか、広域緊急援助隊等の警察職員が派遣されている。
資料：各都県への調査結果をもとに国土交通省国土計画局作成

(2) 首都圏の民間事業者、大学、NPOなどの被災地支援

東日本大震災においては、広範な地域で大きな被害が発生しており、行政や公共機関等にとどまらず、様々な民間事業者や大学、NPO、ボランティア等が被災地に対して支援を行っている。その支援内容は、募金活動や寄附をはじめとして、被災者・支援者への情報提供、遺族支援、物資輸送、避難所環境整備、医療支援、疎開先支援など多岐にわたり、行政機能の補完や、よりきめ細やかな支援が展開されている。こうした民間事業者やNPOなどの活動が、被災者の方々を勇気づけ、早期の復旧・復興につながっていくことが期待されている。

(大学等による被災地支援)

文部科学省の学校基本調査報告書によれば、平成22年5月現在、全国の大学・大学院の33.8% (263校) が首都圏にあり、大学・大学院の学生の44.5% (1,285,670人) が首都圏に集中している。

東日本大震災においても、募金活動や被災学生等の受入れ、救援物資の提供などを中心に、大学を挙げた支援、大学防災関係サークルなどの団体による支援、個人レベルでの支援など様々な形で行われているが、被災地のボランティアの受入れ体制にあわせてボランティア活動も活発化している。

（首都圏の大学や学生等の被災地支援の事例）

【法政大学（東京都千代田区）の取組】

法政大学では、3月11日の発災時に、市ヶ谷キャンパスにおいて帰宅困難者を一時収容し、千代田区から支給された飲料、水、毛布、ゴザの配布を行ったほか、義援金の募集を行っている。

また、法政大学市ヶ谷ボランティアセンターでは、学外から寄せられる震災ボランティアの新着情報を登録した学生が、メーリングリストで直接得ることができる「東日本大震災サポート隊『チームオレンジV2』」の登録を平成23年4月から開始している（登録者数：63名（平成23年4月30日現在））。

この制度は、登録者の間で身近にできるボランティアのアイデアを出し合い、それを実行に移すことも想定されており、既に登録者を対象に、東日本大震災・被災地ボランティア活動報告会や、都内での被災地支援活動に向けた班編制の話し合いが行われた。今後は被災地でのボランティア活動も視野に入れながら活動が行われる予定である。

ミーティング状況（4月25日）：法政大学提供



【IVUSA（特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会）の取組】

IVUSA（特定非営利活動法人国際ボランティア学生協会）は、会員約1,200名（平成22年3月現在）、「国際協力」、「環境保護」、「地域活性化」、「災害救護」の4つの分野を軸に活動している特定非営利活動法人である。この前身は平成2年に国士舘大学（東京都世田谷区）のプロジェクトから誕生した団体で、のちに学生たちの熱意により組織化されたものであり、現在では、様々な大学から学生が集まっている。

今回の震災では、救援物資の輸送、募金活動、県外移住被災者への支援のほか、宮城県石巻市など現地への救援活動（計6回：延べ1,122人日（平成23年4月30日現在））として、炊き出し、被災住宅における家財の片付け、床板はがしや床下のヘドロかきなど様々な被災地支援を行っている。

被災地支援の状況（4月6日）：IVUSA提供



【Youth for 3.11の取組】

Youth for 3.11は、東京の学生を中心に、東日本大震災の早期復興のために設立された団体であり、学生ボランティアの「交通手段」、「宿泊施設」、「飲食物」及び「ボランティア事前研修」を、NPO団体と連携することによりサポートするほか、学生らしいボランティアプロジェクトの提供や、学生のボランティアレポートの蓄積、発信を主な活動内容としている。

本団体の学生ボランティアの登録数は、約1,700人（平成23年4月30日現在）にのぼっており、東京都内における復興物資の仕分作業等や、宮城県登米市等において、東京災害ボランティアネットワークやNICCO（公益社団法人日本国際民間協力会）と共同したボランティア活動（計7回：延べ804人日（平成23年4月30日現在））を主催し、ボランティアに行く学生の事前研修や現地サポート、ホームページによる活動実績の配信等を行っている。

町役場での作業手伝い（4月7日）：Youth for 3.11提供



4. 首都圏の災害脆弱性の克服に向けて

東日本大震災の首都圏における被害状況から、首都圏の災害に対する脆弱な側面について改めて検証するとともに、その克服に向けた取組を進めることが必要である。

1) 発生が予想されている首都直下地震への備え

東日本大震災においては、国や地方公共団体が行う「公助」だけでなく、国民一人一人や企業の自覚に根ざした「自助」、地域や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」の重要性が再認識された。発生が予想されている首都直下地震の備えとして、国及び地方公共団体が公共施設整備などハード面の対策を進めるとともに、帰宅困難者対策などソフト面の対策には行政の対応に限界がある中、「公助」だけでなく、それぞれの主体の長所を生かした「自助」、「共助」の取組を適切に組み合わせて推進することにより効果的に防災対策を実施し、地域防災力の向上を図る必要がある。

2) 大規模災害に対応できる広域的なリダンダンシーの確保

東日本大震災の被害は、地震による災害に福島第一原子力発電所事故による災害も加わり、その被害は、東北地方から関東地方までの広範囲に及び、かつ、長期にわたるものとなった。

首都圏の各都県は、大量の物資と人員を被災地に送り込み、被災地の救援及び復旧に大きく貢献した。我が国は地震活動が活発な環太平洋地震帯に位置し、国土面積に対して、地震の発生回数が極めて多い。首都圏においても、プレート境界型の巨大地震の東海地震やマグニチュード7クラスの首都直下地震が高い確率で数十年以内に発生すると想定されている。首都圏において、これらの将来発生しうる大規模地震による被害を軽減するために、同時に被災しない国内遠方の地域との相互支援や連携体制の整備が各分野で求められる。平時から、行政及び企業等民間事業者においては、大規模地震を想定した広域の支援体制、拠点の分散化、バックアップ拠点の配置等広域的なリダンダンシーの確保について検討を深めておく必要がある。

3) 情報の正確な認識の共有

東日本大震災においては、情報伝達の不十分さによる混乱の拡大が見られたことも特徴的であった。計画停電の発表においては、前日夜に翌日の停電区域を発表したことにより、関係機関の準備が間に合わず、混乱が拡大したとの指摘もなされている。更に、消費活動の面では、生活必需品の買占めや高価格商品の買い控えなど消費行動の変調、農水産物等の風評被害が生じた。これらの現象を踏まえると、災害時の情報の正確な認識の共有が重要であり、行政、国民、専門家間のリスクコミュニケーションの充実を図ることが求められる。

また、福島第一原子力発電所の事故等にあわせて、外資系企業等が退避の動きを見せた一因として、原子力発電所事故について正確な情報が諸外国や外国人に必ずしも十分に共有されなかったおそれもある。日本国内のみならず諸外国のメディアをも通じて情報を入手する外国人に対する情報の提供に当たり、諸外国や在日外国人に対する情報発信のあり方についても、今後検討が必要である。

4) 省電力・省エネルギー型の経済社会への転換

東京電力は、東日本大震災後、予想される電力需要に対する電力供給を行うことができなくなったことから、計画停電を行った。これにより節電に対する意識の向上が図られ、電力の供給不足に対応した社会生活が模索されるようになった。この過程で、灯火の一部消灯やエアコンの停止等、エネルギーを浪費しない経済社会への転換の兆しが見られる。また、産業界においても工場などの稼働時間のピークシフト等についての検討が進められている。これらの動きを今後具体化させることによって、省電力・省エネルギー型の経済社会へ転換を図っていく必要がある。

第2節 首都圏の国際競争力の動向について

1. 都市間の国際競争の激化

我が国の国内総生産（GDP）は、1960年代末期以来、アメリカに次いで世界第2位の地位を維持し続けていたが、その後の長期にわたる経済の停滞期等を経て、2010年には、成長目覚ましい中国に抜かれ、世界第3位になった。いまだ、我が国経済は世界経済の1割弱の規模を有しているものの、アジア経済の急速な成長を背景に、アジア諸都市の存在感が増しており、日本の国際競争力の強化が大きな課題となっている。

一方、我が国の大都市圏については、人口や経済の集積規模において先進諸外国にも匹敵するポテンシャルを有している。特に、東京を中心とする大都市圏においては、他の世界の大都市圏と比較しても抜きん出た集積¹⁾を見せており、我が国の成長エンジンとして、国際競争力を牽引してきた。しかし、近年の域内総生産（GRP）の成長率の推移を見ると、他の代表的な大都市圏と比べてもここ数年は低成長の状態が続いている。今後、人口減少や高齢化について、更なる進展が見込まれるとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の首都圏への直接的な被害や間接的な影響が大きいこともあって、我が国の首都圏でさえ競争力の低下が危惧されている。

特に、経済競争のグローバル化が進展する現在においては、競争力のある企業や人材は国境を越えて、その活動する地域を比較選択しており、その立地優位性の比較考量はもはや国単位ではなく都市圏単位で行われている。そのため、量的な集積だけではなく、圏域としての魅力や専門性、特殊性など地域の強みを活かした、質的な向上を図っていくことが喫緊の課題となっている。こうした中、諸外国では、大都市圏に対する国際競争力の強化をねらいとした計画や戦略づくりが進められており、計画の策定や推進過程において、中央政府が強いイニシアティブを発揮している事例も見られる。

我が国全体の経済活力を牽引することが期待される首都圏をはじめとする大都市圏について、激しさを増す国際競争への適切な対応が求められている。

1) たとえば、PricewaterhouseCoopers社の「UK Economic Outlook November 2009」によれば、2008年の東京を中心とした大都市圏の都市人口は3583万人、GDPは1兆4790億USドルとされており、2位のニューヨークとともに他の大都市圏を大きく引き離す集積規模を有している。

2. 我が国の首都圏の現状

都市あるいは都市圏間の国際的な競争の中で、我が国の首都圏の国際競争力を高めていくためには、他の大都市や大都市圏との比較から、我が国の首都圏の強みや弱みを的確に把握することが必要である。

なお、現在、大都市や大都市圏についての比較や整理が広く行われているが、大都市や大都市圏の定義や比較方法が様々であることに留意する必要がある。

(1) 世界の大都市圏との比較から見た我が国の首都圏

(基礎的な統計の比較)

国際連合の調査によれば、世界の人口は大都市圏に集中する傾向にあり、世界の人口の過半数が都市圏に居住している。日本においては、「平成22年国勢調査（人口速報集計結果）」によれば、総人口が、平成22年10月1日現在、1億2,806万人であり、そのうち、66.1%（8,470万人）の人が三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）に住んでおり、首都圏には、33.9%（4,470万人）の人が住んでいる。

世界の大都市圏を比較している調査に「Demographia World Urban Areas(World Agglomerations)」がある。この調査では、都市圏の定義を原則として400人／km²以上の人口密度を有する、建物が連続する地域としている。その場合、東京を中心とした大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部並びに茨城県、栃木県及び群馬県の一部にまたがる都市圏となる。この調査によれば、人口が100万人を超える大都市圏は世界に426あり、「東京を中心とした大都市圏」は、約3,669万人を抱え、世界最大の大都市圏となっている（図表1-2-1）。

また、面積を見ると、ニューヨークの11千km²には劣るものの、世界第2位の広さとなっている。

一方、GRPについてみる

図表1-2-1 世界の大都市圏（人口・面積・人口密度）の比較

都市圏	面積（km ² ）	2011年推計人口（千人）	人口密度（人／km ² ）
ロンドン	1,623	8,585	5,290
ニューヨーク	11,264	20,710	1,839
パリ	3,043	10,485	3,446
北京	3,302	14,170	4,291
上海	2,914	18,665	6,405
香港	275	7,030	25,564
シンガポール	466	5,115	10,976
東京	9,065	36,690	4,047

注1：都市圏とは、原則として400人／km²以上の人口密度を有する、建物が連続する地域のこと。
注2：東京とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部並びに茨城県、栃木県及び群馬県の一部にまたがる都市圏。
資料：「Demographia World Urban Areas(World Agglomerations)」
（平成23年4月発行）により国土交通省国土計画局作成

図表1-2-2 GRP推計値の比較（2008年-2025年）

GRP推計値（2008年）			GRP推計値（2025年）			成長率 2008年 ～2025年
順位	都市名	GRP (十億\$)	順位	都市名	GRP (十億\$)	
1	東京	1,479	1	東京	1,981	1.7%
2	ニューヨーク	1,406	2	ニューヨーク	1,915	1.8%
3	ロサンゼルス	792	3	ロサンゼルス	1,036	1.6%
4	シカゴ	574	4	ロンドン	821	2.2%
5	ロンドン	565	5	シカゴ	817	2.1%
6	パリ	564	6	サンパウロ	782	4.2%
7	大阪／神戸	417	7	メキシコシティ	745	3.9%
8	メキシコシティ	390	8	パリ	741	1.6%
9	フィラデルフィア	388	9	上海	692	6.6%
10	サンパウロ	388	10	ブエノスアイレス	651	3.5%

注1：GRPは、購買力平価（PPP）で換算した値。
注2：東京とは、概ね、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県にまたがる都市圏。
資料：PricewaterhouseCoopers「UK Economic Outlook November 2009」により国土交通省国土計画局作成

と、プライスウォーターハウスクーパース社（PricewaterhouseCoopers）の「UK Economic Outlook November 2009」によれば、東京を中心とした大都市圏（概ね、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県範囲）の、2008年におけるGRPは、14,790億USドル（購買力平価（PPP）換算）で世界1位であり、2025年における推計値についても引き続き世界1となると試算されているが、その間の成長率は、1.7%で、中南米やアジアの国々と比べ、低成長となることが見込まれている（図表1-2-2）。また、1人あたりGRPでは32位（全151都市）と順位が低い状態にある（図表1-2-3）。

（総合的な評価についての事例）

プライスウォーターハウスクーパース社（PricewaterhouseCoopers）とニューヨーク市パートナーシップ（Partnership for New York City）が共同で発表した「世界の都市力比較2011（Cities of Opportunity）」においては、我が国の首都圏の中心となる東京は、大学の卒業程度の教育を受けた人の割合などの「知的資本・イノベーション」、旅客数などの「交通・インフラ」や犯罪数、保健医療の充実などの「健康・安全・安心」は、ニューヨーク、ロンドン、パリと概ね比肩しており、アジアの中では優位とされている。一方、「生活・産業のコスト」や、自然災害のリスク、通勤時間の長さなどの「人口構成・居住快適性」、金融・業務サービス従業者などの「経済力」、廃棄物のリサイクル率などの「持続可能性」の面で、他の都市に比べて劣位とされている。また、劇場・レストランの質・種類などの「ライフスタイル関連資産」もニューヨーク、ロンドン、パリなどの大都市と比較すると劣勢とされている（図表1-2-4）。

図表1-2-3 一人あたりGRPの都市間比較

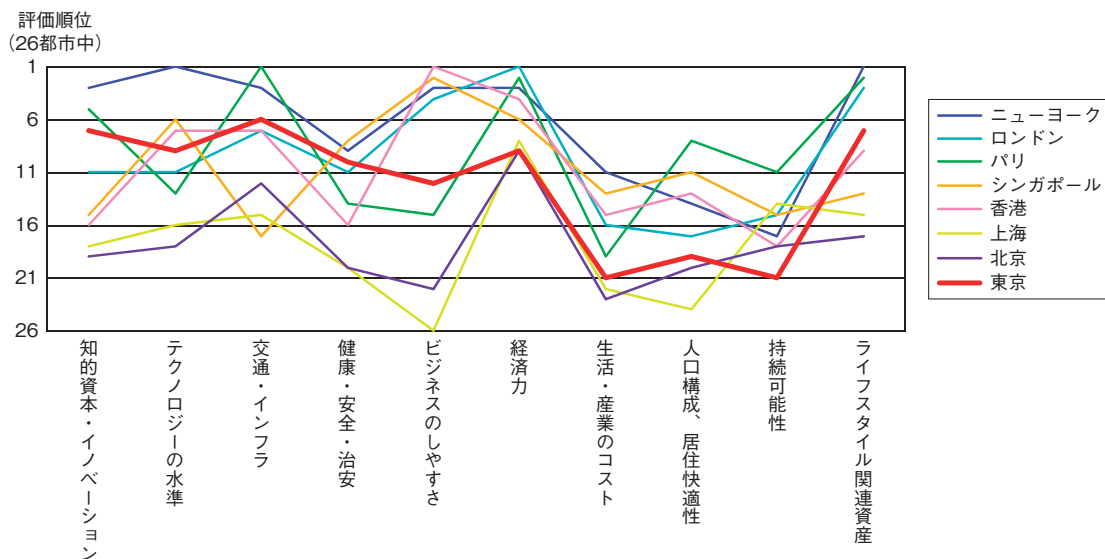
都市名	一人あたりGRP		GRP (2008年)	
	(千\$ / 人)	順位	(十億\$)	順位
サンフランシスコ	86.5	1	301	18
ワシントンDC	85.6	2	375	11
ボストン	80.5	3	363	12
シアトル	75.6	4	235	24
ニューヨーク	73.3	5	1,406	2
ロンドン	65.8	13	565	5
パリ	56.9	20	564	6
シンガポール	47.9	27	215	27
香港	44	29	320	16
東京	41.3	32	1,479	1
上海	15.3	43	233	25

注1：GRPは、購買力平価（PPP）で換算した値。

注2：東京とは、概ね、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県にまたがる都市圏。

資料：PricewaterhouseCoopers「UK Economic Outlook November 2009」により国土交通省国土計画局作成

図表1-2-4 世界26都市のランキング



資料：Pricewaterhouse Coopers, Partnership for New York City「Cities of Opportunity」（平成23年5月発行）により国土交通省国土計画局作成

また、(財)森記念財団が発表した「世界の都市総合力ランキング」において使用されている主要指標をみると、東京は、国際空港に関し、都心から国際空港までのアクセス時間は依然として他都市と比較し劣っており、直行便就航都市数や、国際線旅客数についても、香港やシンガポールよりも少ない。一方で、経済面のうち、GRPや売上高世界トップ300の企業数などの点では、他の都市よりも優れている（図表1-2-5）。

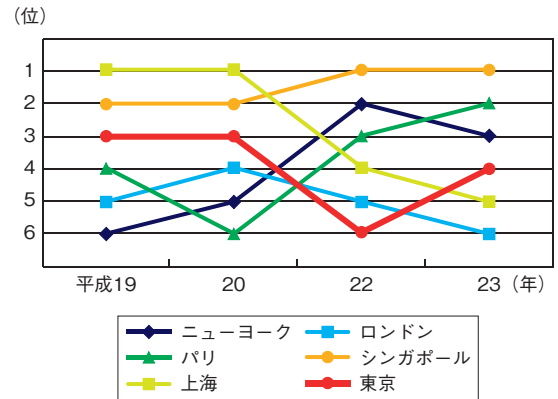
図表1-2-5 世界の主要都市総合力ランキングと主要指標

			ロンドン	ニューヨーク	パリ	北京	上海	香港	シンガポール	東京	(順位)
分野別総合力ランキング			2	1	3	7	8	6	5	4	
主要指標	経済	GRP(億ドル)	4,979	6,106	2,163	1,509	1,971	2,151	1,883	6,496	1
		一人当たりGRP(ドル)	77,466	73,006	113,325	9,075	10,529	30,830	38,904	75,071	3
		GRP成長率(%)	3.3	5.8	0.7	12.2	12.2	3.9	4.7	1.6	7
		世界トップ300企業数	11	13	18	14	1	2	2	33	1
	研究・開発	世界トップ200大学数	5	5	3	2	2	5	2	4	4
	文化・交流	外国人居住者数(人)	1,396,000	1,468,600	327,800	-	152,100	490,100	1,674,900	348,900	5
		海外からの訪問者数(千人)	14,752	8,211	7,905	3,357	5,074	11,634	9,681	5,336	6
		留学生数(人)	132,800	30,900	56,400	31,700	14,300	7,400	20,400	36,300	3
	居住	物価水準(対ニューヨーク)	85	100	93	57	64	81	82	102	8
		災害に対する脆弱性(指数)	48.8	87.8	61.0	24.4	51.2	61.0	48.8	48.8	5
	交通・アクセス	都心-国際空港アクセス時間(分)	15	35	50	26	50	24	27	51	8
		国際線直行便就航都市数	296	119	249	65	62	105	113	77	6
		国際線旅客数	123,238	34,672	70,206	13,397	12,240	47,141	36,288	34,679	5
		滑走路本数	6	9	7	3	5	2	4	5	4
	公共交通(地下鉄)の駅密度		0.23	0.80	3.07	0.10	0.26	0.09	0.12	0.96	2

注1：GRPは、対象都市におけるGDP名目値（USドルベース）。
注2：本調査は、東京国際空港（羽田空港）の国際線ターミナル開業（平成22年10月開業）前のデータを使用。
注3：「分野別総合力ランキング」及び「(順位)」は、比較対象とした8都市における順位である。また「(順位)」は東京の順位である。
資料：(財)森記念財団「世界の都市総合力ランキング Global Power City Index YEARBOOK2010」により国土交通省国土計画作成

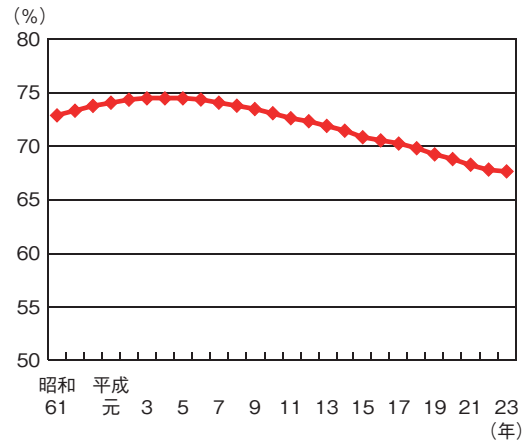
更に、「世界の都市力比較（Cities of Opportunity）」に用いられた指標について、経年での変化を比較可能な6都市の順位の推移でみると、「生産年齢人口の割合」（「人口構成・居住快適性」の評価項目の一つ）は、東京の順位が他の都市に比べ相対的に下がっており、他の大都市と比べ、労働力や経済的な活力が相対的に低下する恐れがある（図表1-2-6）。実際の統計データにおいても、生産年齢人口の割合は、平成4年頃をピークに低下を続けており、一層の生産性向上や労働力の確保などが求められる（図表1-2-7）。

図表1-2-6 生産年齢人口の割合の順位の推移（6都市間）



資料：PricewaterhouseCoopers, Partnership for New York City「Cities of Opportunity」（平成19年3月発行）、（平成20年12月発行）、（平成22年3月発行）、（平成23年5月発行）により国土交通省国土計画作成

図表1-2-7 東京都の生産年齢人口の割合の推移

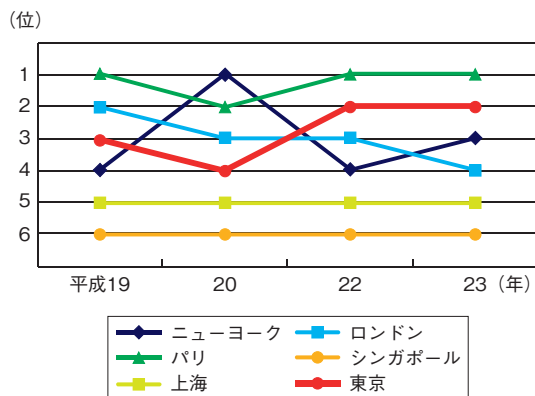


資料：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成23年1月）により国土交通省国土計画作成

一方、「大学卒業程度の教育を受けた人の総人口に対する割合」（「知的資本・イノベーション」の評価項目の一つ）では、一度、順位が下がったものの、全体としては、東京は相対的に順位が高く推移している（図表1-2-8）。実際の統計データにおいても、大学・大学院卒業者の総人口に対する割合は、増加している（図表1-2-9）。他方、「金融・業務サービス従業者の割合」（「経済力」の評価項目の一つ）は、他の大都市に比べ低い状況が継続しており（図表1-2-10）、実際の統計データにおいても、金融・業務サービス従業者の割合は、横ばいとなっている（図表1-2-11）。

低下する労働力人口を補うためには、こうした知的資本の活躍の機会の創出や海外の高度人材の積極的な勧誘・交流による一層の生産性の向上やイノベーションの創出が求められる。

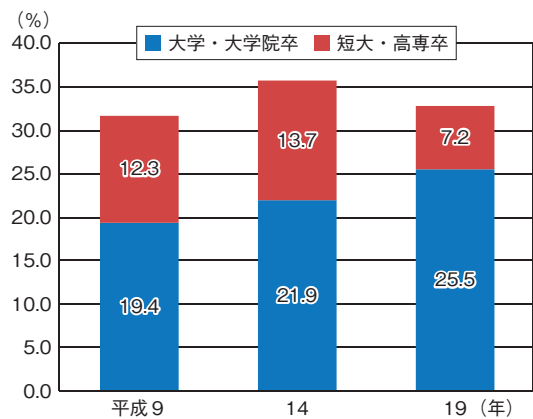
図表1-2-8 大学卒業程度の教育を受けた人の総人口に対する割合の順位推移（6都市間）



注：大学とは、大学、大学院、短大、高等専門学校のことをいう。

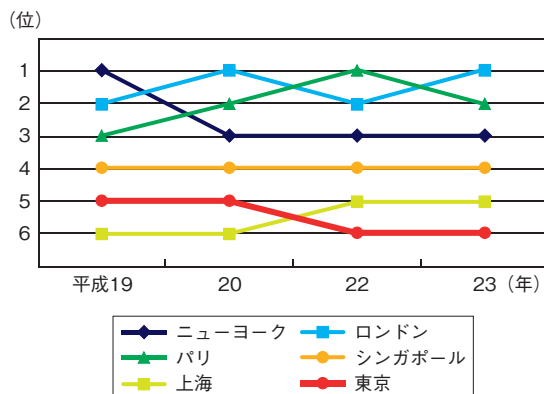
資料：PricewaterhouseCoopers, Partnership for New York City「Cities of Opportunity」（平成19年3月発行）、（平成20年12月発行）、（平成22年3月発行）、（平成23年5月発行）により国土交通省国土計画局作成

図表1-2-9 東京都の大学卒業程度の教育を受けた人の総人口に対する割合の推移



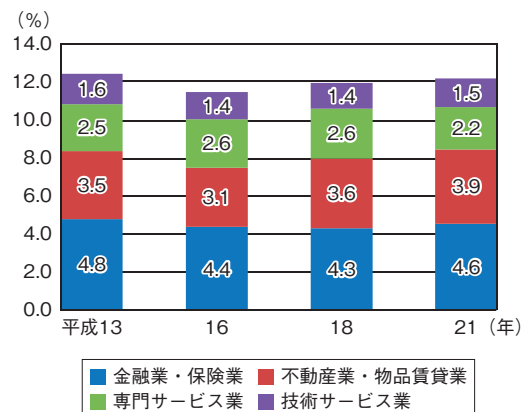
資料：総務省「就業構造基本調査」により国土交通省国土計画局作成

図表1-2-10 金融・業務サービス従業者の割合の順位推移（6都市間）



資料：PricewaterhouseCoopers, Partnership for New York City「Cities of Opportunity」（平成19年3月発行）、（平成20年12月発行）、（平成22年3月発行）、（平成23年5月発行）により国土交通省国土計画局作成

図表1-2-11 東京都の民営事業所の金融・業務サービス従業者の割合の推移



注：企業・業務サービス従業者とは、金融・保険業、不動産業・物品賃貸業、専門サービス業、技術サービス業の従業者をいう。

資料：平成13年、16年、18年は東京都「東京の産業と雇用就業（2010）」、平成21年は総務省「『平成21年経済センサス基礎調査』基本集計（速報）」により国土交通省国土計画局作成

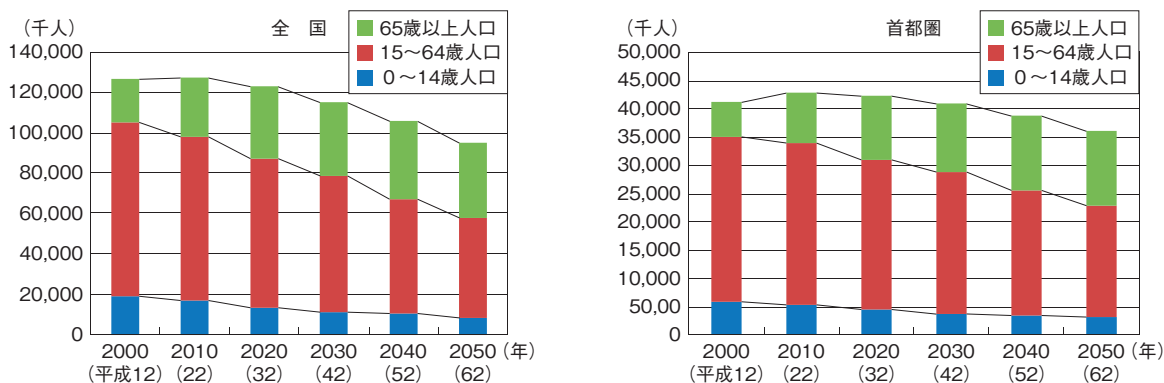
(2) 我が国の首都圏の動向について

(首都圏の推計人口の動向)

首都圏の総人口は、2000年（平成12年）に41,322千人、国土交通省国土計画局による推計によれば、2020年（平成32年）に42,460千人（3%増：対2000年（平成12年）比）、2050年（平成62年）に36,282千人（12%減：対2000年（平成12年）比）となり、今後しばらくは増加を続けるものの長期的には減少することが予測されている（図表1-2-12）。

一方、首都圏の生産年齢人口については、総人口の動向とは異なり一貫して減少することが予測されている。2000年（平成12年）に29,423千人であった生産年齢人口は、2050年（平成62年）には9,674千人減少し、19,749千人（33%減：対2000年（平成12年）比）となることが予想されている。また、首都圏の高齢人口については、急速に増加することが予測されている。2000年（平成12年）に6,202千人であった高齢人口は、2050年（平成62年）には7,282千人増加し、13,484千人（117%増：対2000年（平成12年）比）となり、高齢人口1人当たりの生産年齢人口は1.46人となることが予測されている。労働力の不足のほか、経済規模の縮小が懸念され、社会保障費の増加や、国際競争力へ影響が生じることが懸念されている。

図表1-2-12 全国と首都圏の人口の年齢別長期予測



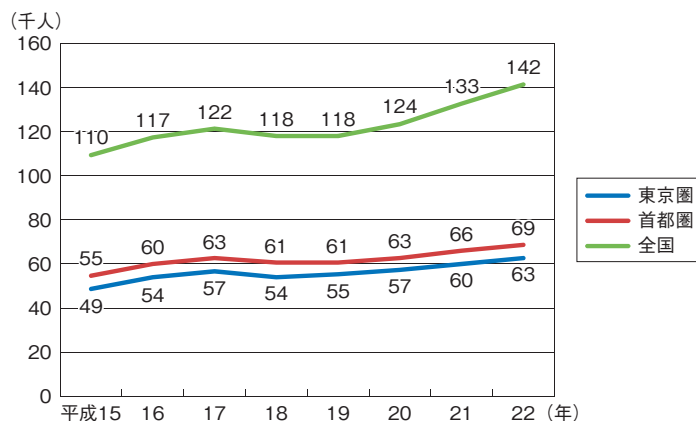
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」における出生中位（死亡中位）推計、国土交通省国土計画局推計値により国土交通省国土計画局作成

(海外からの人材の集積動向)

我が国の知的資源の維持・強化を図る上では、内外から優秀な人材を確保することが重要であり、少子高齢化が進む中で海外から優秀な人材を獲得する必要性が高まっている。ここでは首都圏における海外からの留学生と高度人材の動向について記す。

日本で受入れている海外からの留学生は平成22年5月現在142千人であり、そのうち首都圏では69千人が学んでおり、首都圏の留学生は平成15年と比較すると1.3倍になっている（図表1-2-13）。

図表1-2-13 全国、首都圏、東京圏の留学生数の推移



資料：「外国人留学生在籍状況調査結果」（（独）日本学生支援機構）により国土交通省国土計画局作成

しかしながら、留学生受入れ数を海外の主要国と比較すると、我が国の現状はまだ十分とはいえない（図表1-2-14）。

今後、高等教育機関での学生の流動が世界的に高まるといわれる中、我が国においても高度人材の大きな供給源となる留学生を積極的に受入れていくことが重要であり、留学生にとって魅力的な環境整備を進めていく必要がある。

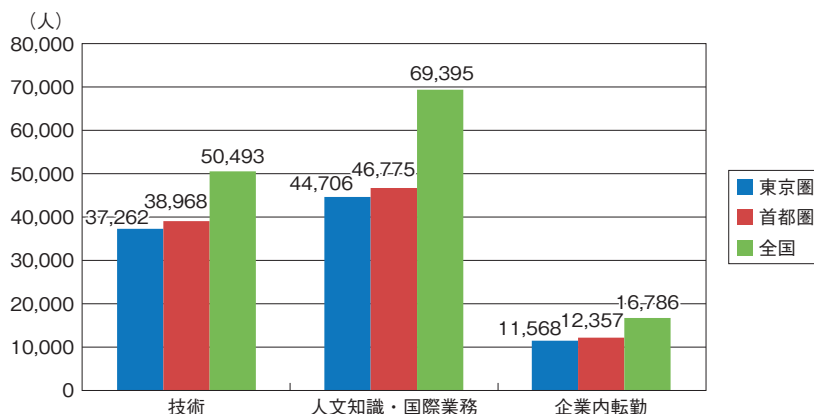
図表1-2-14 海外主要国の高等教育機関在学者数に占める留学生（受入れ）数の割合

国名		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オーストラリア	日本
高等教育機関在学者数	(千人)	10,797	1,513	1,979	2,217	1,029	3,516
留学生（受入れ）数	(千人)	624 (2007年)	389 (2007年)	246 (2007年)	261 (2007年)	294 (2007年)	124 (2008年)
高等教育機関在学者数に占める留学生（受入れ）数の割合	(%)	5.8	25.7	12.4	11.8	28.6	3.5

資料：「平成21年度 我が国の留学生制度の概要-受入れ及び派遣」（文部科学省）により国土交通省国土計画局作成

また、法務省の「在留外国人統計」をもとに、平成21年末の外国人登録者数を在留資格別にみると、理科系（理学、工学その他の自然科学など）の知識を要する業務を行う「技術」の外国人登録者数は3.9万人（全国比77%）、文科系（法律学、経済学、社会学その他の人文科学など）の知識を必要とする業務を行う「人文知識・国際業務」の外国人登録者数は4.7万人（全国比67%）、海外にある外国企業から日本への転勤者に代表される「企業内転勤」の外国人登録者数は1.2万人（全国比74%）であり、我が国の中でも首都圏の比率が突出して高く、そのほとんどが東京圏に集積している（図表1-2-15）。

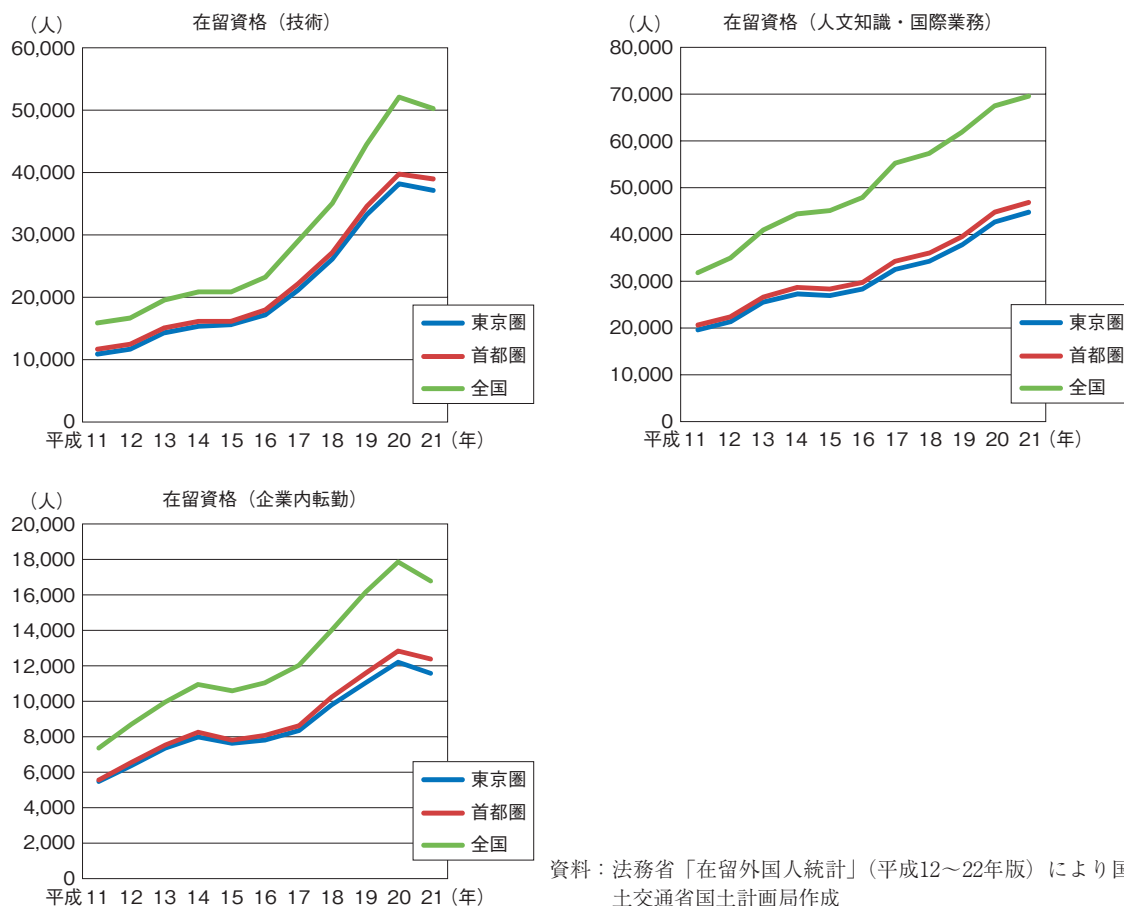
図表1-2-15 在留資格「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の地域別の比較



資料：法務省「平成22年版在留外国人統計」により国土交通省国土計画局作成

更に、首都圏における平成11年から平成21年までの「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の推移をみると、直近の1年では前年に対して減少が見られるものもあるが、10年前に比べ「技術」は3.4倍、「人文知識・国際業務」は2.3倍、「企業内転勤」は2.2倍となっており、これらの在留資格を持つ外国人登録者数は急増していることがわかる（図表1-2-16）。

図表1-2-16 在留資格「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の平成11～21年の推移



今回の東日本大震災の影響により多くの外国人が日本を離れたことが報道された。経済のグローバル化が進展する中、我が国の活力を向上させるためには、世界中から人材を呼び込むことが重要であり、海外からの優秀な人材の獲得に向け、我が国の優れている点を更に高めながら、課題解消に向けて取り組む必要がある。

（我が国の首都圏の特徴）

首都圏は、他の世界の大都市圏に比べ、人口規模が大きく、市場（マーケット）としても、労働力の点でも優位性がある。しかし、今後は、人口が減少局面に転じるとともに、急速に高齢者数の増加が見込まれることなどから、労働力の不足のほか、様々な面で、首都圏の国際競争力に大きな影響を与える可能性がある。一方で、知的資源など比較的優れた要素もみられる。これらの資源を有効に活用していくため、今後の見通しなどの動向について更なる検討が必要である。

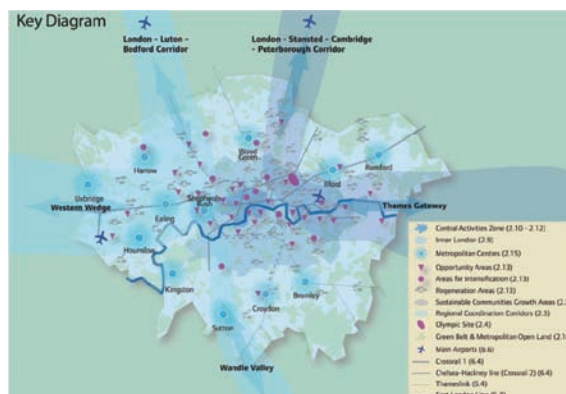
3. 諸外国の大都市圏での取組状況

諸外国では、更なる経済成長や国際競争力の強化をねらいとして、大都市圏を対象とした計画や戦略づくりを進めている事例が近年見られる。

イギリスでは、ロンドン大都市圏において、2000年にロンドン大都市圏全体を包括する広域自治体としてグレーター・ロンドン・オーソリティ（GLA：Greater London Authority）が法律に基づき創設されている。GLAは戦略策定機能を強化した機関であり、国際競争力の強化に向けて、ロンドン大都市圏を包括した長期計画である「ロンドンプラン」を始め、多様な課題に対応するために様々なテーマで戦略を策定している。具体的には、慢性的な交通渋滞と流入する人口を受けとめる市街地の再整備に対する課題への対応として、市街地を貫通する鉄道の整備（テムズリンク、クロスレール）及びドックランズを含むロンドン東部地域（テムズゲートウェイ）の開発が、国と地方公共団体との連携のもとで進められている。

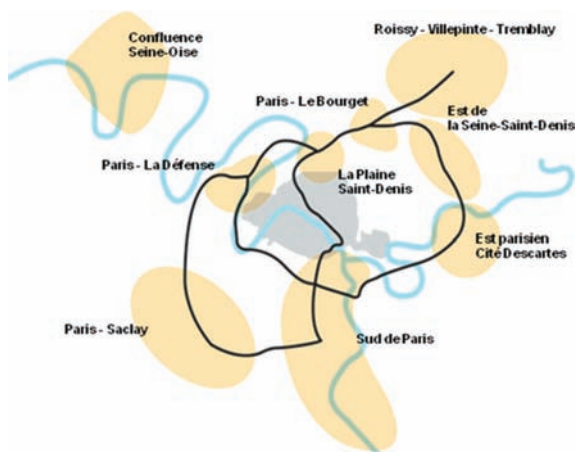
フランスでは、近年のEU内の都市間競争により、相対的なパリの地位低下が問題とされており、国際競争力の強化のため、パリの規模の拡大を図ることが必要とされていた。一方、パリを中心とした地域では業務機能と人口が郊外に移転しており、郊外間を結ぶ鉄道の必要性が増していた。イル・ド・フランス州は2008年に地域圏のマスタープランを作成しており、鉄道網の整備に関する計画が盛り込まれていたところであるが、この計画は地域圏内の住民生活を重視しているなど国際競争力の強化の観点に乏しく、国の承認が得られていなかった。このような状況において、国はグラン・パリ法案を国会に提出し、世界の大都市と競いうるパリの経済成長を実現するための持続可能な経済開発を推進するためのグラン・パリ計画を策定した。グラン・パリ計画においては鉄道網の整備に関する計画を中心としている。このグラン・パリ法では、国と地方との実質的な合意の期限が定められるなど、国際競争力の強化を速やかに行うための制度的担保がなされている。

図表1-2-17 ロンドンプランのKey Diagram



資料：GLA「The London Plan (Consultation draft replacement plan)」(2009年10月)

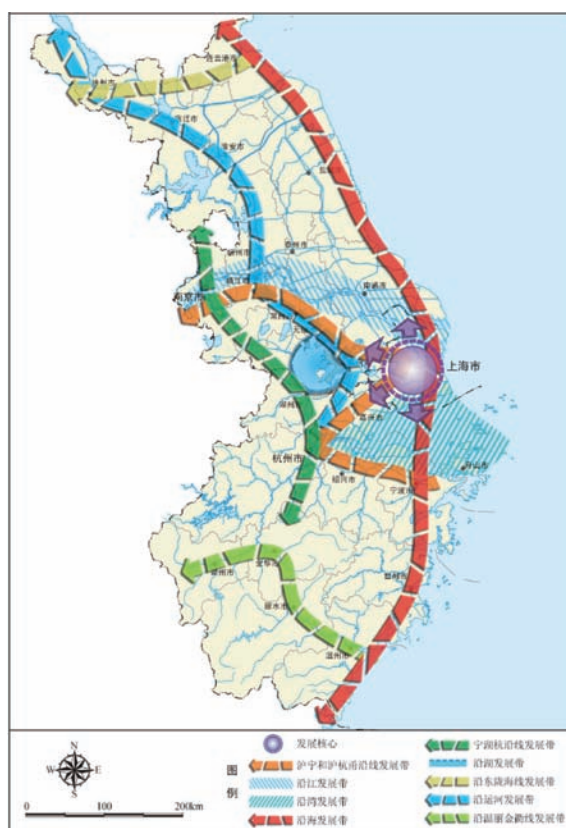
図表1-2-18 グラン・パリ鉄道網の計画



資料：Cité de l'architecture et du patrimoine「LE GRAND PARIS」(2009年4月29日)

中国では、国家發展改革委員会が定める国レベルの經濟計画「国家國民經濟社会發展五カ年計画」に基づいて、土地利用計画や都市計画等が定められる。第11次五カ年計画（2006～2010年）では、上海を中心とする長江デルタ地区と、北京・天津を中心とする京津冀地区が地域經濟發展試行地区に指定され、国家主導で地域計画が策定されることになった。これらの地域計画は、圏域内の各都市の成長を主眼としたこれまでの計画と異なり、各都市の役割分担と相互補完による發展を主眼とした広域的な地域計画として定めることとされた。第12次五カ年計画（2011～2015年）においても、この方向性は継続されている。具体的な地域計画である「長江デルタ地区地域計画」（2009～2015年）においては、人口を主要交通幹線沿いに集積させ、農村部の無秩序な市街化を抑制するといった土地利用に関する方針に加え、上海・南京・蘇州・無錫・杭州・寧波といった拠点都市ごとの広域的な機能分担の方針等が示されている。

図表1-2-19 長江デルタ地区エリア計画



資料：中国国家發展改革委員会「長江デルタ地区地域計画」
2010年5月

以上のように、諸外国の事例を見ると、広く行政区域を越えた広域圏を対象に、国際競争力強化や經濟開發を目的とした圏域レベルの計画の策定や計画の実効性を確保するための措置を設けたものがみられる。また、計画の策定や推進過程において中央政府が強いイニシアティブを発揮しているといった事例も存在している。

2006年にまとめられたOECDレポート（Competitive Cities in the Global Economy）においても、「大都市の協力体制を強化する上で中心的役割を果たすのは、より高次の政府である。大半の場合は中央政府が改革の強要や奨励により指導的役割を果たしている」と指摘されているところである。²⁾

2) OECDレポート「Competitive Cities in the Global Economy」（2006）日本語版サマリーより抜粋。

4. 首都圏の国際競争力向上に向けて

経済のグローバル化が進展する中、我が国の経済活力を向上させていくためには、我が国の成長エンジンである大都市圏において、新たな付加価値を生み出し、生産性の向上を図ることが重要である。その実現に当たっては、高度な技能を備えた人材、グローバル社会に対応した高質なインフラ、経済活動を安定的かつ円滑に行うための資金供給、国際競争をリードするための先端情報など、人、モノ、金、情報を呼び込むことが求められている。このため、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の多大な影響を踏まえ、首都圏の災害に対する脆弱性を克服するとともに、我が国がこれまで蓄積してきた固有の優れた環境、景観、文化、安全・安心などといった大都市圏の魅力を高め、諸外国の人々を惹きつける拠点として、大都市圏の成長を促していくことが期待されている。

我が国の東京を中心とする首都圏について、諸外国の動向や近年の我が国を取り巻く経済社会情勢の急激な変化に鑑みれば、国際社会での位置づけを的確に把握することが重要である。その際、我が国の首都圏について、強みと弱みの分析を進め、強みを活かした方向で首都圏の魅力を更に向上させることや、強みを維持しつつ弱みを克服させることについて検討を深めていくことが必要である。その上で、首都圏が我が国の成長エンジンとしての機能を的確に発揮するよう、首都圏の国際競争力を向上させるための戦略的な取組を指向することが求められる。

第 2 章

首都圏整備の状況

第1節 人口等の状況

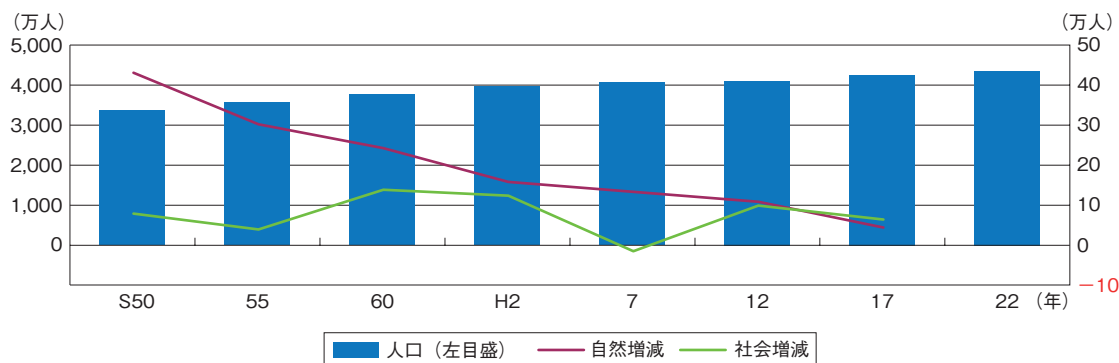
1. 人口

(1) 首都圏の人口推移

首都圏の総人口は、平成22年10月1日現在で4,347万人となっており、全国の33.9%を占めている。

人口動態をみると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は一貫して増加しているものの、増加幅は縮小基調で推移しており、平成21年は2.6万人増となっている。また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は平成6、7年に一時減少に転じたものの、近年は増加基調で推移しており、平成21年は12.0万人増となっている（図表2-1-1）。

図表2-1-1 首都圏の人口、自然増減数及び社会増減数の推移

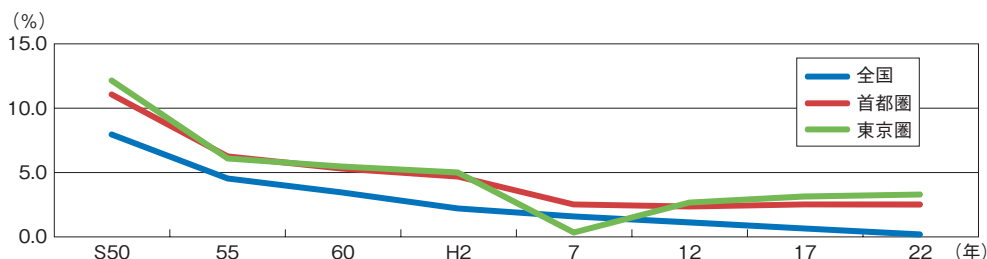


注1：人口は10月1日現在、自然増減及び社会増減は前年の10月1日から当年の9月30日までの期間による。

資料：「国勢調査」及び「平成22年国勢調査（人口速報集計結果）」（いずれも総務省）により国土交通省国土計画局作成

首都圏の人口増加率は、一貫して全国水準を上回って推移しており、全国人口が減少する一方で増加を続けている（図表2-1-2）。都県別にみると、東京都及び近隣3県は平成12年国勢調査以降増加基調で推移している。また、周辺4県は前回調査から減少している。特に、首都圏の中でも東京圏及び東京都の増加が著しい（図表2-1-3、図表2-1-4、図表2-1-5）。

図表2-1-2 全国・首都圏・東京圏の人口増加率の推移

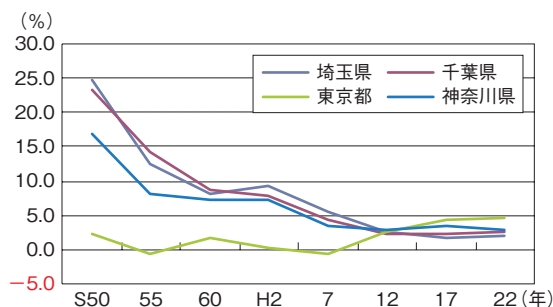


資料：「国勢調査」及び「平成22年国勢調査（人口速報集計結果）」（いずれも総務省）により国土交通省国土計画局作成

首都圏の人口増加率に対する寄与度をみると、近隣3県は一貫して増加に寄与している。東京都は、平成12年国勢調査以降プラス寄与を続けている。また、周辺4県は、平成17年国勢調査以降マイナス寄与が続いている（図表2-1-6）。

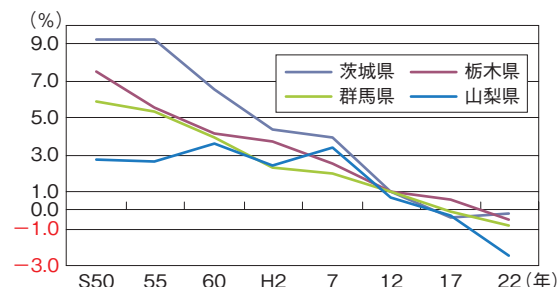
図表2-1-3

東京都及び近隣3県の人口増加率の推移

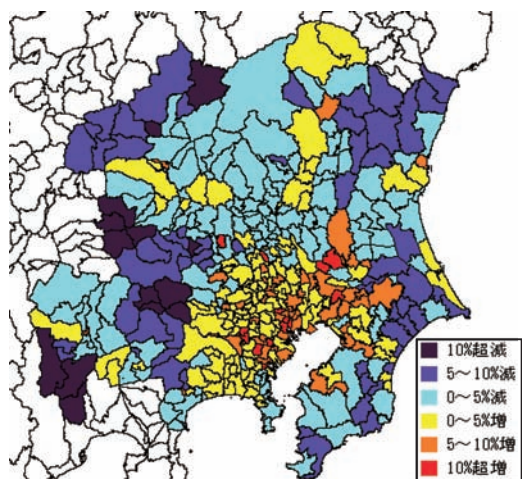


図表2-1-4

周辺4県の人口増加率の推移

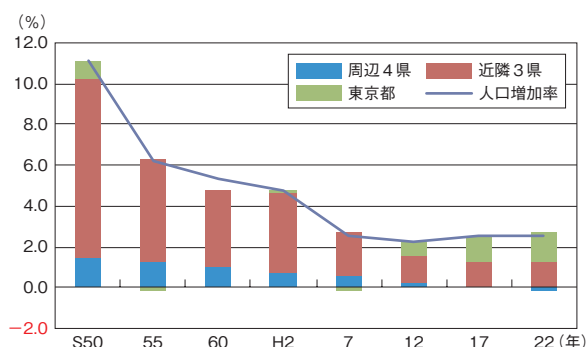


図表2-1-5

市区町村別人口増加率
(平成17年～22年)

図表2-1-6

首都圏の人口増加率に対する地域別寄与度の推移



資料：図表2-1-3、2-1-4、2-1-5、2-1-6ともに「国勢調査」及び「平成22年国勢調査（人口速報集計結果）」（いずれも総務省）により国土交通省国土計画局作成

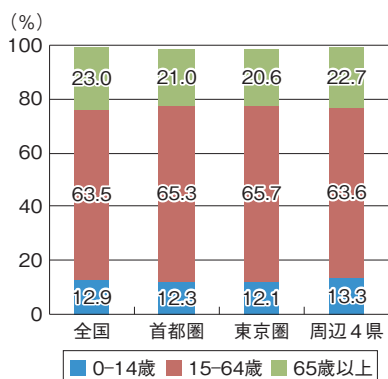
(2) 首都圏の年齢別構成

首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている（図表2-1-7）。

平成47年の人口推計によると、周辺4県を中心に高齢化率が高くなり、東京都区部等の一部の市区町村を除き、高齢化率が30%以上の市区町村が多くなっている（図表2-1-8）。

一方、高齢者数で見ると、平成47年の高齢者は平成17年と比較して、全国は44.6%、東京圏は75.7%増加し（図表2-1-9）、高齢者数の全国シェアは平成47年時点で首都圏は34.6%、東京圏は28.5%に上昇する（図表2-1-10）。

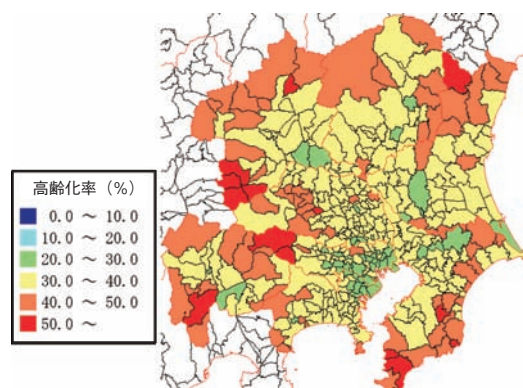
図表2-1-7 首都圏等の年齢別構成(平成22年)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)により国土交通省国土計画局作成

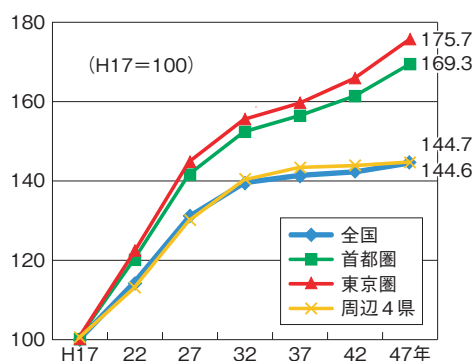
図表2-1-8

首都圏の市区町村別高齢化率(平成47年)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)により国土交通省国土計画局作成

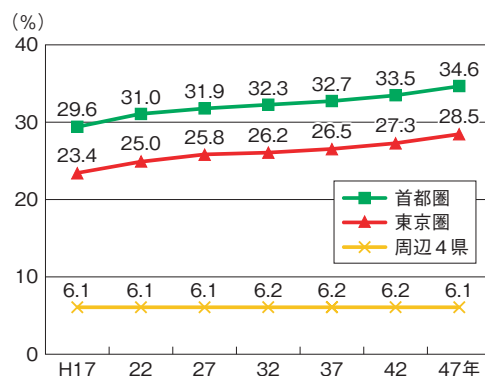
図表2-1-9 高齢者の将来推計人口の指数



資料：図表2-1-9、2-1-10ともに「日本の市町村別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)により国土交通省国土計画局作成

図表2-1-10

高齢者数の全国シェアの推移

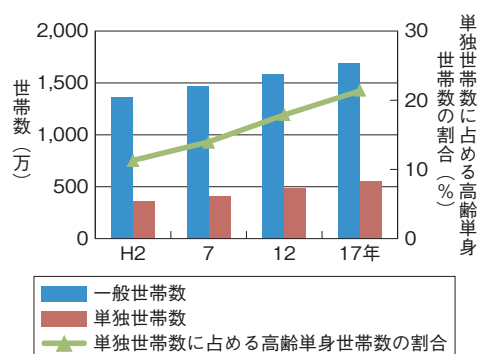


(3) 首都圏の一般世帯数等

首都圏の一般世帯数は増加しており、平成17年の一般世帯数は1,701万世帯となっている。そのうち、単独世帯数は549万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は平成2年の11.4%から、平成17年は21.4%と急激に増加している(図表2-1-11)。

図表2-1-11

首都圏の一般世帯数等の推移



資料：「国勢調査」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

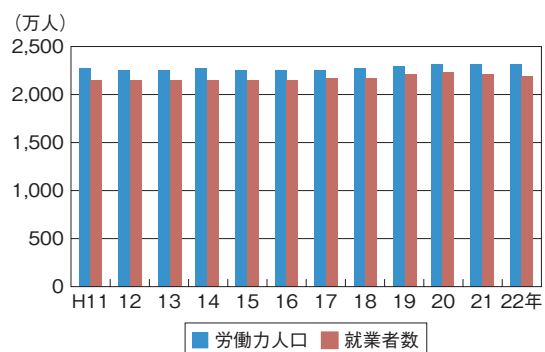
2. 就業者数

(首都圏の労働力人口、就業者数)

首都圏の労働力人口及び就業者数は近年、ほぼ横ばいで推移し、平成22年の労働力人口は2,304万人、就業者数は2,187万人となっており(図表2-1-12)、それぞれ全国の34.9%を占めている。

図表2-1-12

首都圏の労働力人口及び就業者数の推移



資料：「労働力調査」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

第2節 産業機能の状況

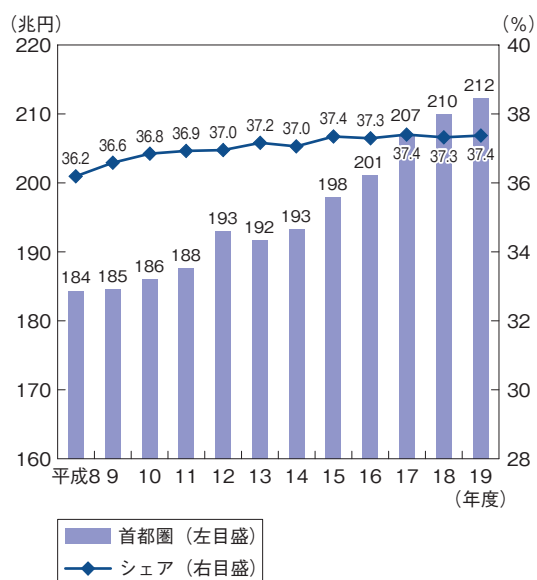
1. 首都圏の経済状況

日本経済における首都圏の位置付けを見ると、首都圏は全国のGDPの37.4%を占めており（図表2-2-1）、日本経済において重要な役割を担っている圏域である。

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェアを見ると、全体の80.0%と大きなウェイトを占めている。中でもサービス業は、圏域総生産の26.2%を占めており、首都圏経済の重要な産業となっている（図表2-2-2）。

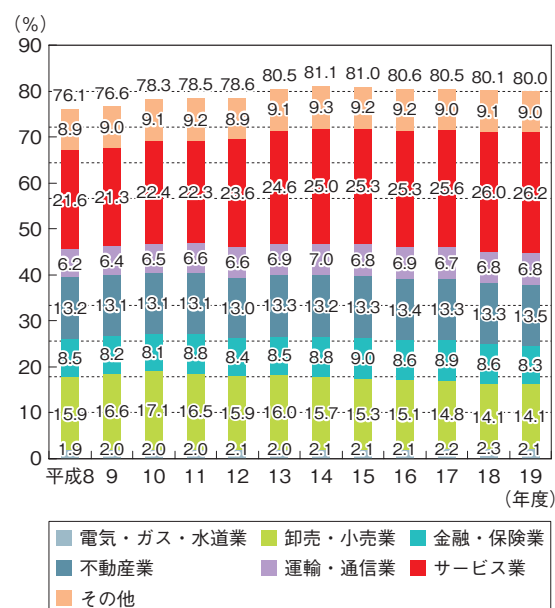
図表2-2-1

全国のGDP(実質：連鎖方式)
に対する首都圏のシェアと実額



図表2-2-2

首都圏の圏域総生産(実質：連鎖方式)
における第3次産業のシェア



注1：合計値は、便宜的に該当項目を積上げて作成しているが、統計の性質上、積上げた合計値と実質値は一致しない。

注2：連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法。

資料：図表2-2-1、2-2-2ともに「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省国土計画局作成

2. 首都圏における諸機能の展開

(1) 首都圏の事業・業務環境

① 国際的な企業活動から見た首都圏 (首都圏への海外企業参入状況)

外国の企業数の推移を見ると、平成8年の全国の外国の企業数は2,294社、首都圏は1,385社で全国シェアは60.4%となっており、平成18年は全国は2,190社、首都圏は1,400社で全国シェアは63.9%となっている（図表2-2-3）。

② 最近のオフィス需要動向

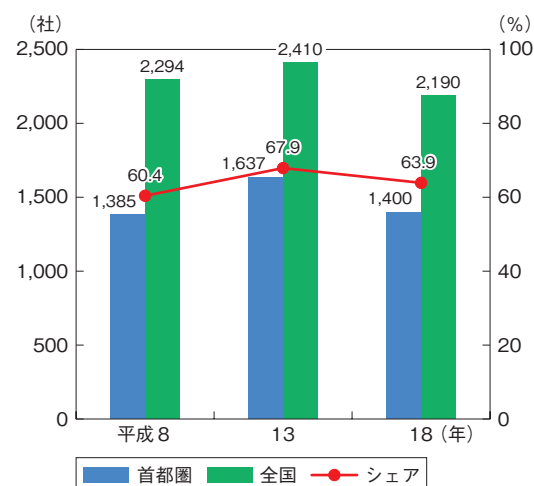
近年の東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、大規模ビルの大量供給による平成15年の6.9%をピークに平成19年まで減少傾向にあったが、平成20年以降、景気後退の影響により新規需要面積がマイナスとなったことから、平成20年以降上昇に転じた。なお、上昇幅については、平成21年は前年比3.2ポイント、平成22年は、1.2ポイントと縮小している（図表2-2-4）。

(2) 首都圏における各産業の動向

① ベンチャー企業の動向

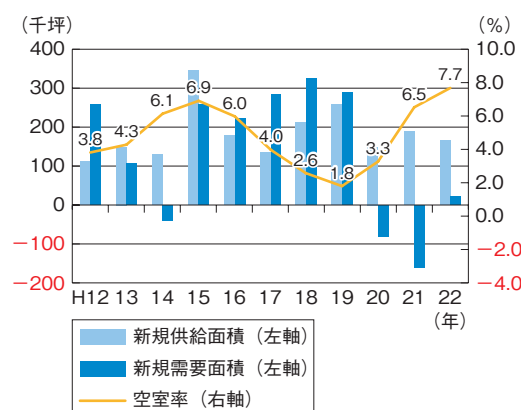
大学発ベンチャー企業数の推移について見ると、平成14年は全国で531社、首都圏は207社で全国シェアは39.0%、平成20年は全国で1,809社、首都圏は718社で全国シェアは39.7%となっており、全国的に大学発ベンチャー企業数が着実に増加を続けているなか、首都圏は約4割を占めている（図表2-2-5）。

図表2-2-3 外国の企業数の推移



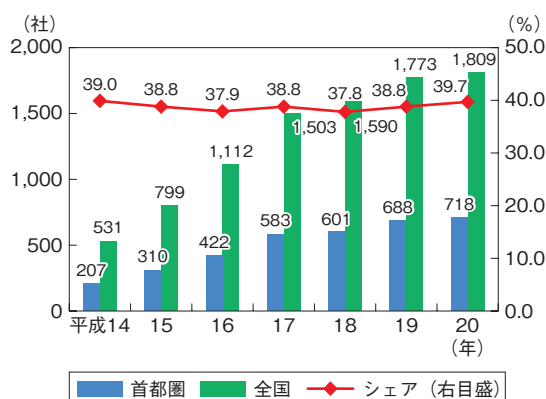
資料：「事業所・企業統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表2-2-4 東京都区部のオフィスビルの需給動向



注：新規供給面積は年間、空室率は各年12月の値。
新規需要面積は前年と当該年の稼働床面積の差。
資料：シービー・リチャードエリス総合研究所（株）資料により国土交通省国土計画局作成

図表2-2-5 大学発ベンチャー企業数の推移

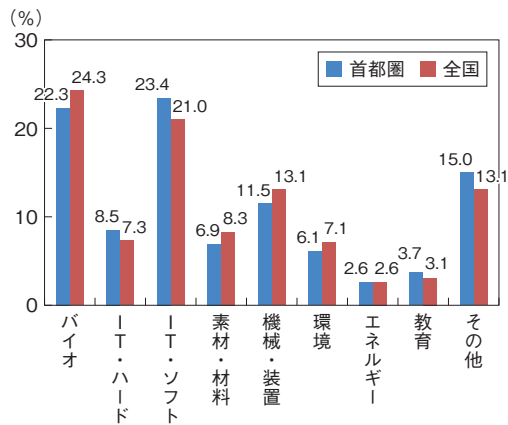


資料：「大学発ベンチャーに関する基礎調査」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成

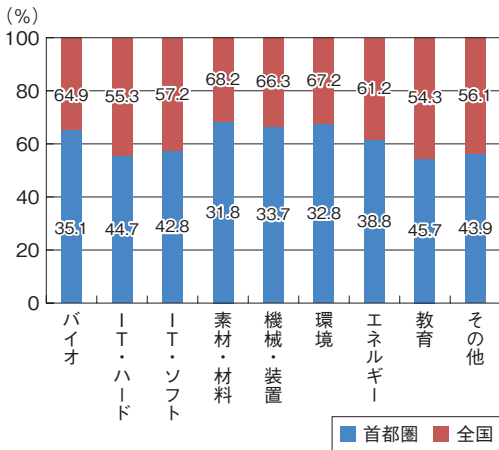
平成20年度の大学発ベンチャー企業数について、事業分野別割合を見ると、首都圏及び全国共にバイオ、IT・ソフト分野の割合が高くなっている（図表2-2-6）。

また、全国の事業分野別に占める首都圏の割合を見ると、全事業分野において3割以上を占めており、IT・ハード、IT・ソフト及び教育分野で4割を超えている（図表2-2-7）。

図表2-2-6 首都圏及び全国の事業分野別割合



図表2-2-7 全国の事業分野別に占める首都圏の割合



注：1社で複数分野に関連する場合は、関連分野全てでカウントしている。
資料：図表2-2-6、2-2-7ともに「大学発ベンチャーに関する基礎調査」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成

②工業機能 (製造業の動向)

首都圏における製造業の動向について見ると、平成21年の事業所数は前年比で12.4%減となっており、首都圏内の全ての都県で大幅に減少している。

同様に、従業者数は9.4%減、製造品出荷額等は22.1%減となっており、従業者数、製造品出荷額等共に、全ての都県で大幅に減少している（図表2-2-8）。

図表2-2-8 首都圏の製造業の事業所数等（平成21年）

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数（件）	前年比（%）	実数（人）	前年比（%）	金額（百万円）	前年比（%）
全 国	235,238	－10.6	7,671,198	－8.3	262,850,323	－21.7
首都圏合計	64,566	－12.4	2,032,078	－9.4	71,969,280	－22.1
茨 城 県	6,163	－8.9	263,931	－8.0	9,629,067	－21.8
栃 木 県	4,917	－10.1	198,088	－6.8	7,657,400	－17.5
群 馬 県	5,749	－11.4	187,592	－12.0	6,459,405	－22.3
埼 玉 県	13,576	－12.5	387,507	－10.4	11,604,858	－20.8
千 葉 県	5,974	－9.8	214,277	－6.2	12,240,432	－20.8
東 京 都	16,446	－14.7	318,488	－12.2	7,695,959	－24.6
神奈川 県	9,592	－13.0	389,290	－8.4	14,791,529	－24.1
山 梨 県	2,149	－14.4	72,905	－9.7	1,890,630	－28.9

注：従業者4人以上の事業所。
資料：「平成21年工業統計調査（速報）」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成。

(既成市街地における製造業の動向)

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」が廃止された平成14年以降の埼玉県、東京都及び神奈川県¹⁾の製造業の動向を見ると、事業所数、従業者数は共にほぼ横ばいで推移しているが、従業者数の全国シェアは低下傾向となっている（図表2-2-9）。

図表2-2-9 埼玉県、東京都及び神奈川県の製造業のシェア

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
事業所数	51,974	47,356	48,487	44,548	44,639	45,833	39,614
全国シェア	17.7%	17.5%	17.5%	17.2%	17.3%	17.4%	16.8%
従業者数	1,276,295	1,235,304	1,230,755	1,206,983	1,247,332	1,220,177	1,095,285
全国シェア	15.5%	15.2%	15.1%	14.7%	14.6%	14.6%	14.3%

注1：従業者4人以上の事業所。

注2：調査は毎年12月31日現在で実施。

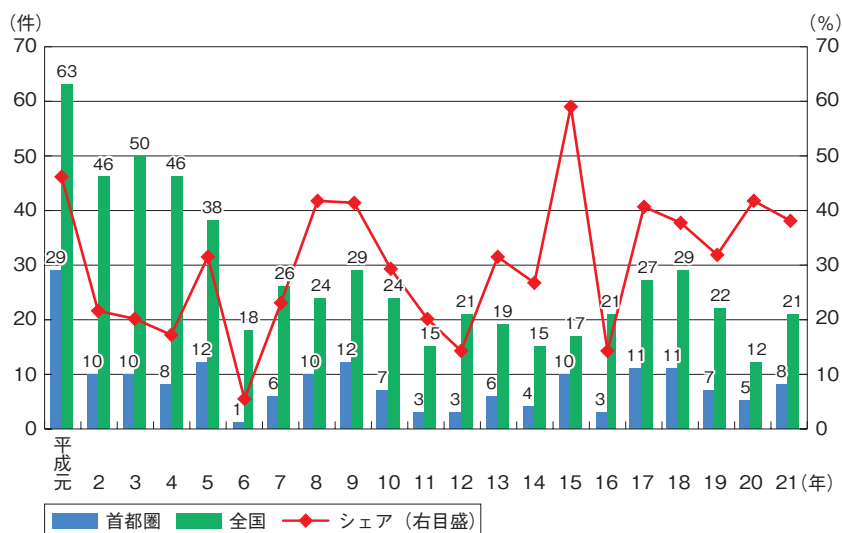
資料：「平成21年工業統計調査（速報）」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成。

③研究開発機能

(研究開発施設等の立地状況)

研究所（工場敷地内に研究開発機能を付設する場合を除く。）立地件数²⁾の推移を見ると、平成元年の全国は63件、首都圏は29件で全国シェアは46%となっていたが、立地件数は総じて減少傾向にあり、平成21年は全国で21件、首都圏は8件となっている（図表2-2-10）。

図表2-2-10 研究所立地件数の推移



資料：「工場立地動向調査」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成

④交流・文化機能

(交流・文化施設等の整備状況)

国際会議開催件数の推移を見ると、平成12年の全国は1,367件、首都圏は453件で全国シェアは33.1%、平成21年の全国は2,149件、首都圏は890件で全国シェアは41.4%となっており、開

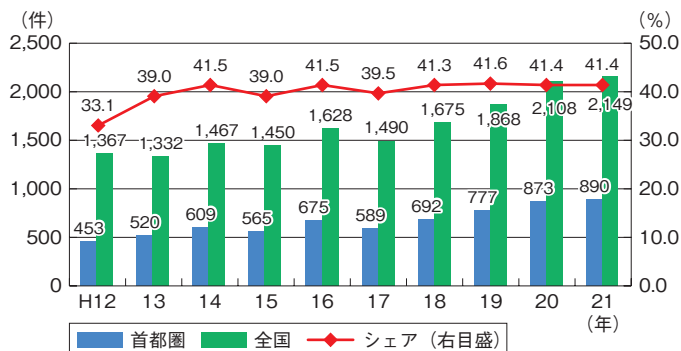
1) 工業等制限制度が適用された地域は、埼玉県、東京都及び神奈川県に含まれる既成市街地である。

2) 製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）したもの。

催件数は増加傾向にある（図表2-2-11）。なお、U I A（国際団体連合）の統計により各国都市別の比較をすると、シンガポールの689件に比べ東京は134件と大きく差が開いている。

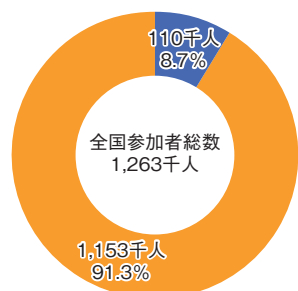
また、平成21年の国際会議参加者数を見ると、全国は1,263千人、首都圏は561千人で、そのうち外国人はそれぞれ1割弱の参加となっている（図表2-2-12、2-2-13）。

図表2-2-11 国際会議開催件数の推移



図表2-2-12

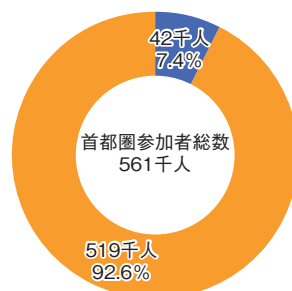
平成21年国際会議参加者内訳
(全 国)



■ 平成21年外国人参加者数 (千人)
■ 平成21年国内参加者数 (千人)

図表2-2-13

平成21年国際会議参加者内訳
(首都圏)



■ 平成21年外国人参加者数 (千人)
■ 平成21年国内参加者数 (千人)

注1：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て）が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上及び開催期間が1日以上のものである。

注2：外国人参加者数には、会議出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。但し、プレス関係者、在日外国人は含めない。

注3：1つの会議が複数の都市にまたがって開催された場合、それぞれの都市に計上しているため、首都圏の国際会議開催件数及び参加者数は、実際の開催件数、参加者数の総数よりも多くなっている場合がある。

資料：図表2-2-11、2-2-12、2-2-13ともに「国際会議統計」（（独）国際観光振興機構）により国土交通省国土計画局作成

（観光立国の推進）

観光立国の推進については、訪日外国人旅行者数の拡大に向けたビジットジャパン事業等、実効性の高い観光政策を強力に展開していくこととしており、平成22年の訪日外国人旅行者数は、861万人となっている。なお、宿泊旅行統計調査によると、首都圏における平成21年の外国人延べ宿泊者数は、全国約1,830万人泊のうち約927万人泊となっており、そのほとんどが東京圏で約868万人泊となっている。

⑤大学等高等教育機能

（首都圏における大学の動向）

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、平成22年度の大学・大学院数は前年度

比で1.2%増となっており、埼玉県、東京都及び神奈川県で増加している。

また、大学・大学院学生数は前年度比2.0%増となっており、首都圏のすべての都県で増加している（図表2-2-14）。

図表2-2-14 首都圏の大学・大学院数及び学生数(平成22年度)

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数（校）	前年比（%）	実数（人）	前年比（%）
全 国	778	0.6	2,887,414	1.5
首都圏合計	263	1.2	1,285,670	2.0
茨 城 県	9	0.0	38,670	0.9
栃 木 県	9	0.0	22,623	0.7
群 馬 県	14	0.0	27,823	7.7
埼 玉 県	30	3.4	125,143	1.3
千 葉 県	28	0.0	118,061	1.1
東 京 都	138	1.5	729,422	2.1
神奈川県	28	3.7	205,956	2.0
山 梨 県	7	-12.5	17,972	0.3

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。

注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）により国土交通省国土計画局作成

（既成市街地における大学の動向）

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」が廃止された平成14年以降の埼玉県、東京都及び神奈川県の大学・大学院の動向を見ると、大学・大学院数、大学・大学院学生数は共に増加傾向にあるものの、全国シェアはほぼ横ばいで推移している（図表2-2-15）。

図表2-2-15 埼玉県、東京都及び神奈川県の大学・大学院数と学生数のシェア

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
大学・大学院数	162	164	171	176	184	187	189	192	196
全国シェア	23.6%	23.4%	24.1%	24.2%	24.7%	24.7%	24.7%	24.8%	25.2%
大学・大学院学生数	1,002,268	1,010,968	1,010,219	1,030,398	1,027,245	1,015,311	1,027,371	1,039,600	1,060,521
全国シェア	36.0%	36.1%	36.0%	36.0%	35.9%	35.9%	36.2%	36.5%	36.7%

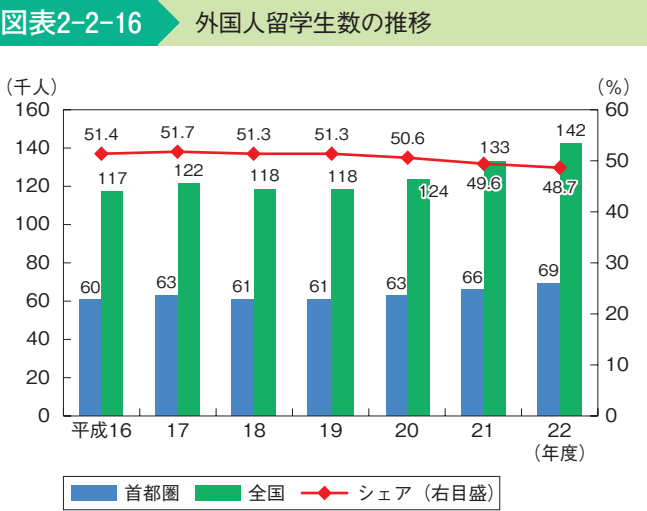
注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。

注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）により国土交通省国土計画局作成

(外国人留学生の動向)

外国人留学生数の推移をみると、平成16年度（5月1日現在）の全国は117千人、首都圏は60千人で全国シェアは51.4%、平成22年度（5月1日現在）の全国は142千人、首都圏は69千人で全国シェアは48.7%となっている。首都圏における外国人留学生数は近年増加している（図表2-2-16）。



注：留学生とは、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有し、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生をいう。

資料：「外国人留学生在籍状況調査結果」（（独）日本学生支援機構）により国土交通省国土計画局作成

⑥商業機能

(中心市街地・都心における商業機能の動向)

中心市街地・都心における商業機能の動向を見ると、平成21年12月末現在で、全国のショッピングセンター³⁾の店舗数は3,013店、首都圏は841店となっており、首都圏の立地別⁴⁾では中心地域（215店）、周辺地域（228店）が52.7%を占めている。また、店舗面積について見ると、全国42,678千㎡のうち首都圏は13,356千㎡と約3割を占めている（図表2-2-17）。

図表2-2-17 立地別ショッピングセンター数（平成21年12月末現在営業中のもの）

県名	中心地域（店）		周辺地域（店）		郊外地域（店）		合計（店）		店舗面積（千㎡）
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
全 国	653	21.7	714	23.7	1,646	54.6	3,013	100	42,678
首都圏計	215	25.6	228	27.1	398	47.3	841	100	13,356
茨 城 県	10	13.5	13	17.6	51	68.9	74	100	1,034
栃 木 県	8	23.5	3	8.8	23	67.6	34	100	569
群 馬 県	6	17.1	5	14.3	24	68.6	35	100	622
埼 玉 県	31	26.7	18	15.5	67	57.8	116	100	2,270
千 葉 県	30	23.1	15	11.5	85	65.4	130	100	2,470
東 京 都	80	30.1	131	49.2	55	20.7	266	100	3,415
神奈川県	45	27.6	41	25.2	77	47.2	163	100	2,713
山 梨 県	5	21.7	2	8.7	16	69.6	23	100	263

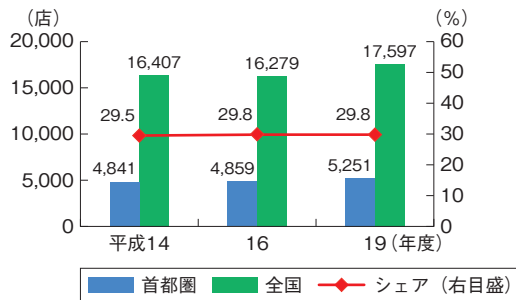
資料：「SC販売統計調査報告」（（社）日本ショッピングセンター協会）により国土交通省国土計画局作成

- 3) ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の条件を備えることを必要とする。
- ・小売業の店舗面積は、1,500㎡以上であること
 - ・キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること
 - ・キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80%程度を超えないこと（但し、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500㎡以上である場合には、この限りではない。）
 - ・テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること
- 4) 中心地域は、当該市・町・村の商業機能が集積した中心市街地。周辺地域は、中心地域に隣接した商業・行政・ビジネス等の都市機能が適度に存在する地域。郊外地域は、都市郊外で住宅地・農地等が展開されている地域。

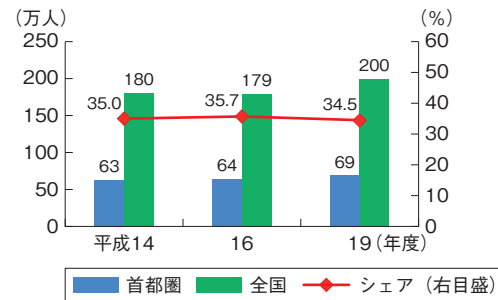
(郊外型大規模店舗)

大規模小売店舗⁵⁾数の動向を見ると、平成14年度の全国は16,407店、首都圏は4,841店で全国シェアは29.5%、平成19年度の全国は17,597店、首都圏は5,251店で全国シェアは29.8%となっている（図表2-2-18）。また、大規模小売店舗の従業者数の推移を見ると、平成14年度の全国は約180万人、首都圏は約63万人で全国シェアは35.0%、平成19年度の全国は約200万人、首都圏は約69万人で全国シェアは34.5%となっている（図表2-2-19）。

図表2-2-18 大規模小売店舗数の推移



図表2-2-19 大規模小売店舗従業者数の推移



資料：図表2-2-18、2-2-19ともに「商業統計調査」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成

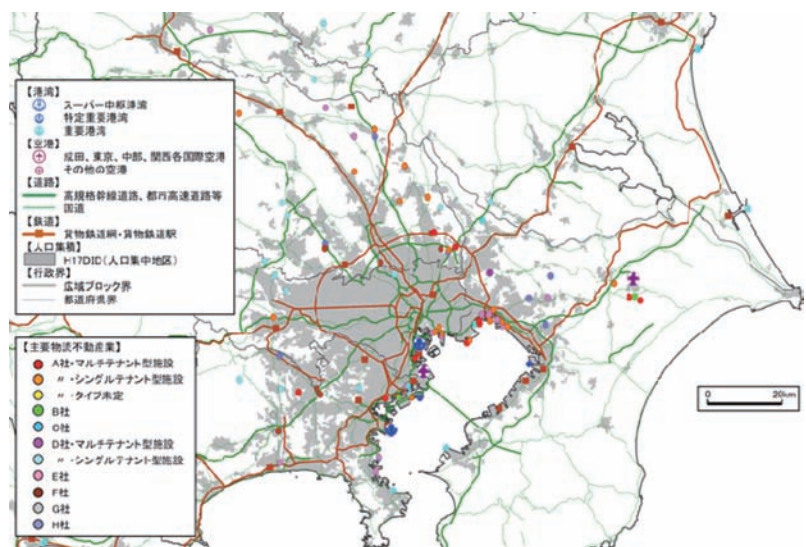
⑦交通・物流機能

(物流拠点の整備状況)

首都圏には東京国際空港（羽田空港）、京浜港など我が国を代表する広域物流拠点が存在している。また、これらの広域物流拠点を中心として高規格幹線道路をはじめとした道路網が整備されるなど都市インフラの整備が進んでいることに加え、後背圏に大きな人口・産業を抱えている。

こうした状況の中、物流施設の立地が年々進み、物流不動産の物流施設では昭和60年から平成22年にかけて東京湾岸に延床面積で二百万平方メートルを超える物流拠点が整備されており、特に平成12年から平成22年にかけて大きく延床面積を増やしている（図表2-2-20）。

図表2-2-20 主要物流不動産の物流施設の分布状況



資料：「平成20年度大都市圏等における地域・産業振興制度等支援制度及び物流・産業基盤立地状況等基礎調査報告書」（国土交通省国土計画局）

5) 大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったもの。

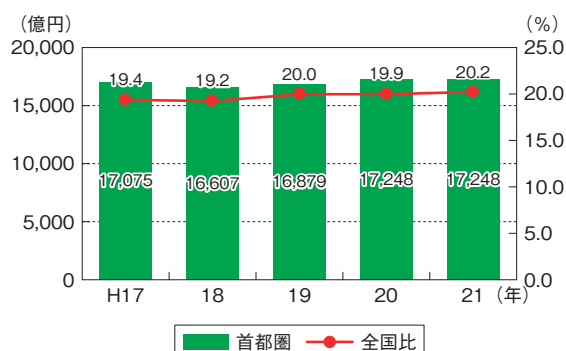
⑧農林水産機能

(農業)

首都圏の農業は、都市化の影響を受けながらも、世界最大規模の消費地に近いという優位性を活かし、全国有数の農業産出額をあげている茨城県（2位）、千葉県（3位）（平成21年産出額の全国順位）を有している。直近5年を見ると、首都圏全体の農業産出額は、横ばいで推移し、全国の約2割程度を占めている（図表2-2-21）。中でも、野菜については、東京都中央卸売市場に集まる野菜総取扱高の約4割（平成21年）を産出しており、新鮮で安全な農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかし、都市化の影響を受け、耕地面積は、年々ゆるやかに減少している（図表2-2-22）。このような状況の中、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある耕作放棄地（首都圏では、荒廃した耕作放棄地のうち農業利用が可能と見込まれるものが約3万ha）の解消に向けた取組が実施されており、平成21年度は1,376haの耕作放棄地が解消されている。平成22年度においても、埼玉県滑川町地域耕作放棄地対策協議会による果樹の試験栽培事業の取組が行われるなど耕作放棄地の解消を目指した取組がなされている。

図表2-2-21

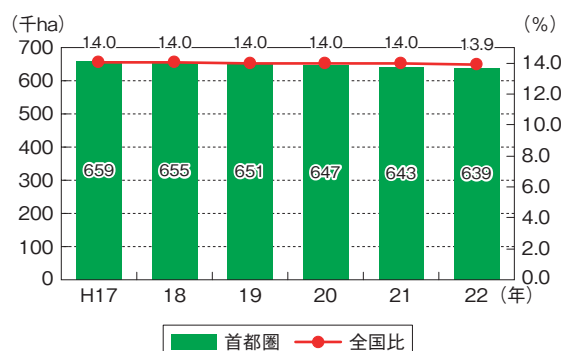
首都圏における農業産出額の推移



資料：「平成21年農業産出額」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

図表2-2-22

首都圏における耕地面積の推移



資料：「平成22年耕地面積」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

(林業)

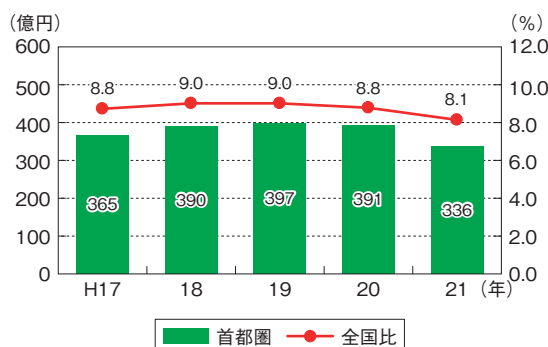
首都圏の林業は、平成21年の林業産出額が336億円で、全国の1割弱を産出しており（図表2-2-23）、中でも栃木県、群馬県の2県が首都圏全体の約6割を産出している。

林業産出額を構成している木材生産・薪炭生産・栽培きのこ類・林野副産物採取の4項目のうち、首都圏全体の林業産出額の約6割が栽培きのこ類、約4割が木材生産となっている。

首都圏における主な取組として、栃木県において、平成23年3月に、林業・木材産業の新たな成長産業への再生と低炭素社会や地域

図表2-2-23

首都圏における林業産出額の推移



資料：「平成21年林業産出額」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

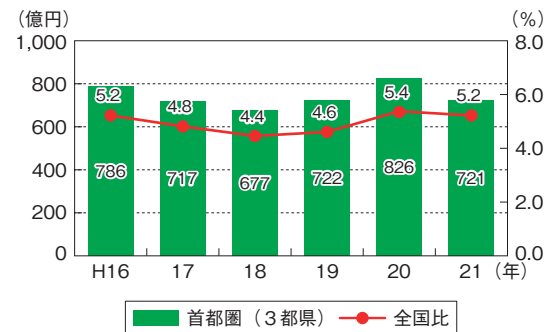
活性化に貢献する森林づくりを目標とした「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」を策定した。

(水産業)

首都圏の水産業は、平成21年の漁業生産額（海面漁業・養殖業）が721億円で、全国の約5.2%となっている（図表2-2-24）。

図表2-2-24

首都圏における漁業生産額（海面漁業・養殖業）の推移



注：首都圏の生産額は、数値を公表している千葉県、東京都及び神奈川県合計。

資料：「平成21年漁業生産額」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

(中央卸売市場の動向)

首都圏は、我が国最大の生鮮食料品などの消費地である。そのような中、卸売市場は、消費者ニーズの多様化や大型需要者ニーズの増大などに応え、生鮮食料品などを安定的に供給していく役割を担っている。このため、平成22年度においては、第8次中央卸売市場整備計画に即し、2市場において、品質管理の高度化などに対応するための施設整備を実施した。

第3節 個人主体の多様な活動の展開

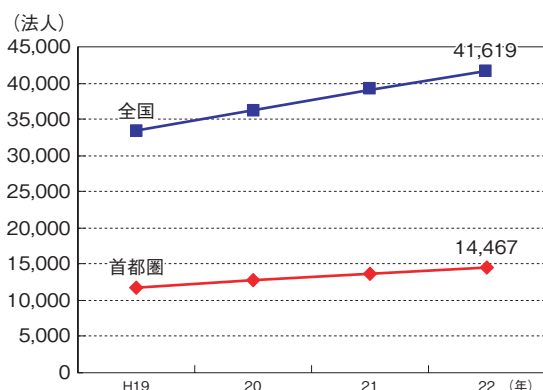
1. 首都圏のNPO法人等の動向

(1) NPO法人の動向

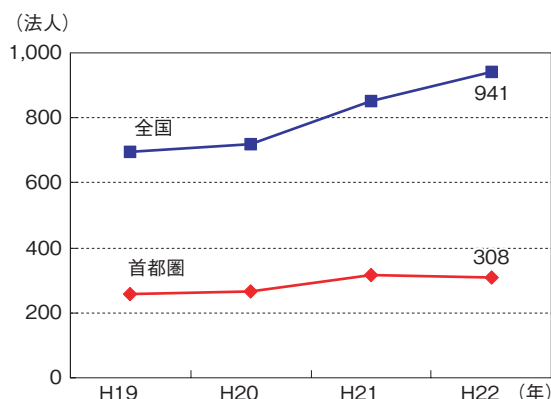
近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行以降、増加し続けており、平成22年の認証法人数は全国で41,619団体、首都圏は全国の約35%にあたる14,467団体がNPO法人として認証されている（図表2-3-1）。

一方、近年解散する認証法人数も増加してきており、平成22年には、1年間に全国で941団体が解散している。首都圏においても、全国の約33%にあたる308団体が解散している（図表2-3-2）。

図表2-3-1 NPO法人数の推移



図表2-3-2 解散したNPO法人数の推移



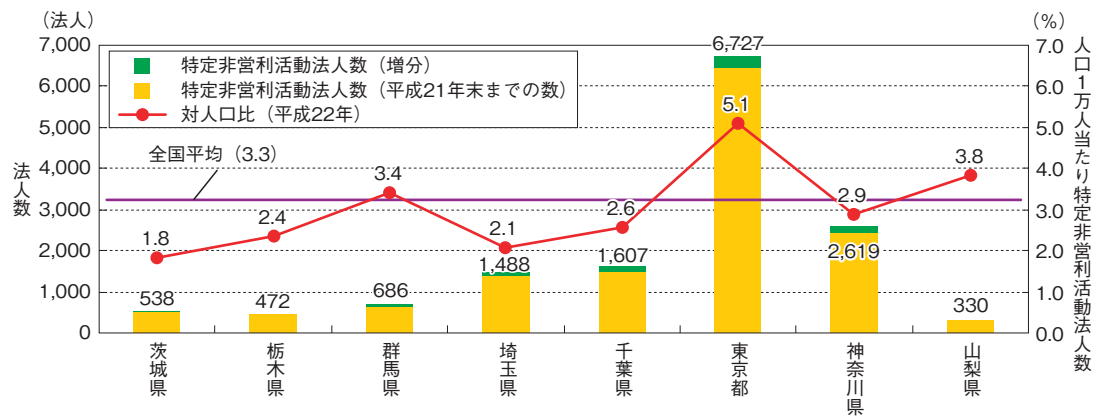
注：NPO法人数は各年12月末現在の値である。

資料：図表2-3-1、2-3-2ともに内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

平成22年における首都圏都県別の認証状況を見ると、NPO法人数、人口当たりの法人数、平成21年からの1年間の増加数は、東京都が最も多くなっている。また、群馬県及び山梨県は、法人数は比較的少ないものの、人口当たりの法人数は東京都に次いで多く、全国平均を上回っている（図表2-3-3）。

次に、首都圏のNPO法人について、活動分野別の認証状況を見ると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多くなっているが、平成15年改正のNPO法により追加された、第12～16号の活動分野についても、新たな活動分野として高い増加率を示している（図表2-3-4）。

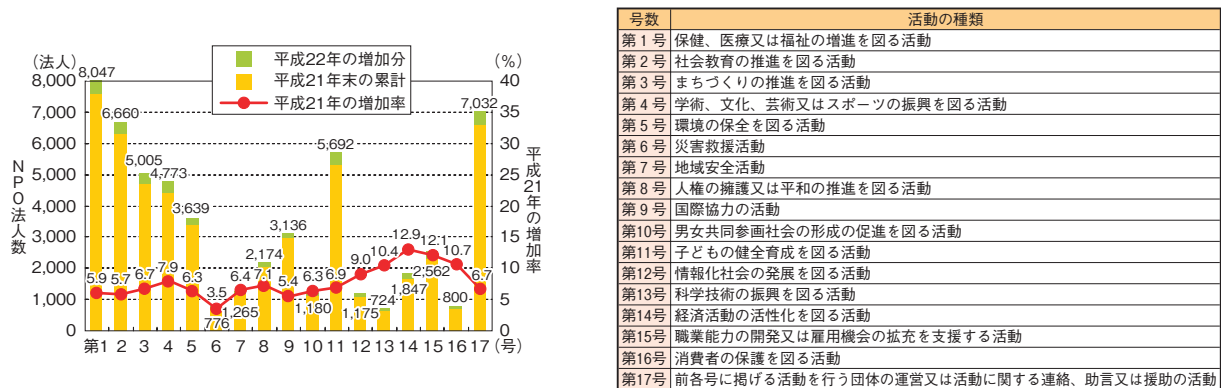
図表2-3-3 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



注：NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成22年10月1日現在の値である。

資料：内閣府資料及び「平成22年国勢調査（人口速報集計結果）」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-4 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成22年12月）末現在



注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。

注2：第12～16号は、改正NPO法（施行日：平成15年5月1日）により追加された活動の種類である。

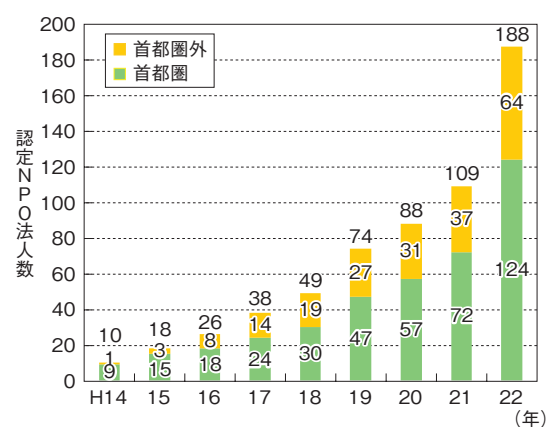
注3：ひとつの法人が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（総活動数56,487）。

資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) NPO法人への支援

NPO法人に係る税制上の措置としては、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下「認定NPO法人」という。）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。その後、この認定NPO法人制度については、認定要件の緩和、みなし寄附金制度¹⁾の導入等の改正が行われてきた。首都圏における認定の有効期間内にある認定NPO法人数は、平成22年末現在で124（全国では188）となっている（図表2-3-5）。

図表2-3-5 認定NPO法人数の推移



注：各年12月末現在において認定の有効期間内にある認定NPO法人数である。

資料：国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

1) みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、収益事業に係る寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金の額とあわせて寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。

(3) 「新しい公共」等の多様な主体の参加による首都圏づくり

これまで、地域における問題の解決に当たっては、行政や市場に任せられるケースが多かったが、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などの分野において、地域の市民、企業等の多様な主体がそれぞれの役割で関わり、課題の解決に取り組むとともに、それを社会全体で推進していく「新しい公共」を実現することにより、それぞれの地域で様々な社会的ネットワークが展開され、公正で活気ある社会の実現が期待される。

この「新しい公共」の考え方や展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策のあり方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月から6月まで8回にわたり、「新しい公共」円卓会議が開催され、「新しい公共」宣言や税制改革等を含む「「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」がとりまとめられた。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、平成22年10月より、「新しい公共」推進会議が開催され、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する政府の対応や「新しい公共」と行政の関係のあり方などNPO等の活動基盤整備について議論が行われている。

なお、地域においては、「新しい公共」の先進事例となり得る取組が展開されており、地域の多様な主体が社会問題の解決に取り組む機運が醸成されつつある（図表2-3-6）。

図表2-3-6 北杜市のはたけ倶楽部の制度構築と社会実験による運用

【対象地域】

山梨県北杜市須玉町増富地域等

【活動概要】

遊休農地の活用手法を仕組みとして構築し、遊休農地活用と長期滞在等の交流人口の拡大を図る実験事業を実施し、遊休農地活用を核とした新たなコミュニティの創生を図る。

【平成21年度の主な取組】

- ・北杜市のはたけ制度の構築（企業への意向調査等。）
- ・北杜市のはたけ倶楽部の創設（遊休農地を活用希望の企業を対象。）
- ・企業のはたけ倶楽部のマッチングモデルツアーによる社会実験の実施

はたけマッチングツアーの実施状況



【活動の効果】

はたけ倶楽部は15社で発足しており、地域外の企業をも巻き込んだ新しいコミュニティ創生への動きが醸成されたとともに、地域側においても、遊休農地を積極的に活用していこうとする機運が高まってきている。

地域の遊休農地の問題に地域の自治体及び農業者だけではなく、NPO、企業、山梨県等で取り組むような動きが生まれてきている。

（国土交通省国土計画局「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業）

資料：国土交通省国土計画局作成

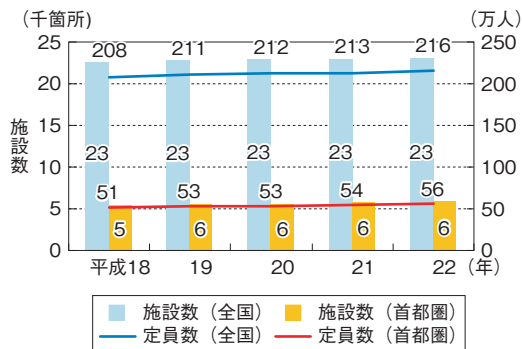
2. 女性・高齢者等の社会的活動に対する支援

(1) 女性の社会進出の支援

首都圏においては、高度な技術、経験を有し、就業の意欲を持ちながら育児・介護等のため就業を断念せざるを得ない女性が多数居住している。そのような女性の社会進出の支援策の一つである保育所施設数及びその定員数の推移を見ると、平成22年4月時点で、全国の施設数は23,068か所、定員数は2,157,890人となっており、首都圏の施設数は5,875か所、定員数は555,324人となっている（施設数、定員数ともに概数）（図表2-3-7）。

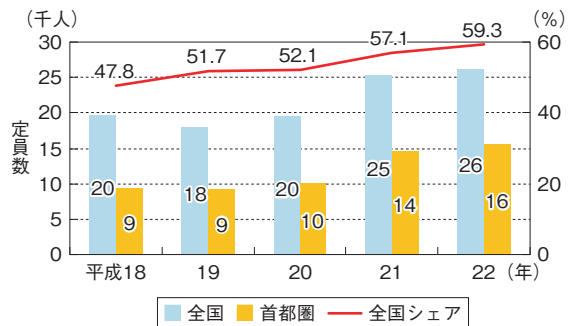
一方、保育所施設等に入ることができない待機児童数は、平成19年に減少したものの近年増加傾向にあり、全国で26,275人、首都圏で15,585人となっており、全国の59.3%を占めているとともに、首都圏の割合は増加傾向にある（図表2-3-8）。

図表2-3-7 保育所施設数及び定員数（各年4月1日現在）



注：保育所施設数及び定員数は、平成18年から平成21年までは確定数、平成22年は概数である。
資料：「福祉行政報告例」及び「保育所の状況」（厚生労働省）により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-8 全国及び首都圏の待機児童数、首都圏の全国シェアの推移



(2) 高齢者等の社会参加の支援

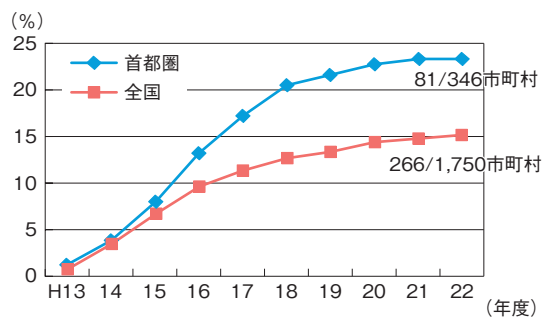
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、旧ハートビル法²⁾と旧交通バリアフリー法³⁾を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）が平成18年12月に施行された。本法に基づき、市町村⁴⁾は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化に関する基本的事項を記載した基本構想を作成することができることとなっている。首都圏においては、平成23年3月末時点で、全市町村の約23.4%にあたる81市町村が基本構想を作成している（図表2-3-9）。

2) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）の通称。

3) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）の通称。

4) 市町村には、特別区を含む。

図表2-3-9 バリアフリー基本構想の作成市町村の割合



注1：バリアフリー法の施行日（平成18年12月20日）以前は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成市町村数による。

注2：市町村割合は、平成23年3月31日時点の市町村数で計算している。

注3：市町村には、特別区を含む。

資料：国土交通省総合政策局資料により国土交通省国土計画局作成

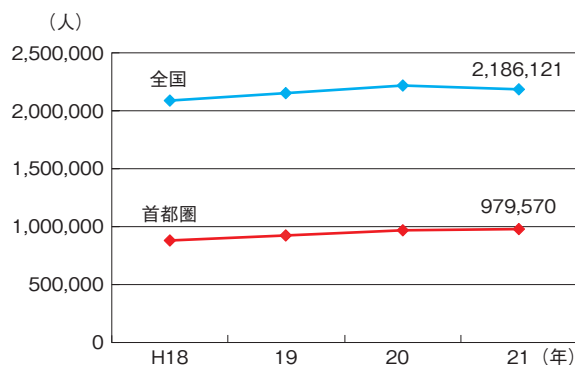
(3) 外国人の活動しやすい環境づくり

国際化の進展とともに、海外から我が国に活動の場を求めてくる外国人が増加してきている。平成21年の外国人登録者数は2,186,121人で、過去最高を記録した平成20年と比べると減少しているものの、長期的には増加傾向にある。また、首都圏における外国人登録者数は、全国の45%にあたる979,570人となった（図表2-3-10）。

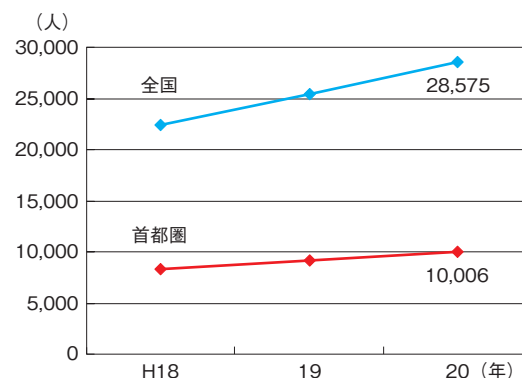
このような状況において、公立小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒のうち日本語指導が必要な外国人児童生徒数も、平成20年には28,575人と過去最大数を更新した。首都圏においてもその35%にあたる10,006人となり増加傾向にある（図表2-3-11）。

こうした外国人児童生徒等に対して、日本語指導を行う教員等を配置するとともに、平成22年度より実施している「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」（補助事業）においては、平成22年度は全国で12地域、そのうち首都圏で5地域に対して、学校への受入体制の整備に係る取組を支援している。

図表2-3-10 外国人登録者数の推移



図表2-3-11 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



資料：「外国人登録者数」の報道発表資料（法務省）及び「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」の報道発表資料（文部科学省）により国土交通省国土計画局作成

第4節 環境との共生

1. 首都圏の自然環境の状況

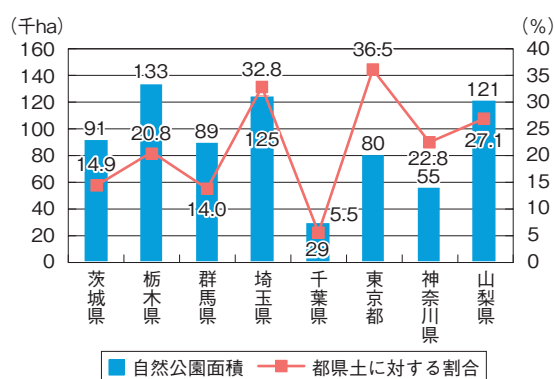
(1) 自然環境の保全・再生

(自然環境保全地域等や自然公園地域等の指定状況)

首都圏の国立公園・国定公園・都県立自然公園を合わせた自然公園の面積は、日光国立公園のある栃木県、富士箱根伊豆国立公園のある山梨県などで大きく、各都県面積に占める割合は、秩父多摩甲斐国立公園を有する東京都が約37%と最も高くなっている（図表2-4-1）。

また、大規模な高山植生や優れた天然林などを指定対象とする自然環境保全地域の面積は、神奈川県が約11,236haと最も多い状況となっている。

図表2-4-1 首都圏の自然公園都県別面積（平成22年度）



資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

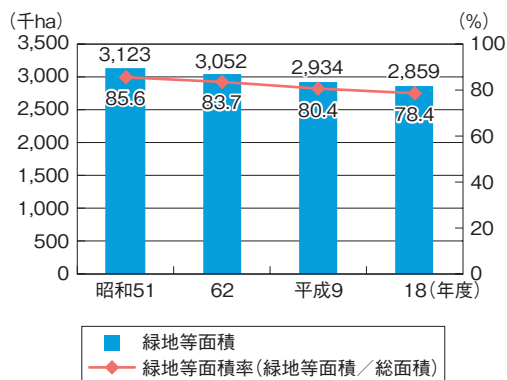
(2) 緑地の保全・創出

①首都圏における緑地の減少

首都圏における平成18年度の緑地等（森林、農地、荒地、河川湖沼海浜）面積は約2,859千ha、首都圏区域面積に対する緑地等面積の割合は78.4%となっている（図表2-4-2）。

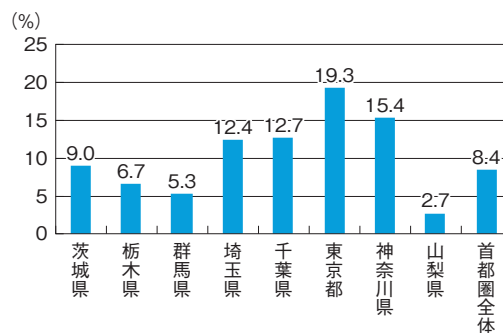
また、都県別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、東京都で19.3%、神奈川県で15.4%、千葉県で12.7%、埼玉県で12.4%それぞれ減少しており、特に1都3県で緑地等の減少率が高くなっている（図表2-4-3）。

図表2-4-2 首都圏の緑地等面積と緑地等面積率



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土計画局）により国土交通省国土計画局作成

図表2-4-3 首都圏各都県の緑地等減少率（昭和51年度→平成18年度）



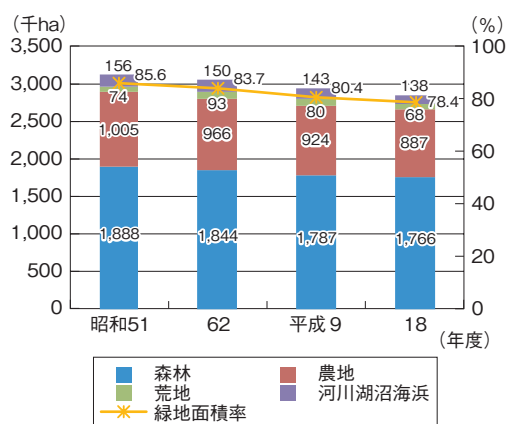
資料：「国土数値情報」（国土交通省国土計画局）により国土交通省国土計画局作成

②首都圏における緑地等の種類別割合の推移

緑地等の種類別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、森林で6.4%、農地で11.7%、荒地で8.3%、河川湖沼海浜で11.4%それぞれ減少している（図表2-4-4）。種類別では特に森林と農地の減少が著しく、割合では農地と河川湖沼海浜の減少が著しい（図表2-4-5）。

図表2-4-4

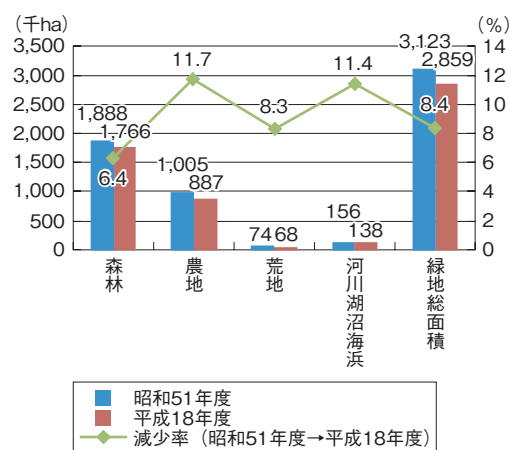
首都圏の種類別緑地等面積と面積率の推移



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土計画局）により国土交通省国土計画局作成

図表2-4-5

首都圏における緑地等の種類別面積の減少率



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土計画局）により国土交通省国土計画局作成

③都市公園の整備及び緑地保全の状況

都市公園の整備や都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区等の指定、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定等により、都市における緑地の保全や緑化の推進に総合的に取り組んでいる。

平成21年度末の首都圏の都市公園の整備量は、平成20年度末と比較し、面積は約26,312haから約26,807haと約495ha（約2%）増加、箇所数は29,449箇所から30,062箇所と613箇所増加している。また、首都圏一人当たり都市公園面積は、約6.2㎡/人から約6.3㎡/人と微増している（図表2-4-6）。

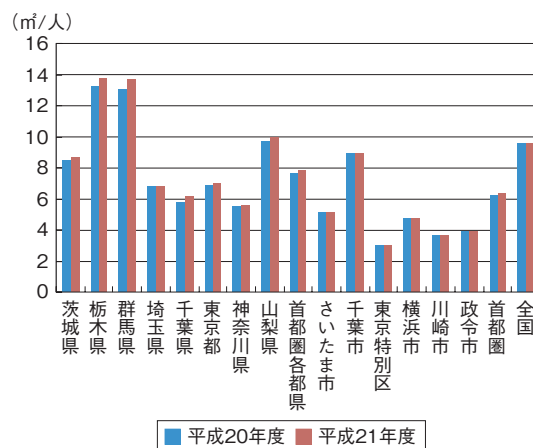
しかし、欧米諸国の主要都市と比べると首都圏における都市公園等の整備水準は依然として低く、平成22年度は、引き続き防災や環境問題への対応などの各種政策課題に対応しつつ、都市公園等の整備の推進を図ってきたところである。

④市民農園の面積の推移

市民の自然とのふれあいの場として、市民農園の開設が進んでいる。市民農園は、都市住民のレクリエーション活動としての作物栽培の場や都市住民と農村住民との交流の機会を提供す

図表2-4-6

首都圏の一人当たり都市公園面積

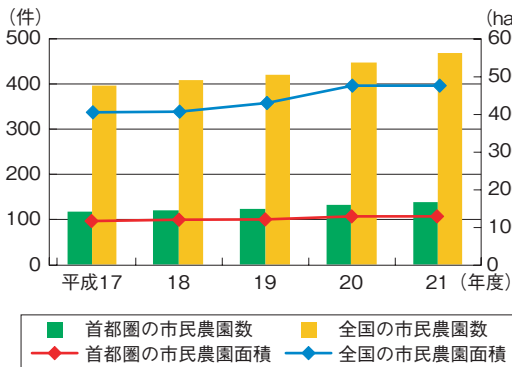


資料：国土交通省資料により国土交通省国土計画局作成

るとともに、貴重な自然としての農地の保全・活用に寄与している。

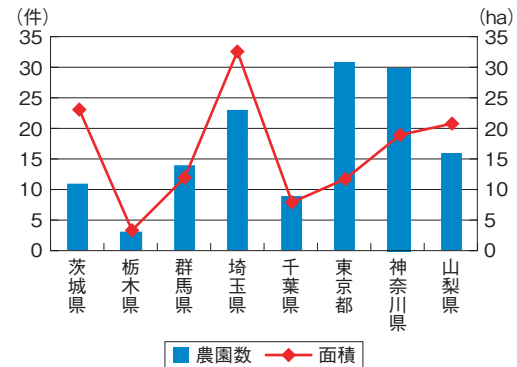
首都圏の市民農園面積は増加を続けてきており、都県別に平成21年度の整備状況を見ると、面積では埼玉県が約30ha、農園数では東京都が約30件と大きくなっている（図表2-4-7、2-4-8）。

図表2-4-7 首都圏の市民農園の面積推移



資料：「都市緑化施策の実績調査」（国土交通省都市・地域整備局）により国土交通省国土計画局作成

図表2-4-8 平成21年度首都圏内各都県の市民農園面積と農園数



資料：「都市緑化施策の実績調査」（国土交通省都市・地域整備局）により国土交通省国土計画局作成

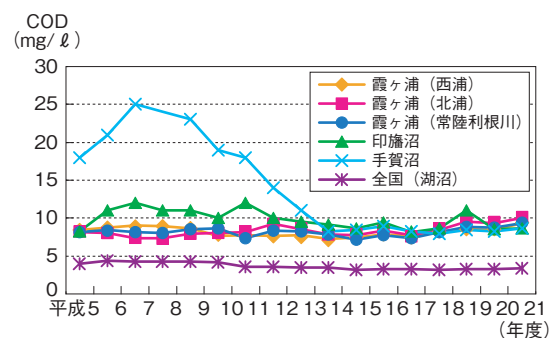
(3) 水環境・水循環の保全・回復

①首都圏の指定湖沼

首都圏の水質状況（平成21年度）については、河川におけるBOD¹⁾の環境基準達成率²⁾が首都圏全体で約86%となっており、全国の約92%と比較して低い状況である³⁾。また、湖沼においてはCOD⁴⁾の環境基準達成率が、首都圏全体で約53%³⁾と依然低い状況にある。指定湖沼⁵⁾については、手賀沼（千葉県）で平成7年度から水質の改善が見られるものの、霞ヶ浦（茨城県）や印旛沼（千葉県）を含め、いまだに全ての測定地点で環境基準を達成していない状況であり、近年ではCOD値はほぼ横ばいとなっている。（図表2-4-9）。

国及び地方公共団体は、引き続き河川環境の整備や下水道の整備等による水質改善対策を実施し、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

図表2-4-9 首都圏における指定湖沼の水質状況（COD年間平均値）



資料：「平成21年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により国土交通省国土計画局作成

- 1) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が消費した溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 2) 環境基準達成率：各水域に指定されている環境の基準が達成されている水域の割合。
- 3) 「平成21年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により、国土交通省国土計画局算出。
- 4) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 5) 指定湖沼：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定。

②東京湾再生に向けた取組

都市再生プロジェクト第三次決定（平成13年12月）を受けて、平成14年2月に関係省庁及び7都県市（平成22年度末時点ではさいたま市が加入して8都県市）が東京湾再生推進会議を設置し、平成15年3月には対象期間を今後10年間とした「東京湾再生のための行動計画」を策定した。

行動計画では、東京湾再生の目標を『快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する』とし、関係省庁及び8都県市は同計画に基づき、陸域汚濁負荷削減、海域における環境改善対策、モニタリング等の施策を推進している。

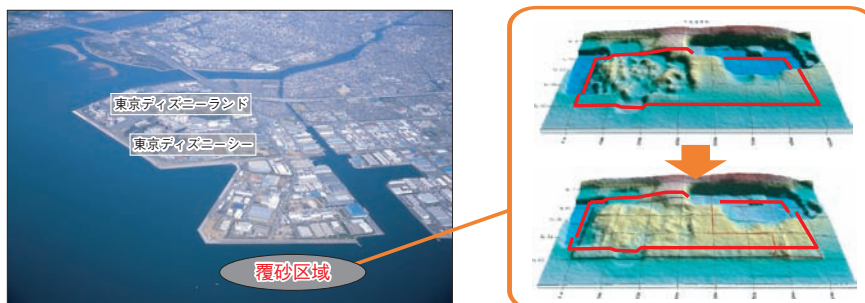
国土交通省では、平成22年度において、モニタリングポスト（自動連続観測装置）による東京湾の海域環境の観測、データの公開を開始するとともに、東京湾再生のための行動計画に基づき、以下のような取り組みを推進しているところである。

（東京湾奥部（浦安沖）における覆砂）

中ノ瀬航路の浚渫工事により発生した良質な浚渫土砂を活用して、東京湾奥部（浦安沖）において覆砂を実施している（図表2-4-10）。

覆砂を実施した区域では、底泥からの栄養塩（窒素・リン）の溶出が抑制されるとともに、生物数が増加するなどの効果が確認されている。

図表2-4-10 東京湾奥部（浦安沖）における覆砂の実施区域

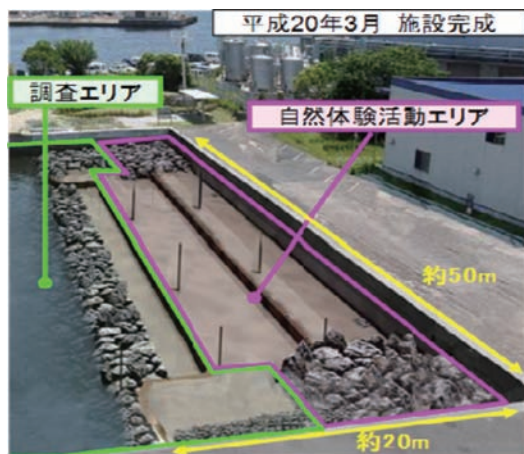


資料：国土交通省港湾局

(生物共生型護岸の整備)

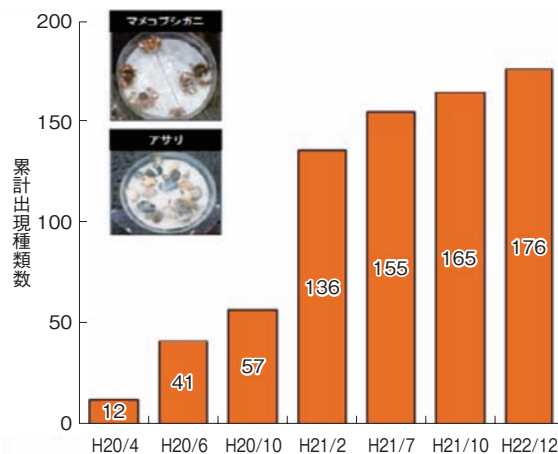
横浜港において、階段状の人工干潟・磯場（潮彩の渚）（図表2-4-11）の整備を推進しているところであり、生物種が着実に増加し（図表2-4-12）、良好な生物生息環境の場として、研究機関等との連携による環境改善効果の検証やNPO等による自然体験活動・環境学習活動の実践の場となっている。

図表2-4-11 潮彩の渚



資料：国土交通省港湾局

図表2-4-12 横浜港において確認された生物種類の推移



資料：国土交通省港湾局

(羽田空港沖における浅場の造成)

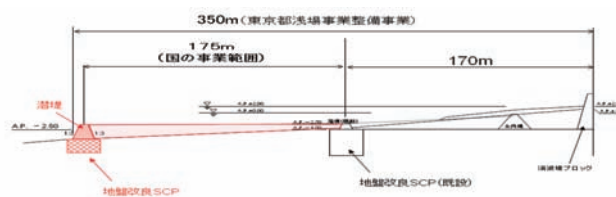
東京湾の水環境改善を目的として、羽田空港C滑走路沖に浅場の造成を行っている（図表2-4-13、2-4-14）。

図表2-4-13 浅場造成位置図



資料：国土交通省港湾局

図表2-4-14 浅場造成断面図



資料：国土交通省港湾局

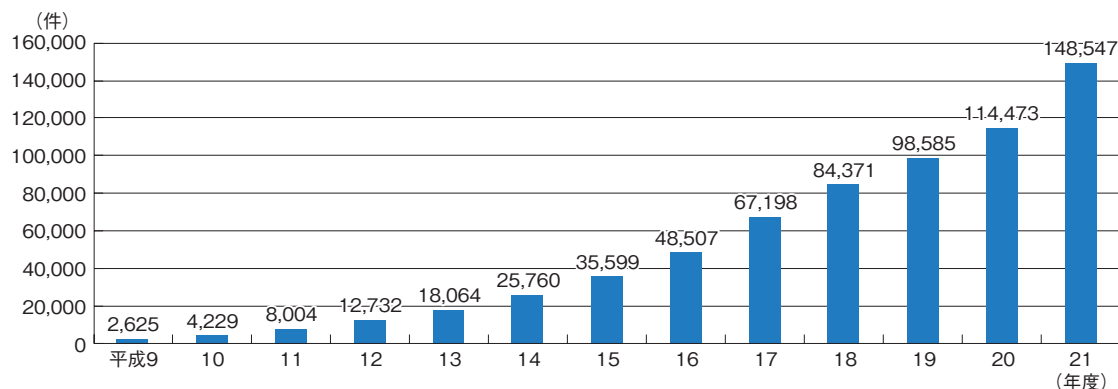
2. 環境負荷の低減

(1) 新エネルギー等

(住宅用太陽光発電システムの導入拡大)

太陽光発電は、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして、また、低炭素社会の形成や太陽電池関連産業による雇用の創出や地域経済の活性化などの観点から、その導入拡大が期待されており、首都圏における住宅用太陽光発電システムの導入量は増加を続けている（図表2-4-15）。

図表2-4-15 首都圏における住宅用太陽光発電システム導入状況（件数）



資料：平成9年度～平成19年度「年度別・都道府県別住宅用太陽光発電システム導入状況」（財新エネルギー財団）、平成20年度（財資源総合システム調べ、平成21年度「平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査（太陽光発電システム等の普及動向に関する調査）」（資源エネルギー庁）により国土交通省国土計画局作成

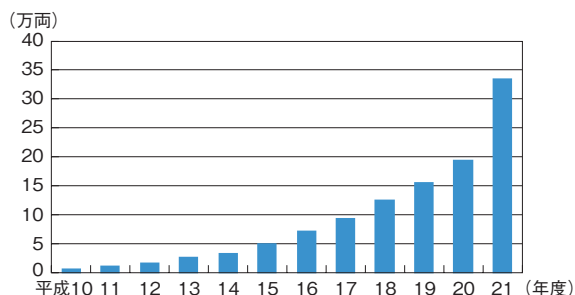
(2) 交通分野における取組

(次世代車の普及拡大)

我が国の二酸化炭素総排出量のうち約2割が運輸部門からであり、そのうち約9割が自動車から排出されている。環境負荷の少ない自動車社会の構築に向け次世代車の普及拡大が進められている。

首都圏の次世代車（ここでは、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車をいう。）保有台数は増加を続けており、そのうちハイブリッド自動車がその大半を占めている（図表2-4-16、2-4-17）。

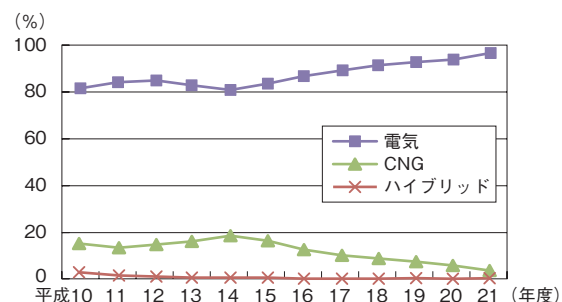
図表2-4-16 首都圏の次世代車の保有台数



注：次世代車＝電気自動車、CNG（圧縮天然ガス）自動車、ハイブリッド自動車

資料：「自動車保有車両数」（財自動車検査登録情報協会）により国土交通省国土計画局作成

図表2-4-17 首都圏の次世代車別の保有台数割合



資料：「自動車保有車両数」（財自動車検査登録情報協会）により国土交通省国土計画局作成

第5節

安全・快適で質の高い生活環境の整備

1. 安全、安心の確保

(1) 震災対策

①中央防災会議による首都直下地震対策

首都直下地震への防災対策については、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」の報告（平成17年7月）を受けて、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」（以下、「大綱」という。）が中央防災会議において平成17年9月に決定された。

首都直下地震の復興については、内閣府において平成18年度から4カ年にわたり有識者からなる「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」が開催され、過去の災害における教訓や教訓から示唆される課題等を復興の段階ごとに網羅的・体系的に抽出・整理した報告書が平成22年4月に取りまとめられた。

避難者及び帰宅困難者等対策については、中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」において、平成20年10月に報告が取りまとめられた。この報告等を受けて、大綱等の修正が平成22年1月の中央防災会議において行われ、首都直下地震発災時に発生する膨大な数の避難者・帰宅困難者等の具体的な対策等が追加された。

②帰宅困難者対策における都県等の取組状況

九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）では、九都県市内において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、平成2年6月から災害時相互応援に関する協定を締結し、相互応援体制を確保している。

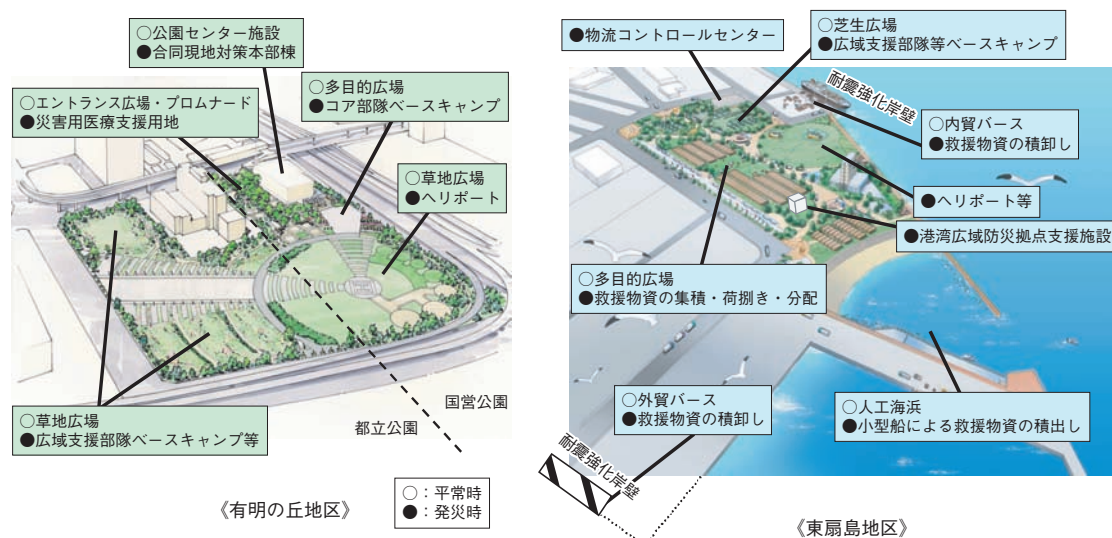
一方、「帰宅困難者」の徒歩帰宅を支援するため、九都県市では、コンビニエンスストアやファーストフード店、ファミリーレストランと、さらに1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）では、ガソリンスタンド等の事業者の協力を得て「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき平成17年8月から「災害時帰宅支援ステーション」を設置することとしている。災害時帰宅支援ステーションでは、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で協力することになっている。

また、日本赤十字社東京都支部は、地域赤十字奉仕団や救護ボランティアなどにより、徒歩帰宅者への支援活動（簡単な応急手当・水分の補給・休憩など）を目的とした「赤十字エイドステーション」開設事業を推進しており、東京都地域防災計画における帰宅支援対象道路沿いに30箇所を設置する予定である。

③広域的防災体制の構築に向けた国及び都県の整備状況

都市再生プロジェクト第一次決定を受け、首都圏において大規模な地震等による甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点の整備を東京湾臨海部において行っており、内閣府等との運用体制の強化を進めつつ、東扇島地区は平成20年度に供用を開始し、有明の丘地区は平成22年7月に東京臨海広域防災公園の供用を開始した（図表2-5-1）。

図表2-5-1 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備



資料：国土交通省

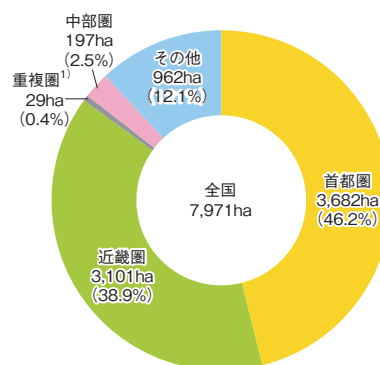
また、発災時に迅速かつ効率的な緊急物資輸送を行うため、東扇島地区において、応急復旧訓練や緊急物資輸送訓練を行い、関係行政機関や民間事業者との連携強化を図っている。

④密集市街地の現状及び整備状況

老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地では、地震時に家屋の倒壊や大火等の発生、さらには消火・避難・救助活動の遅れ等により重大な被害を受ける危険性が極めて高く、早急な整備改善が課題になっている。

国土交通省では、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（以下「重点密集市街地」という。）を、都道府県及び政令指定都市の協力を得て詳細に把握し、その結果を平成15年7月に公表したところである。それによると、平成14年度末時点で、首都圏には全国の約46%にあたる3,682ha（およそ山手線の内側の面積の半分を上回る広さ）の重点密集市街地が存在している（図表2-5-2）。

図表2-5-2 全国における重点密集市街地の分布状況（H14）



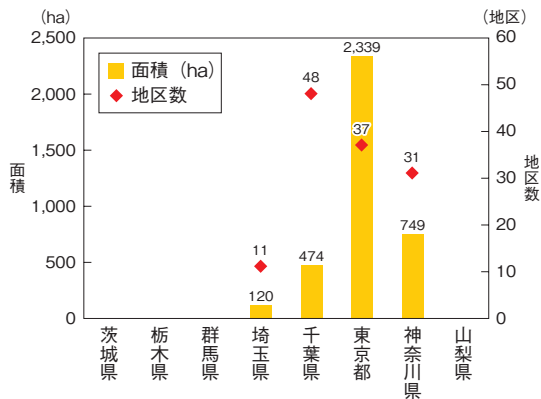
注：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。

資料：国土交通省

1) 重複圏とは、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）でともに対象とされる福井県、三重県、滋賀県のことを指す。

また、東京都に過半が集中しており、とりわけ山手線沿線から環状7号線にかけての地域に多く存在している（図表2-5-3、2-5-4）。

図表2-5-3 首都圏における都県別の重点密集市街地の状況（H14）



資料：国土交通省

このような密集市街地の安全性確保のため、平成19年1月には、第十二次の都市再生プロジェクトとして、密集市街地整備の取組を加速することが決定された。これを受けて、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するため、平成19年3月に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（平成9年法律第49号）を改正した。

平成23年3月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（約6,000ha（平成22年））について、平成32年までにおおむね解消することとしている。

首都圏における重点密集市街地の過半が存在する東京都では、木造住宅密集地域の中でも防災上危険な重点整備地域²⁾等の整備方策を定めた「防災都市づくり推進計画」を平成22年1月に改定し、重点整備地域の平成27年度の不燃領域率³⁾の目標をこれまでより5ポイント高い65%とし、その実現を目指して地区毎の整備方策を定めている（図表2-5-5）。

図表2-5-4 東京都における重点密集市街地の分布状況（H14）



図表2-5-5 防災都市づくり推進計画図



資料：東京都

- 2) 重点整備地域：整備地域（地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定される地域）の中で、基盤整備事業などを重点化して展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域で、11地域、約2,400haが定められている。
- 3) 不燃領域率70%：不燃領域率が70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ0となる。

また、住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等が総合的に行われ、密集市街地の整備改善が図られているところである。住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の実施状況をみると、実施地区については、首都圏では東京都が8割を占めている（図表2-5-6）。

図表2-5-6 住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）の実施状況

地 域		地区数
首都圏		80地区
東京都	近隣3県 (埼玉県、千葉県、神奈川県)	11地区
	周辺4県 (茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)	2地区
	全 国	153地区

注：平成22年度実績値である。
資料：国土交通省

(2) 治山治水等

① 治山事業

平成21年の首都圏における山地災害の発生状況は38箇所（図表2-5-7）となっており、国土の保全、水源のかん養等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、必要に応じ治山施設を設置しつつ、崩壊箇所における森林の再生や機能の低下した森林の整備等を推進する治山事業に取り組んでいる。

図表2-5-7 首都圏における山地災害発生状況（平成21年）

(単位：百万円)

	合 計		林地荒廃		治山施設	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	29	222	23	202	6	20
群馬県	9	593	7	570	2	23
埼玉県	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
合 計	38	815	30	772	8	43

資料：森林・林業統計要覧（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

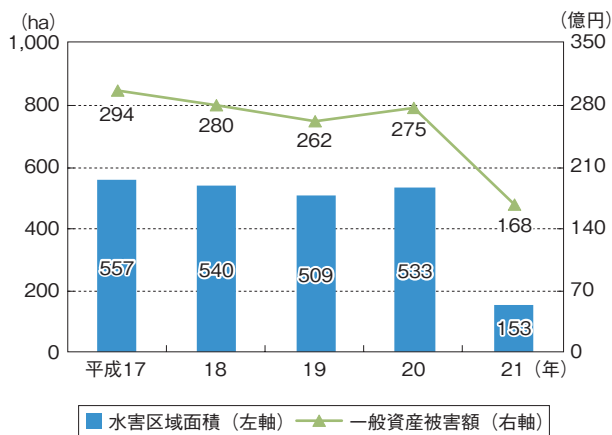
② 治水事業

(首都圏の水害被害)

首都圏は、人口や資産が高密度に集中しているため、洪水氾濫に対する潜在的な危険性が極めて高い。これまでに治水施設の整備を進めてきたことにより、近年は、水害区域面積、一般資産被害額は減少傾向にあるが（図表2-5-8）、水害密度⁴⁾に関しては全国と比較して2倍以上（図表2-5-9）と高い。

4) 水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額。

図表2-5-8 首都圏の水害被害の推移(過去5箇年平均)



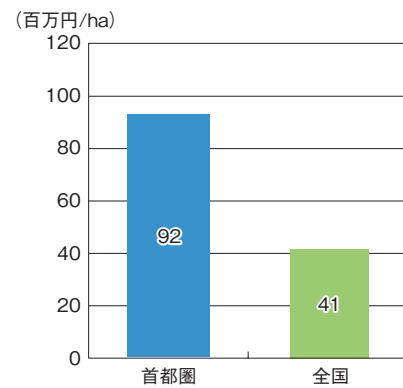
注1：経年比較のため平成17年価格にて算出。

注2：一般資産被害額、水害密度は営業停止損失分を含む。

注3：値は過去5箇年の平均値。

資料：図表2-5-8、2-5-9ともに「水害統計」(国土交通省)により国土交通省国土計画局作成

図表2-5-9 平成21年水害密度の比較



(首都圏の治水対策)

予防的な治水対策として築堤、河道掘削、地下調整池等の治水施設の整備や、水位・雨量情報、洪水予測等の防災情報の高度化を図るなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。また、流域に人口・資産等が集中している利根川、荒川、江戸川においては、堤防拡幅等による堤防強化対策を実施しており、また、流域一体となった総合的な治水対策として、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が協働して流域水害対策を推進している。高潮災害に対しては、海岸堤防、水門、排水機場の整備や高潮ハザードマップの整備等が進められている(図表2-5-10)。

図表2-5-10

首都圏のハザードマップ公表状況
(平成23年3月28日時点)

	市区町村数	洪水	内水	高潮	津波	土砂災害
茨城県	44	37	1	1	7	16
栃木県	27	24	0	0	0	12
群馬県	35	18	0	0	0	4
埼玉県	64	50	6	0	0	4
千葉県	54	43	11	2	17	6
東京都	62	40	28	0	3	6
神奈川県	33	24	5	1	12	7
山梨県	27	12	2	0	0	6
合 計	346	248	53	4	39	61

資料：「国土交通省 ハザードマップポータルサイト」(国土交通省)により国土交通省国土計画局作成

(局地的な大雨や集中豪雨への対策)

近年、局地的な大雨や集中豪雨により、洪水被害や水難事故等が多発している。これらの対策として、高分解能・高精度な降雨観測が可能である「XバンドMP(マルチパラメータ)レーダ」を平成22年度末までに、首都圏においては2基導入し、平成22年7月から、豪雨時の避難行動や防災活動等に資するため、降雨観測情報の一般配信を開始した。また、このレーダから得られるデータを活用した技術研究開発の推進のため産学官によるコンソーシアムを設置し、XバンドMPレーダの機能を最大限活用するとともに、既存レーダとも連携して、局地的な大雨などの予測技術の開発やさらなる洪水予測の高度化を図っている。

首都圏における自治体の取組では、目黒区において、東京都豪雨対策基本方針や目黒川流域豪雨対策計画等を踏まえ、平成22年5月に総合治水対策基本計画を改定している。

(ダム事業の検証)

平成22年9月28日、全国の83のダム事業（84施設）を対象として、国土交通大臣から検討主体（関係各地方整備局等、水資源機構、関係各道府県）に対し、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行った。これは、平成21年12月に発足した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が12回の討議を経て平成22年9月27日にまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、指示又は要請を行ったものであり、あわせて平成22年9月28日付けで、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知した。これらに基づき、各検討主体において、「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、複数の治水対策案の立案、各評価軸による評価等が進められている。

(大規模水害等に関する専門調査委員会)

平成18年8月に中央防災会議に「大規模水害等に関する専門調査委員会」が設置され、平成18年8月から平成22年3月までに、合わせて20回の会合が開催され、地球温暖化に伴う気候変動等も勘案しつつ、洪水氾濫時の浸水想定や被害想定を取りまとめや大規模水害時における対応課題と対策についての検討がなされた。これらを踏まえ、大規模水害発生時の対応を中心に、首都圏において講ずべき大規模水害対策をとりまとめた「大規模水害対策に関する専門調査報告」が平成22年4月に公表された。

2. 良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備

(1) 再開発の推進とニーズに応じた良質な宅地の供給

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善及び周辺部における計画的な新住宅市街地の開発整備などを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの取組が進められている（図表2-5-11）。

図表2-5-11 首都圏の再開発等の取組地区数（平成21年度実績）

	土地区画整理事業	市街地再開発事業
首都圏計	525地区	108地区
東京都	72地区	59地区
近隣3県	278地区	37地区
周辺4県	175地区	12地区

資料：国土交通省

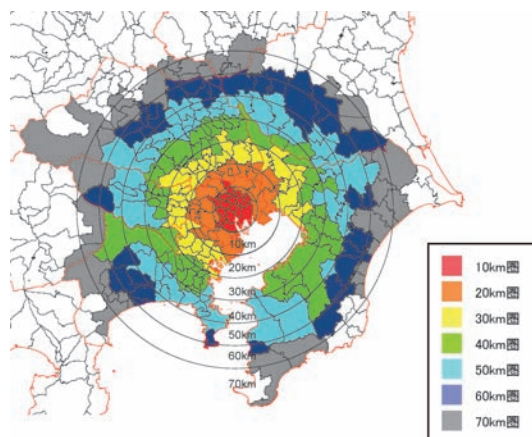
(2) 住宅及び住環境の整備

① 住宅のストックの動向

(距離別の住宅供給状況)

東京70km圏内における平成2年から平成22年までの累計着工戸数は約882万戸となり、一戸建の持家（戸建持家）、一戸建の分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の約36%を占める一方、共同建の貸家（共同貸家）、共同建の分譲住宅（共同分譲）の共同型が約58%と、共同型の占める割合が大きい（図表2-5-13）。

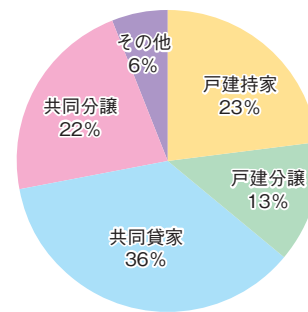
図表2-5-12 東京70km圏内の市区町村



図表2-5-13 70km圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成2～22年の累計）

単位：戸

	一戸建	長屋建	共同	合計
持家	1,990,493	14,284	32,173	2,036,950
貸家	51,656	285,503	3,220,219	3,557,378
給与住宅	9,077	4,154	114,625	127,856
分譲住宅	1,123,435	10,142	1,966,393	3,099,970
合計	3,174,661	314,083	5,333,410	8,822,154



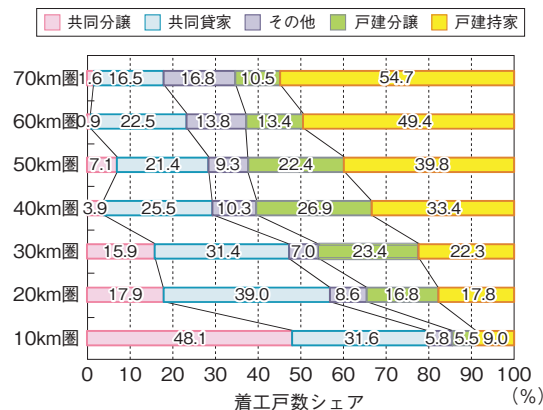
注1：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

注2：網掛け部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

また、距離圏別の住宅型毎のシェアを見ると、東京都心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる一方、都心に近づくほど共同分譲のシェアが大きくなっており、平成22年では、10km圏における着工戸数の約48%が共同分譲となっている（図表2-5-14）。

図表2-5-14 距離圏別の住宅型毎のシェア（平成22年）



資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

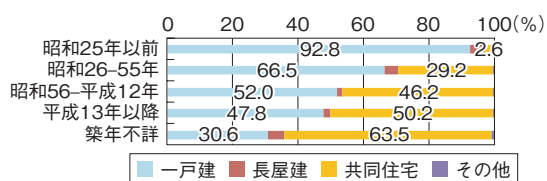
（住宅の築年別分布状況）

住宅の築年別分布について、建て方別に全国と首都圏を比較すると、首都圏では共同住宅の割合が高く、全国では一戸建の割合が高くなっている。

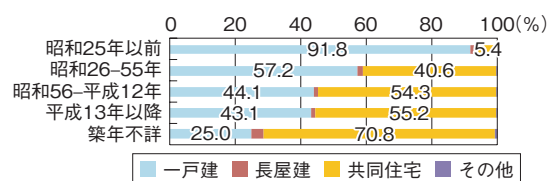
また、昭和55年以前に建築された築30年以上の住宅について見ると、昭和26～55年の間に建築された共同住宅の割合は全国29.2%に対し、首都圏は40.6%となっている。

なお、東京都区部においては、その割合が66.8%と更に多くなっている（図表2-5-15、2-5-16、2-5-17）。

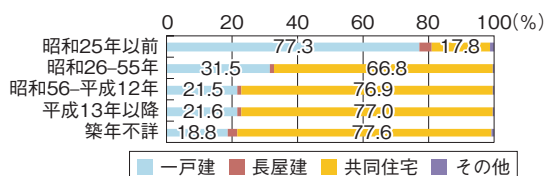
図表2-5-15 住宅の建て方別建築年の状況（全国）



図表2-5-16 住宅の建て方別建築年の状況（首都圏）



図表2-5-17 住宅の建て方別建築年の状況（東京都区部）

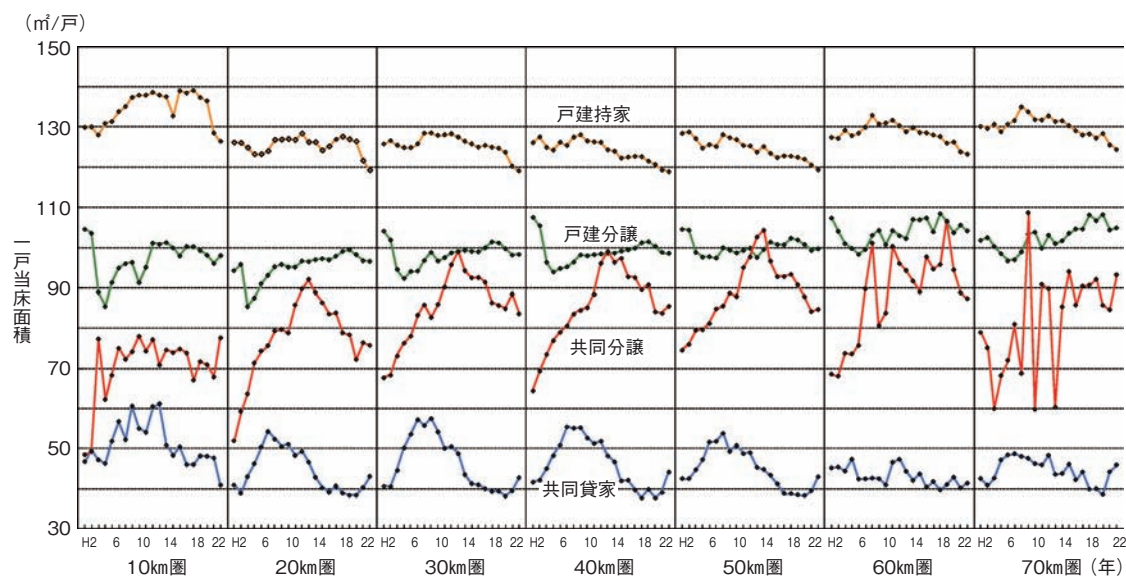


資料：「平成20年住宅・土地統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

（住宅床面積の変化）

一戸当たりの住宅床面積をみると、戸建持家は、平成22年は前年に比べ減少している。戸建分譲は、平成2年～5年頃に大幅に減少して以降、おおむね横ばいとなっている。共同分譲は、特に20～60km圏域において一時大幅に増加しているが、近年では一部圏域を除き減少基調で推移している。共同貸家は、特に10～50km圏域において一時大幅に増加した後、減少基調となっていたが近年では10km圏域を除いて増加傾向である（図表2-5-18）。

図表2-5-18 住宅一戸当たり床面積の推移



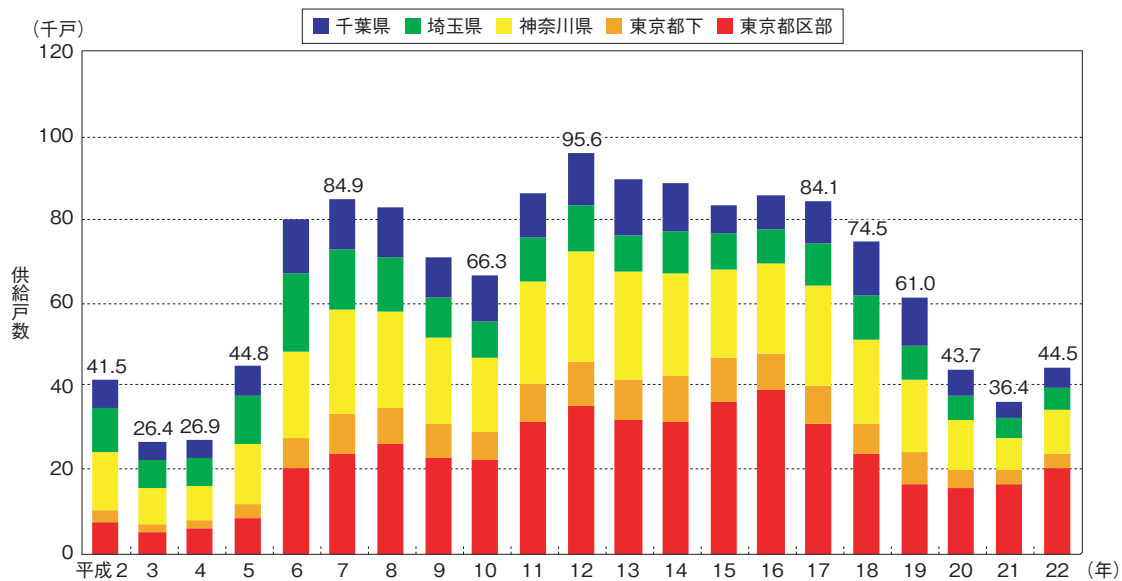
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

②分譲マンションの供給動向

今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中で「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を活用した建替え事業は首都圏で平成22年10月までに43件の実績となっている。

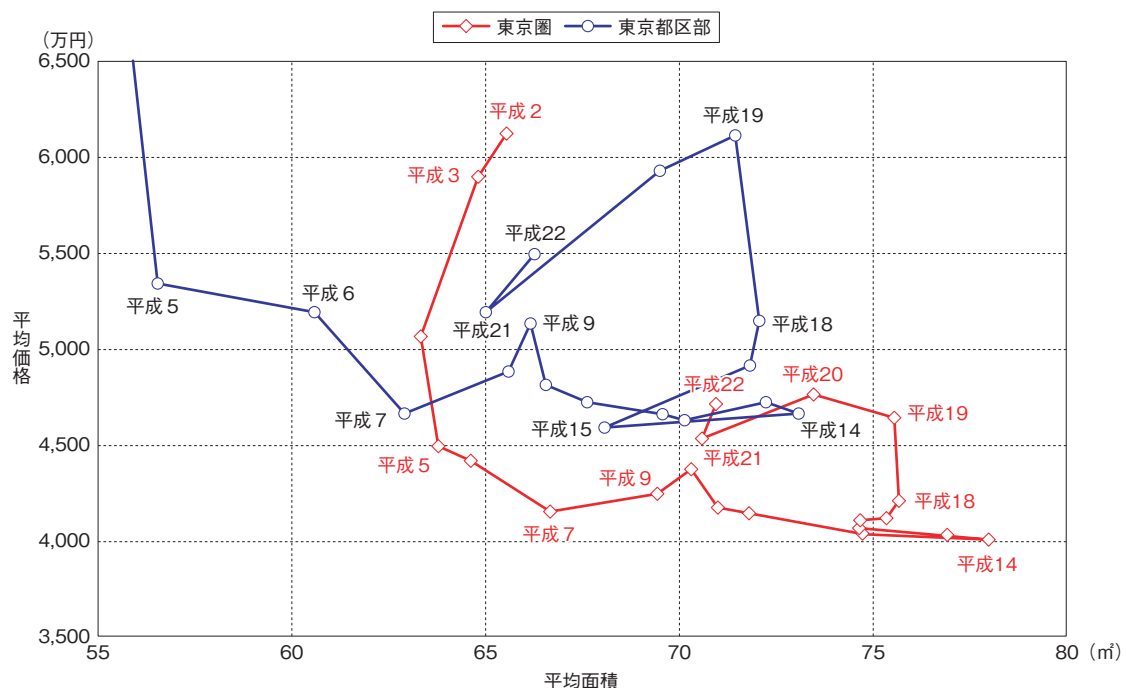
東京圏における分譲マンションの供給動向は近年景気後退等の影響から減少が続いていたが、平成22年に6年ぶりに前年比で増加しており、都下以外は全て10%以上の伸びであった（図表2-5-19）。また平成22年の東京圏及び東京都区部の平均住戸面積と平均販売価格はともに前年を上回った（図表2-5-20）。

図表2-5-19 東京圏におけるマンション供給戸数の推移



資料：(株)不動産経済研究所資料により国土交通省国土計画局作成

図表2-5-20 分譲マンション平均価格・面積の推移



注：東京都区部の平成4年以前データは6,500万円超で、平成4年は6,941万円、56㎡である。

資料：(株)長谷工総合研究所資料により国土交通省国土計画局作成

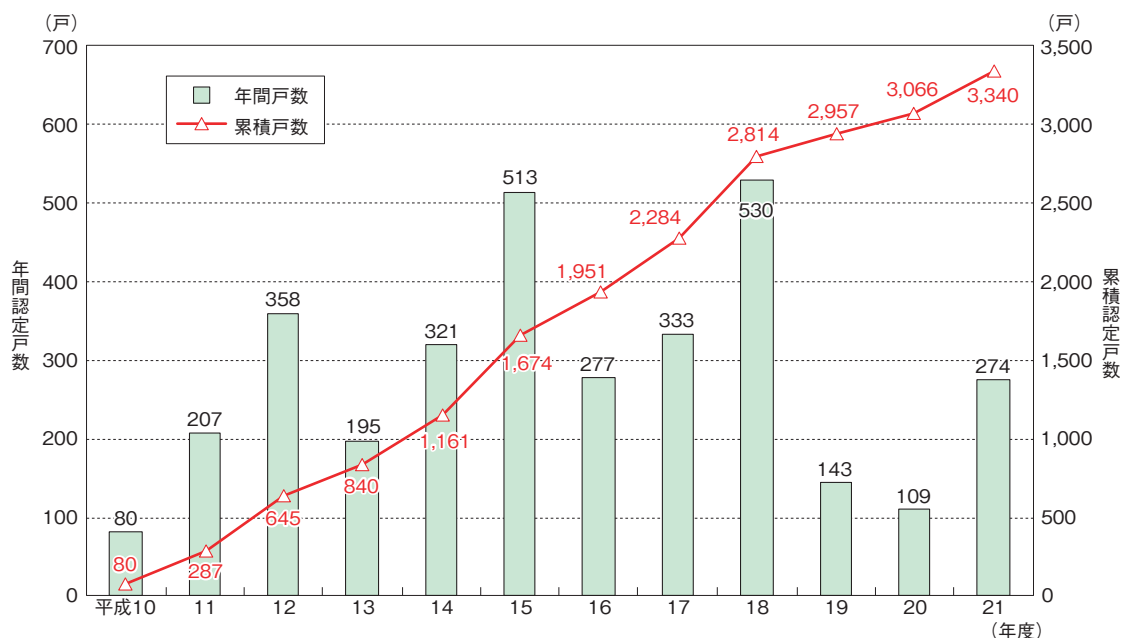
③高齢者向け住宅の供給状況

高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して暮らせる生活環境を整備するため、様々な取組が進められている。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)では、60歳以上の単身・夫婦世帯等を入居対象に、バリアフリー化された優良な賃貸住宅の民間活力による供給を促進することを目的として「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設され、首都圏における認定戸数は、平成22年3月末時点で3,340戸となっている(図表2-5-21)。

なお、上記制度については、平成23年4月に成立した「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅とともに、サービス付き高齢者向け住宅として一本化されることとなる。

図表2-5-21 高齢者向け優良賃貸住宅の認定状況(首都圏)



注1：(財)高齢者住宅財団調べの数値であり、独立行政法人都市再生機構が整備したものは含んでいない。

注2：数値は、これまでに認定の事実のあったものを全てを集計した数値であり、実際に管理開始される戸数とは異なる場合がある。

資料：(財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

(3) 居住環境の整備

①良好な都市環境の創出

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため、平成16年に制定された「景観法」(平成16年6月18日法律第110号)においては、景観計画を景観行政団体が策定することとされている。同法に基づく景観行政団体は、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事の同意を得て景観行政をつかさどる市町村であり、平成22年3月1日現在、全国に486団体存在し、そのうち270団体が景観計画を策定している。なお、首都圏においては、115の景観行政団体のうち73団体が景観計画を策定している。

国土交通省においては、良好な景観形成に向けた取組を推進しており、平成13年度から都市景観大賞「美しいまちなみ賞」(主催「都市景観の日」実行委員会)の表彰を開始している。

平成22年度の「美しいまちなみ優秀賞」には、首都圏から横浜市中区山手町地区が選ばれて

おり、公園整備や電線地中化のハード事業と地区計画等の規制、住民によるパトロール等のソフト事業を組み合わせ、地区の資源を活かしたまちなみ保全に長年にわたり取り組まれているとともに、まちづくり憲章、まちづくり協定の作成と運用、地区計画策定などのルールづくりのほか、文化活動などコミュニティ形成も住民主体で取り組まれており、さらに西洋館の管理、運営も市民の手に委ねられている点などが評価されている（図表2-5-22）。

図表2-5-22 横浜市 中区山手町地区の概要

【地区の概要】

当地区は、横浜市の中心市街地である関内地区隣接の丘に広がる緑豊かな住宅地である。幕末に外国人居留地として築かれた歴史を持ち、現在も西洋館や教会、外国人墓地、山手公園（史跡）などがある異国情緒あふれる街である。また、日本の道100選にもなっている山手本通りを中心とした横浜を代表する観光地であるほか、多くの教育施設が点在する文教地区でもある。

学校跡地のマンション建設問題を契機に、まちづくり組織が結成され、住民主体でまちづくり憲章、まちづくり協定の作成と運用、地区計画策定などのルールづくりを行ったほか、文化活動などコミュニティ形成にも力を入れている。横浜市も戦後の接収解除後の1972年に「山手地区景観風致保全要綱」を制定するなど、当初から景観保全に取り組み、近年は西洋館の保存公開、住民組織のまちづくり活動支援なども行い、公民協働で景観づくりに取り組んでいる。



旧市電の敷石で整備されている山手本通りと山手234番館の西洋館。春は元町公園の桜が咲き美しい。



エリスマン邸。地下に50人収容の展示集会ホールを併設し、様々な市民活動に利用されている。西洋館が約40棟現存する。そのうち横浜市所有のものは無料で公開されている。

資料：国土交通省

②教育・文化施設の整備

学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、生涯学習活動や高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点となっている。このため、地域のコミュニティの拠点としての学校施設の充実に取り組むとともに、学校施設と他の文教施設や福祉施設などと連携した複合化促進型施設の整備を推進している。

③都市公園等の整備

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づくり、少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然環境の保全・創出、地域の個性を活かした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくり等に重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を効率的かつ計画的に実施している。

④保健・医療・福祉施設の整備

少子高齢化は首都圏においても今後急速に進行することが予想されており、これに対応した首都圏の整備が必要となる。

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、平成21年の施設数は139箇所となっており、全国平均の138箇所と同水準であるが、歯科診療所の割合が高くなっている。また、病床数では1,018床と全国平均の1,367床を大きく下回っており、特に、東京圏は962床で、その傾向は顕著である。

首都圏における社会福祉施設等について、人口10万人当たりで見ると、平成21年の社会福祉施設等の総数は33箇所、定員数は1,719人と、全国平均の45箇所、2,194人を大きく下回っている。さらに、社会福祉施設等のうち老人福祉施設について、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の29箇所、518人に対し、首都圏は22箇所、327人と大きく下回っている。

以上のように、首都圏における保健・医療・福祉施設の整備は、今後も引き続き推進する必要がある。平成22年度においては、「がん・感染症医療センター（仮称）」（文京区）、「精神医療センター（仮称）」（世田谷区）等の整備を推進した。

⑤農山村地域の整備

（集落機能の低下に対する取組）

首都圏の農山村地域は、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の資源の保管理が困難になってきている。そのような状況の中、首都圏の農山村地域では、「農地・水・環境保全向上対策」を通じて、平成23年1月時点、1,579の活動組織が、約9万6千ha(図表2-5-23)で農地や農業用水等の資源を保全・向上させる取組を行っている。

図表2-5-23

首都圏における農地・水・環境保全向上対策の取組状況

	活動組織数		取組面積 (ha)	
	22年度	21年度	22年度	21年度
茨城県	300	295	16,340	16,062
栃木県	378	375	30,177	30,069
群馬県	222	219	13,699	13,324
埼玉県	219	218	9,400	9,335
千葉県	324	321	19,794	19,584
神奈川県	16	16	628	628
山梨県	120	111	6,303	6,106
首都圏	1,579	1,555	96,341	95,109
全 国	19,659	19,514	1,433,458	1,425,144

注1：取組面積は、都道府県別面積の小数点以下の四捨五入のため、合計と一致しない。

注2：平成22年度は、平成23年1月31日現在。

資料：「農地・水・環境保全向上対策の取組状況」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

（二地域居住の取組）

近年、価値観の多様化や生涯可処分時間の増加等に伴い多様なライフスタイルの選択が可能になってきており、テレワークなど働き方の多様化、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住など住まい方の多様化の動きなどが見られる。

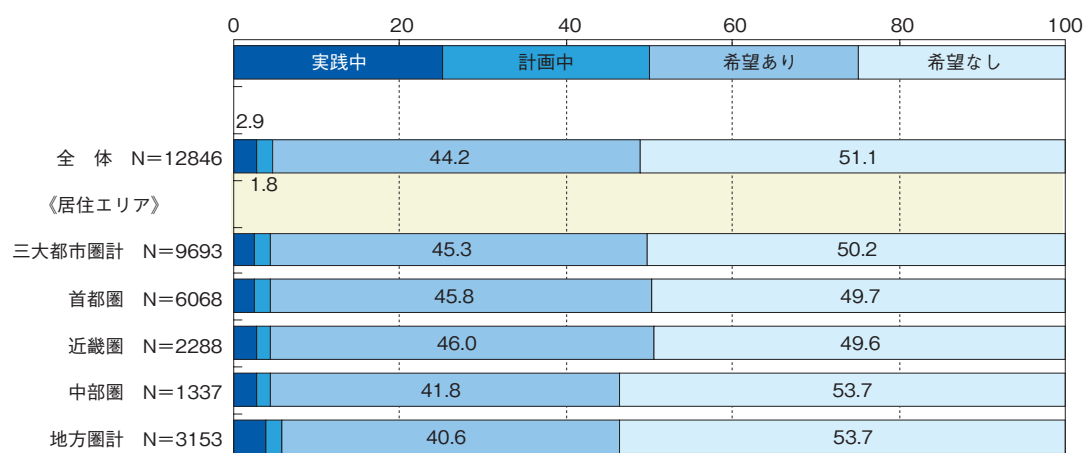
国土政策の観点からは、適切なコストや負担を前提に自ら決めるという自律の精神と、地域の違いによる制約を少なくするための多様な交流を重視しつつ、地方圏・農山漁村への居住の動きをとらえ、地域の活性化等につなげていく必要がある。

中でも、都市住民が農山漁村等の他の地域にも同時に生活拠点を持つなどのライフスタイルである「二地域居住」について、都市地域の居住者の願望が高く、団塊の世代を中心に大きな動きとなることが期待されるとともに、地域社会や個人のライフスタイルにおいて多様な選択、

働き方、住まい方、学び方等を実現することを通し、地域の活性化につながると期待されることから、その促進を図ることは重要な課題である。

なお、全国の20歳以上の男女（12,846サンプル）を対象に、「自然豊かな地方と都市を行き来する暮らしをしてみたいか」について聞いたアンケート結果によると、全体で約44%、首都圏で約46%が「希望あり」と回答している（図表2-5-24）。

図表2-5-24 自然豊かな地方と都市を行き来する暮らしをしてみたいか



資料：「平成21年度二地域居住推進施策のための基礎的調査」（国土交通省国土計画局）

促進に当たっては、二地域居住等による定住、交流など多様な形で人の誘致・移動を促進するために、各地域がそれぞれの特性や戦略を持ち、地域の情報や住まい方について広く発信することを目指すことが重要である。

現在、民間事業者や地域が主体的に取り組む環境を整えることを目的として、二地域居住等に関する地域情報の提供や実状把握と普及啓発、二地域居住等を契機とした地域振興策、二地域間の移動等の円滑化等の様々な施策が実施されている。

・古民家活用などによる受入環境の整備

農山村地域においては、二地域居住者を増やすための取組を行政だけでなくNPO法人等が実施している地域がみられる。

山梨県山梨市八幡地区では、少子高齢化、過疎化、農業後継者不足等が顕在化し耕作放棄地や空き家が増加している地域の課題に対して、都会からの交流・居住人口の増加と地域の活性化を目指し、NPO法人が地域の住民及び行政と連携し、古民家改修体験等の交流体験事業、空き屋物件の情報提供や移住・二地域居住希望者の相談事業等を実施している（図表2-5-25）。古民家改修体験事業では、都

図表2-5-25 古民家改修体験事業（交流体験事業）



資料：国土交通省資料（平成21年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業 事業名「二地域居住・定住希望者のニーズを踏まえた古民家活用などによる受け入れ環境整備事業」 実施団体：特定非営利活動法人山梨ガバメント協会）

市住民と地域住民（移住者も含む）が協働して、古民家を改修することで、都市・地域及び地域内の地元・移住者の新たなコミュニティが創生されるとともに地域側も地域資源を再認識ができ、都市住民を受け入れる意識が地域内に醸成されてきている。

第6節

将来に引き継ぐ社会資本の整備

1. 交通体系の整備

(1) 陸上輸送に関する状況

①高規格幹線道路の整備

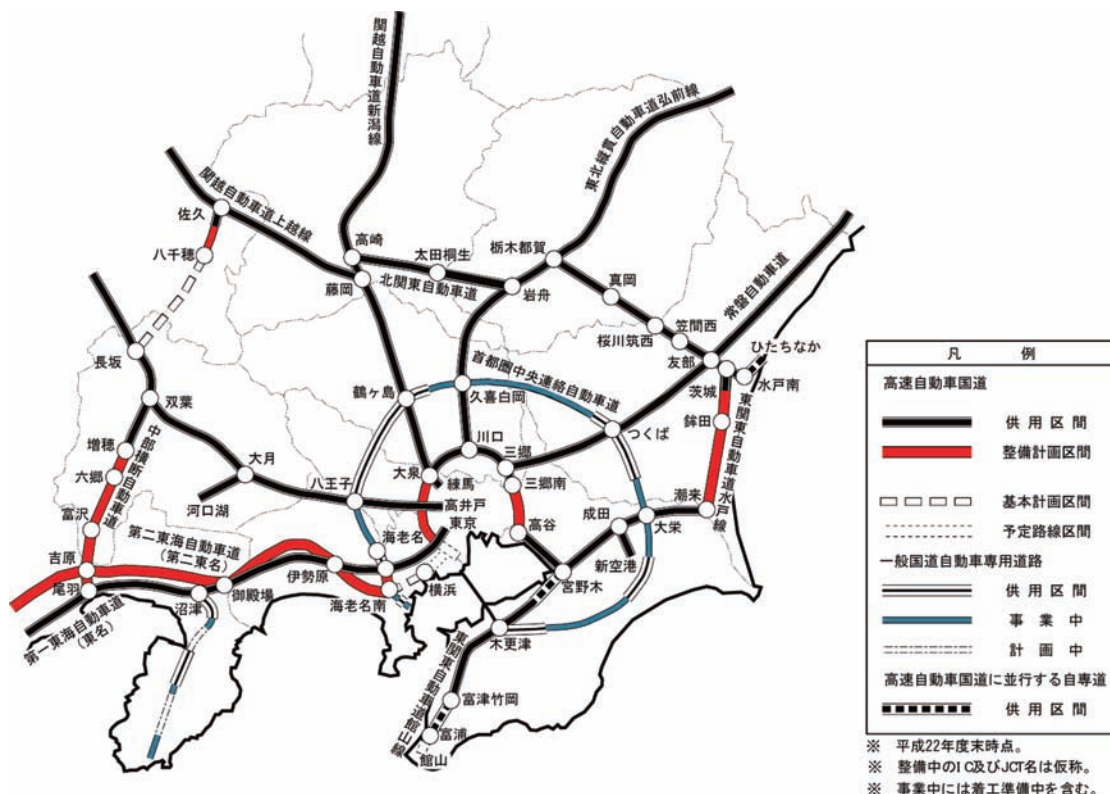
東関東自動車道水戸線は、茨城町JCTから茨城空港北IC間約9kmが開通済である。未開通区間のうち、茨城空港北ICから鉾田までの区間は平成27年度の開通を目指し、事業を実施している。

北関東自動車道は、平成22年4月に佐野田沼ICから岩舟JCT間約5km、平成23年3月、太田桐生ICから佐野田沼IC間約18kmが開通し、これにより群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約147km（東水戸道路約12kmを含む）の区間で全線開通した。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、平成22年4月につくば中央ICからつくばJCT間約4kmが開通し、全延長約300kmのうち、3割を超える約107kmが開通済（平成22年度末現在）である。未開通区間についても全区間で事業に着手済である。

東京外かく環状道路は、大泉JCTから三郷南ICまでの区間が開通済である。未開通区間のうち、三郷南ICから高谷JCTまでの区間は、平成27年度の開通を目指し、事業を実施している（図表2-6-1）。

図表2-6-1 高規格幹線道路の整備状況



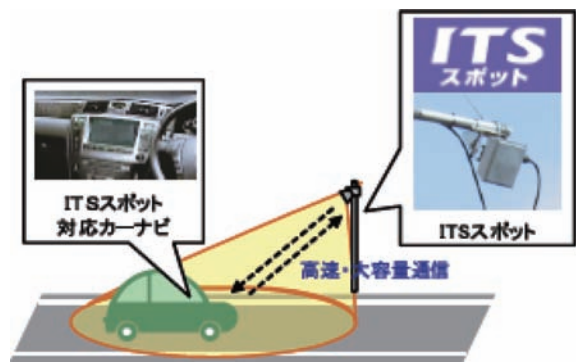
資料：国土交通省道路局

首都高速川崎縦貫線は、殿町から大師JCT間が平成22年10月に開通した。これにより、横羽線と湾岸線が川崎線で接続され、羽田空港や東京湾アクアラインへのアクセスが向上した（図表2-6-2）。

国では、これまでスマートウェイ推進の取組として、ETC（自動料金支払システム）、VICS（道路交通情報通信システム）、AHS（走行支援道路システム）などの開発・実用化・普及を推進してきており、道路利用者の利便性向上のみならず、交通事故削減や渋滞を回避する新たなサービスとして効果を発揮している。

また、新たなスマートウェイの展開として、効率的な道路計画の策定や交通流分散を実現するため、車両よりプローブ情報¹⁾を収集するなど道路交通状況の常時観測を行い、高精度な道路交通情報の把握・提供の実現、快適・安全ドライブを実現するため、全国に約1,600箇所²⁾に設置する「ITSスポット」²⁾、「ITSスポット対応カーナビ」により、広範囲の渋滞データで賢くルート選択をするダイナミックルートガイダンス等のサービスを行っている（図表2-6-3）。

図表2-6-3 ITSスポット



資料：国土交通省

（スマートICの導入）

スマートICは、効率的に追加ICの整備を図り、利便性の向上・地域の活性化・物流の効率化に寄与することを目的として、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるICであり、通行可能な車両はETCを搭載した車両に限定されている。このため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なことから、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

平成21年4月には、本線料金所に併設する全国初のスマートICである三郷料金所スマートICが本格運用されるなど、首都圏では、平成18年度以降、13箇所²⁾で導入されている（図表2-6-4）。

図表2-6-4 三郷料金所スマートIC



資料：国土交通省

④鉄道の混雑緩和や利便性向上

首都圏における鉄道の通勤・通学の混雑は輸送力の増強等によって改善傾向が見られ、平成21年度における主要31区間の平均混雑率は167%となっている。しかし、そのうち8区間において、当面の目標である混雑率180%を上回っており、ピーク時に混雑率200%を超える区間も依然として残っている（図表2-6-5）。このため、混雑緩和や速達性の更なる向上など、鉄道ネットワークの充実に向け、新線の建設や既存ストックの機能向上が進められている（図表2-6-6）。

1) 走行している自動車から収集される速度や位置などの情報。

2) 路側に設置された無線装置によりサービス等を受けられるエリア。

図表2-6-5 混雑率180%を超える区間（平成21年度）

事業者	路線名	区間	混雑率（%）
東日本旅客鉄道(株)	京浜東北線	上野→御徒町	198
	総武線緩行	錦糸町→両国	203
	中央線快速	中野→新宿	194
	東海道線	川崎→品川	190
	横須賀線	新川崎→品川	181
東京地下鉄(株)	東西線	木場→門前仲町	197
東京急行電鉄(株)	田園都市線	池尻大橋→渋谷	187
小田急電鉄(株)	小田原線	世田谷代田→下北沢	187

資料：国土交通省鉄道局資料により国土交通省国土計画局作成

図表2-6-6 主な新線の建設及び既存ストックの機能向上（平成23年3月末現在）

整備主体	路線名、駅名	区分	開業予定年度
東京急行電鉄(株)	東横線（渋谷～横浜）	改良	平成24年度
東日本旅客鉄道(株)	東北縦貫線（上野～東京）	改良	平成25年度
成田高速鉄道アクセス(株)	成田高速鉄道アクセス線 （印旛日本医大～成田空港高速鉄道線接続点）	新線建設	平成22年7月開業
小田急電鉄(株)	小田原線（東北沢～世田谷代田）	複々線化	平成25年度
西武鉄道(株)	池袋線（練馬高野台～石神井公園）	複々線化	平成23年度
(独)鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	相鉄・JR直通線（西谷～横浜羽沢付近）	新線建設	平成27年度
	相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）	新線建設	平成31年度

資料：鉄道事業者資料等により国土交通省国土計画局作成

また、「都市鉄道等利便増進法」（平成17年法律第41号）に基づき、既存ストックを有効活用した都市鉄道の利便増進を図るため、平成19年度より相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）の事業に着手した。この連絡線は平成18年度から着手した相鉄・JR直通線（西谷～横浜羽沢付近）と接続することで相鉄線と東急線との相互直通運転を可能とし、横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部とを直結することにより、両地域間の速達性が向上するほか、新幹線へのアクセスの向上が期待される。平成22年度には、相鉄・JR直通線の用地取得や工事、相鉄・東急直通線の都市計画決定や環境影響評価に係る手続きが進められている。

⑤安全対策の推進

踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、踏切道の立体交差化等の対策が総合的に進められているところであるが、大都市圏を中心とした「開かずの踏切」³⁾等は、踏切事故や慢性的な交通渋滞等の原因となり、早急な対策が求められている。

こうした状況の中、道路管理者及び鉄道事業者の協力の下、全国の踏切を対象に踏切交通実態総点検が実施され、「開かずの踏切」等の緊急に対策が必要な踏切を抽出した結果を平成19年4月に公表した。社会問題化している「開かずの踏切」は、全国に約600箇所存在し、このうち約400箇所が首都圏に存在している。

この結果を踏まえ、踏切を除却する連続立体交差事業等と踏切の安全性向上を図る歩道拡幅

3) 電車の運行本数が多い時間帯において、遮断時間が40分／時以上となる踏切。

等が緊急かつ重点的に推進されている。平成22年11月には、JR中央線（三鷹～立川）が高架化され、18箇所の踏切が除却された（図表2-6-7）。

また、駅のホームからの転落事故、列車との接触事故が多発しており、ホームドア等、転落事故の防止に効果の高い対策の必要性が高まっていることを踏まえ、各鉄道事業者の間で知見を情報交換・共有し、ホームドアの整備等、転落防止対策の推進を図るために、平成23年2月に「ホームドアの整備促進等に関する検討会」が開催された。平成22年度に首都圏内では、JR山手線2駅、東京地下鉄有楽町線8駅、京浜急行空港線1駅、東京モノレール線1駅にホームドアが設置された（図表2-6-8）。

図表2-6-7 JR中央線連続立体交差事業



資料：東京都建設局

図表2-6-8 ホームドアの設置状況



資料：東京地下鉄(株)

⑥広域的な鉄道事業の推進

中央新幹線については、平成22年3月より、交通政策審議会において「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定」についての審議が行われている。平成22年12月に行われた中間とりまとめにおいて、営業主体及び建設主体をJR東海、走行方式を超電導リニア方式、ルートを南アルプスルートとすることが適当であるとの方向性が示されたところであり、その後も引き続き、審議が行われている。

なお、超電導リニアについては、平成9年から山梨実験線において走行試験を行っており、平成21年には「超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会」において、「超高速大量輸送システムとして運用面も含めた実用化の技術の確立の見通しが得られた」との評価を受けている。

⑦空港へのアクセス強化

成田国際空港と都心のアクセスを向上させるため、平成22年7月17日に成田高速鉄道アクセス線が開業した。この鉄道は千葉NT線印旛日本医大駅から成田空港高速鉄道接続点までが新規敷設され、北総線、千葉NT線改良工事と一体的に整備された。成田高速鉄道アクセス線の完成により、日暮里と空港第2ビルが36分で結ばれ、大幅な時間短縮となり、諸外国主要空港に比肩しうるアクセス利便性が実現された（図表2-6-9）。

また、東京国際（羽田）空港では、平成22年10月21日の国際線地区の供用に併せて、京浜急行空港線「羽田空港国際線ターミナル駅」、東京モノレール線「羽田空港国際線ビル駅」が開業し、同地区へのアクセスの強化が図られた（図表2-6-10）。

図表2-6-9

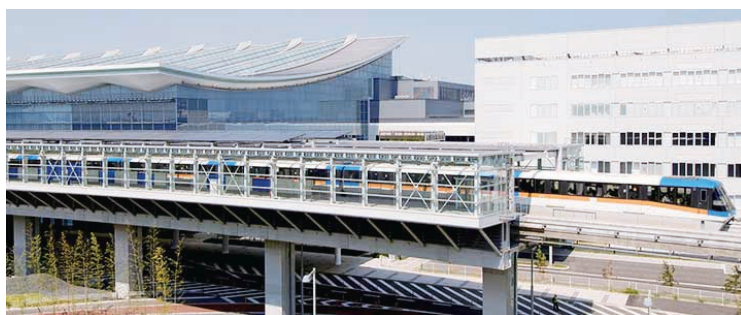
成田スカイアクセス
「新型スカイライナー」



資料：京成電鉄(株)

図表2-6-10

東京モノレール線羽田空港国際線ビル駅



資料：東京モノレール(株)

(2) 航空輸送に関する状況

①首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化

羽田・成田の両空港は、我が国の産業・経済活動の基盤としての役割を担っているところであるが、我が国のさらなる成長のためにも、より一層の機能強化を図るべきである。両空港については、昨年5月の国土交通省成長戦略において示されたように、容量拡大、抜本的な機能強化、徹底的なオープンスカイの推進等の施策を着実に実行することとし、首都圏の都市間競争力の強化を図る。

今後も、両空港の容量拡大・機能強化を進め、羽田については24時間国際拠点空港化を推進、成田についてはアジアにおけるハブ空港としての地位確立を目指しつつ、両空港を最大限に活用していくことで、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、我が国にヒト・モノ・カネを呼び込む原動力とする。

②東京国際（羽田）空港の整備

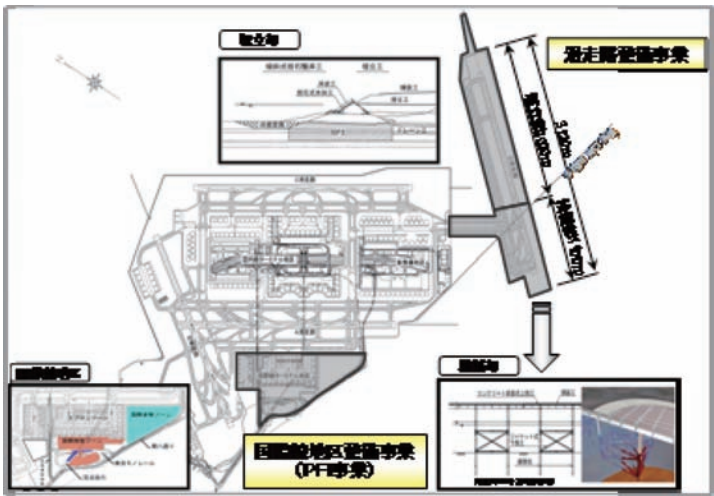
東京国際（羽田）空港は、再拡張事業の各施設が完成し、平成22年10月21日に新たな4本目の滑走路となるD滑走路及び国際線地区の各施設（旅客・貨物ターミナル、エプロン）が供用開始され、発着枠が30.3万回から37.1万回（うち国際線は昼間・深夜早朝各3万回）に拡大した。同31日からは、32年ぶりとなる本格的な国際定期便が就航し、「24時間国際拠点空港化」の第一歩を踏み出した。

今後は、「新成長戦略」等に基づき、平成25年度中に見込まれる国内線・国際線を含めた年間発着容量44.7万回（昼間40.7万回＋深夜早朝4万回）及び国際線9万回（昼間6万回＋深夜

早朝3万回)への増枠を達成するため、エプロンの新設や国際線旅客ターミナルの拡充等を着実に推進する。また、深夜早朝に就航する長距離国際線の機材の大型化に必要なC滑走路延伸等の機能向上を推進していく。

こうした取組を通じ、昼間においても欧米やアジア長距離を含む高需要・ビジネス路線を展開することで、「24時間国際拠点空港化」を着実に進め、旺盛な首都圏の国際航空需要に対応するとともに、充実した国内線ネットワークを活かして、内・際ハブ機能を強化していく(図表2-6-11)。

図表2-6-11 東京国際(羽田)空港の再拡張事業



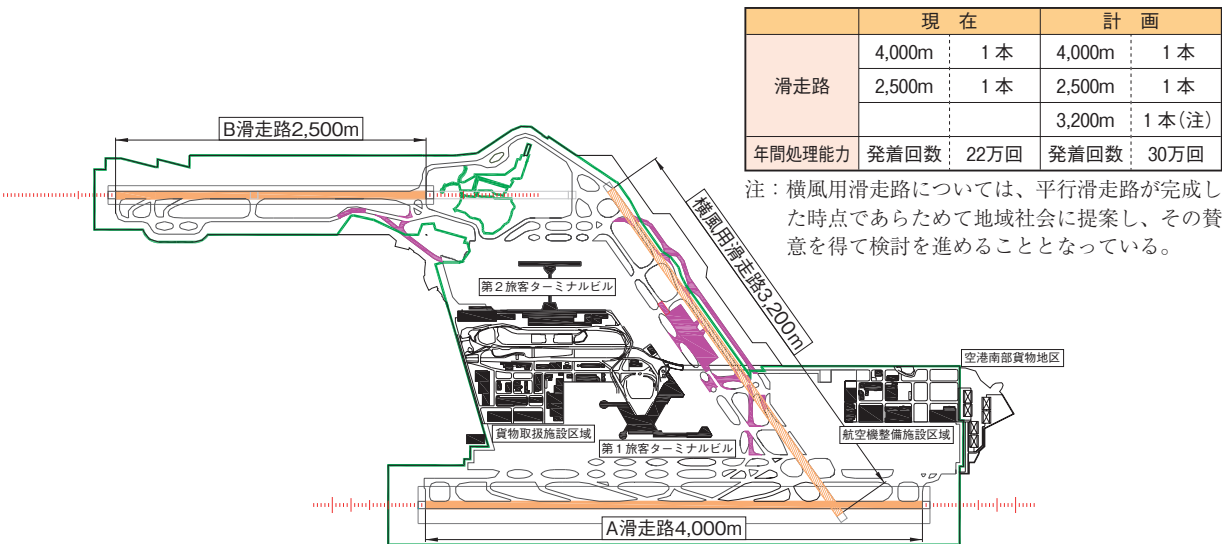
資料：国土交通省航空局

③成田国際空港の整備

成田国際空港は、我が国の国際航空の中心として、年間3,285万人(平成21年度)の人々が利用している。平成21年10月には、北伸により2,500m平行滑走路が供用を開始し、平成22年3月には発着枠が20万回から22万回に拡大した(図表2-6-12)。また、旺盛な首都圏の国際航空需要に対応するためにさらなる発着枠の拡大が強く求められているなか、平成22年10月には年間発着枠を30万回まで拡大することに関する地元合意が実現した。

これを踏まえ、今後は、管制方式の高度化や施設の拡充整備等により着実に発着枠を拡大し、これを背景にオープンスカイを進め、国際線ネットワークを一層強化するとともに国内フィーダー路線の拡充を図り、LCCやビジネスジェットの対応強化等により、アジアのハブ空港としての地位を確立していくこととしている。

図表2-6-12 成田国際空港の施設計画



資料：国土交通省航空局

2. 情報通信体系の整備

(個人が活用できる情報環境の整備)

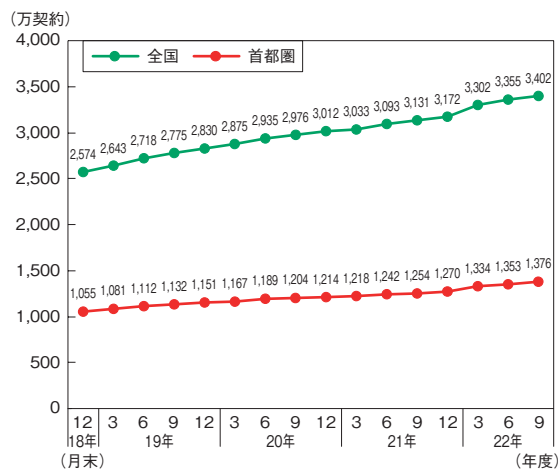
① 契約数

全国のブロードバンドサービス⁴⁾の契約数は、平成18年12月末の2,574万から22年9月末には3,402万と年々増加しており、首都圏においても18年12月末の1,055万から22年9月末には1,376万に増加している（図表2-6-15）。

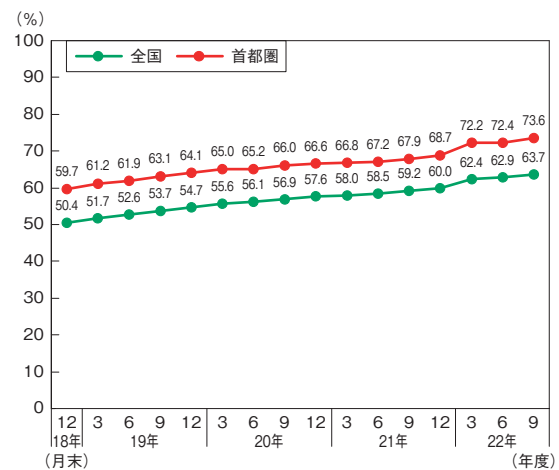
② 世帯普及率

全国の家帯普及率も平成18年12月末の50.4%から22年9月末には63.7%と年々増加しており、首都圏においても18年12月末の59.7%から22年9月末には73.6%に増加している（図表2-6-16）。

図表2-6-15 契約数の推移



図表2-6-16 世帯普及率の推移



資料：「ブロードバンドサービス等の契約数の推移（平成22年9月末現在）」（総務省）、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成22年3月31日現在）」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

③ 世帯カバー率

全国の家帯カバー率は平成20年9月末時点で98.6%となっており、首都圏は全国を上回る99.7%となっている（図表2-6-17）。

図表2-6-17 全国及び首都圏の家帯カバー率

(単位：%)

全国	首都圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
98.6	99.7	99.1	98.6	98.7	99.9	99.6	99.9	100.0	98.0

4) FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス、FWAアクセスサービス及びBWAアクセスサービスの合計。

- ・FTTHアクセスサービス：光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス（集合住宅内等において一部に電話回線を利用するVDSL等を含む）
- ・DSLアクセスサービス：電話回線(メタル回線)でネットワークに接続するアクセスサービス(ADSL等)
- ・CATVアクセスサービス：ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・FWAアクセスサービス：固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・BWAアクセスサービス：2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムでネットワークに接続するアクセスサービス

※BWAアクセスサービスは、平成21年6月末から契約数を計上

(テレワークの推進)

情報通信機器を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」は、職住近接の実現による通勤負担の軽減や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、災害時等における事業継続性の確保などの効果が期待されており、社会的な関心も非常に高い。

政府では平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略」を策定し、その中で様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資する「テレワークの推進」を位置づけ、平成27年までに在宅型テレワーカー⁵⁾を700万人とする目標の実現に向けて、関係各省が連携して、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進することとしている（図表2-6-18）。

また、テレワークの着実・迅速な実施に向けて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省庁は、平成17年に産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」を設立し、問題解決のための調査研究や普及活動を展開している。

国土交通省では、企業のテレワーク普及・推進を図るためのセミナー等を開催するとともに、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、大都市圏郊外部等におけるテレワークセンター等の普及に向けた取組を行った（図表2-6-19）。

図表2-6-18 テレワークの推進 工程表



資料：図表2-6-18、2-6-19ともに国土交通省都市・地域整備局

図表2-6-19

東京で開催されたテレワークセミナー



(地上デジタル放送の普及状況)

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）の平成13年改正により、アナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止することとされ、それを踏まえて策定された放送用周波数使用計画（チャンネルプラン）等において、アナログテレビ放送の終了期限が平成23年（2011年）7月24日と規定された。

平成22年12月現在の地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は、首都圏で95.2%となっており、全国値の94.9%を上回っている（図表2-6-20）。

図表2-6-20 全国及び首都圏における地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率（平成22年12月現在）

（単位：%）

全国	首都圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
94.9	95.2	92.2	96.3	93.7	95.1	97.2	95.4	94.7	96.7

注：首都圏の世帯普及率は、各都道府県の世帯数から加重平均で算出している。

資料：「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査の結果（平成22年11月）」（総務省）及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成22年3月31日現在）」（総務省）

5) テレワーカーとは週8時間以上テレワークを実施した人をいう。

(東京スカイツリーの建設状況)

地上デジタル放送への移行に当たり、首都圏においては、都心部に林立する200m級超高層ビルの影響を受けにくい600m級の新タワーからの送信が望まれている。新タワーに移行すると、地上デジタル放送の送信高は現在の約2倍となり、年々増加する超高層ビルの影響が低減できるとともに、災害時等の防災機能のタワーとしての役割も期待されている。このため、民放5社とNHKは、重要な役割を担う新タワーの建設地として、「墨田区押上・業平橋地区」を最終決定し、デジタル放送に向けて準備を進めることとなった。

東京スカイツリーは、平成20年7月に着工し、平成24年春に開業予定となっている。

なお、平成23年3月に目標の高さである634mに到達した。

図表2-6-21

東京スカイツリー完成予想図



画像提供：東武鉄道株式会社・
東武タワースカイツリー株式会社

3. 水供給体系の整備**(水資源開発の状況)**

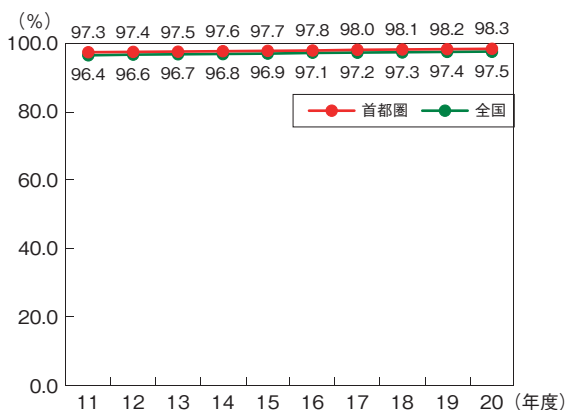
利根川水系及び荒川水系において、平成20年7月に「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」が閣議決定された。

また、平成22年度においても用水の安定供給を確保するため、既存施設の機能増強を目的とする事業などが実施されている。

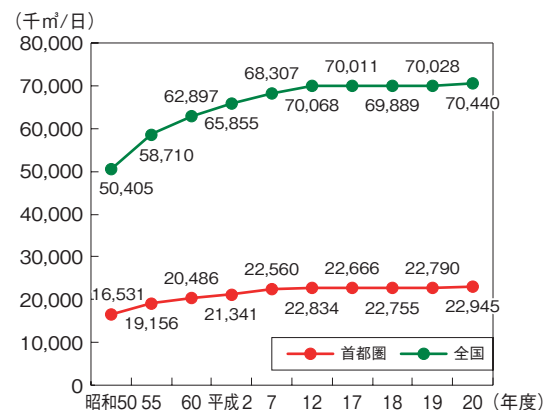
(1) 生活用水**(普及状況)**

水道の普及率は平成11年度には全国で96.4%であったが、年々上昇し、平成20年度には97.5%となり、首都圏は98.3%となっている（図表2-6-22）。

図表2-6-22 普及状況の推移



図表2-6-23 施設能力の推移



資料：図表2-6-22、2-6-23ともに「水道統計」（厚生労働省）により国土交通省国土計画局作成

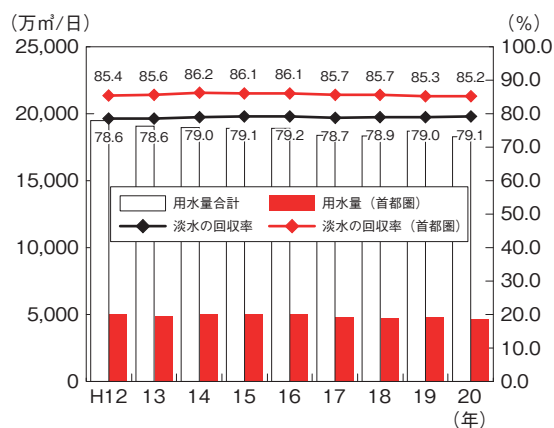
(施設能力)

水道の施設能力は昭和50年度には全国で50,405千 m^3 /日であったものが、平成20年度には70,440千 m^3 /日となり、首都圏は22,945千 m^3 /日となっている（図表2-6-23）。

(2) 工業用水

工業用水の1日当たり用水使用量は、平成12年1億9,495万 m^3 （淡水の回収率78.6%）が20年1億8,277万 m^3 （同79.1%）となり、首都圏では12年5,028万 m^3 （同85.4%）が20年4,685万 m^3 （同85.2%）と、12年に比べて用水使用量は減少し、淡水の回収率は同水準となっている（図表2-6-24）。

図表2-6-24 工業用水量の推移



注：従業者30人以上の製造事業所における工業用水の1日当たり用水使用量。

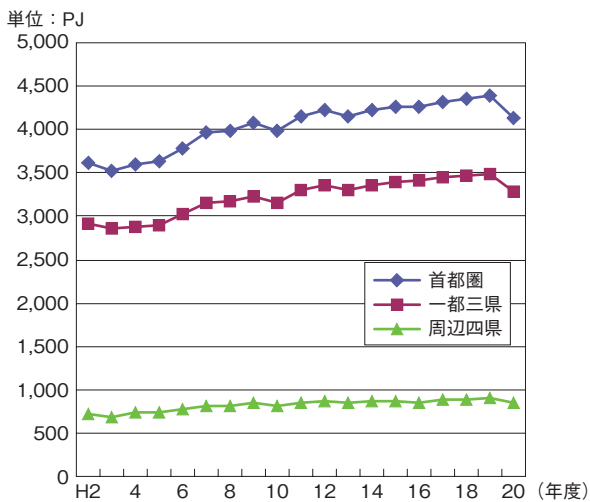
資料：「工業統計調査」（経済産業省）により国土交通省国土計画局作成

4. エネルギー供給体系の整備

(首都圏のエネルギー消費)

1990年度以降の首都圏における最終エネルギー消費量は増加基調にあったが、2008年度（暫定値）は、景気悪化によって製造業・鉱業の生産量が低下したことに伴い、全国・首都圏とも減少に転じている。2008年度（暫定値）における首都圏の最終エネルギー消費量は、4,136PJ（ペタジュール）であり、その約8割を東京圏が占めている（図表2-6-25）。都道府県別にみると、千葉県が1,166PJで全国トップであり、神奈川県が883PJで全国第2位、東京都が838PJで全国第3位である。最終消費量を圏域別にみると、首都圏は全国の3割以上を占めている（図表2-6-26）。

図表2-6-25

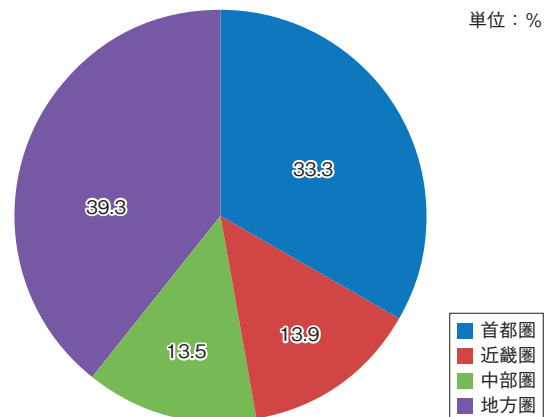
最終エネルギー消費量
(直接利用分合計) の推移

注：2008年度（平成20年度）は暫定値。

資料：図表2-6-25、2-6-26ともに「都道府県別エネルギー消費統計調査」（資源エネルギー庁）により国土交通省国土計画局作成

図表2-6-26

最終エネルギー消費量（直接利用分合計）の対全国シェア(2008年度(暫定値))



(再生可能エネルギーの導入)

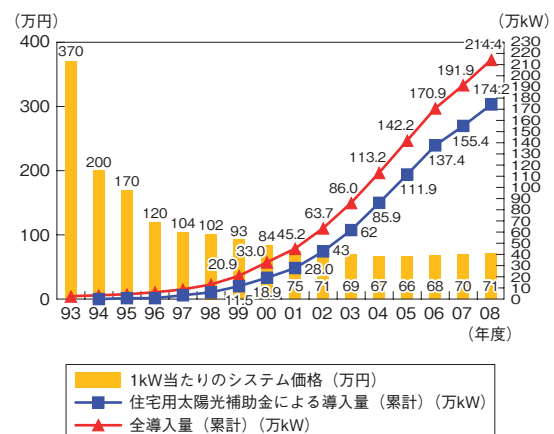
我が国の一次エネルギー国内供給に占める再生可能エネルギーの割合は年々増加しつつあり、2007年度で約5%となっている。

太陽光発電の導入量は、近年着実に伸びており、2008年末累積で214万kWに達している（図表2-6-27）。東京電力株が新設し、平成23年度に運転開始を予定している扇島太陽光発電所（仮称）（神奈川県川崎市）の太陽電池出力は約13,000kWであり、太陽光発電システムの設置容量において国内最大級の規模になる（図表2-6-28）。

一方、風力発電についても2000年以降、急速に導入が進んでおり（図表2-6-29）、茨城県鹿嶋市北海浜工業団地及び隣接する平井海岸に単機出力2,000kW（国内最大級）の風力発電機10基が設置され、2007年2月に運用を開始し、風力エネルギーにより発電した電気（年間約4,200万kWh）の全量を東京電力株に卸供給している。

図表2-6-27

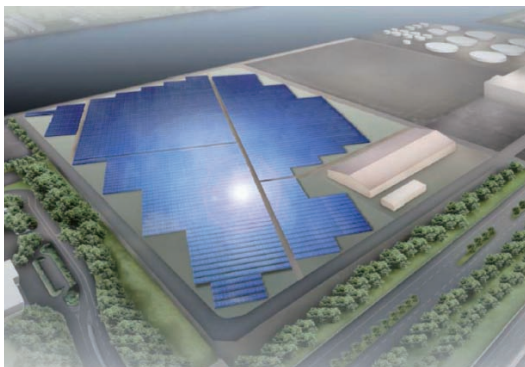
太陽光発電の国内導入量とシステム価格の推移（全国）



資料：エネルギー白書2010年版

図表2-6-28

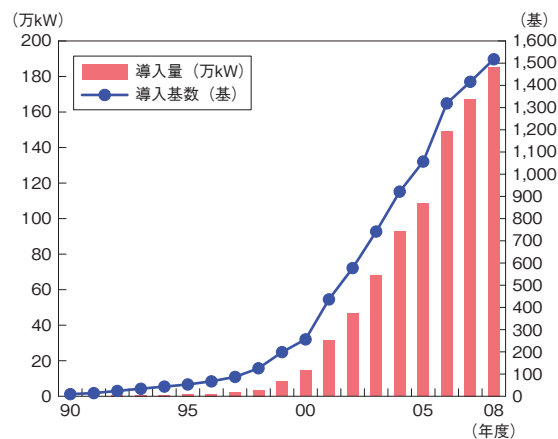
扇島太陽光発電所（仮称）
完成予想図



資料：東京電力（日立製作所提供）

図表2-6-29

風力発電導入の推移（全国）



資料：エネルギー白書2010年版

（家庭における省エネルギー対策）

2008年における首都圏の最終エネルギー消費量のうち約16.5%に当たる681PJは家庭部門が占めており、家庭における省エネルギー対策の一層の推進が求められている。こうしたなか、家庭用省エネルギー機器の普及・導入が進んでいる。

ヒートポンプ技術を活用し空気の熱でお湯を沸かすことができる「自然冷媒ヒートポンプ給湯機」の市場全体での累計出荷台数は2007年9月に100万台、2009年10月には200万台を突破した。

また、都市ガス、LPガス、灯油などのエネルギーから水素を取り出し、自宅に設置した燃料電池で発電し、その時に生じる排熱によりお湯をつくりだす「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」の導入が2009年から本格的に始まった。

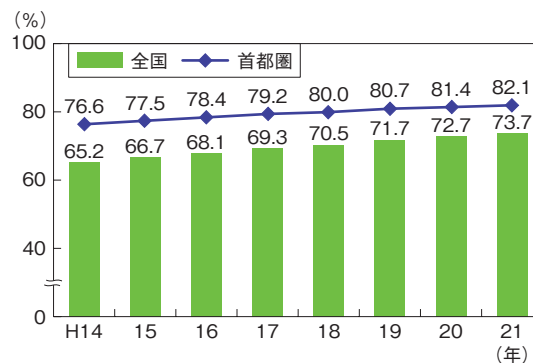
5. 下水道・廃棄物処理体系の整備

(1) 下水道

全国の下水道処理人口普及率は平成14年度末65.2%（下水道整備人口8,257万人）が21年度末73.7%（同9,360万人）となっている。

首都圏においては、14年度末76.6%（同3,169万人）が21年度末82.1%（同3,498万人）と下水道整備については全国と比較して高い状況である（図表2-6-30）。

図表2-6-30 普及状況の推移



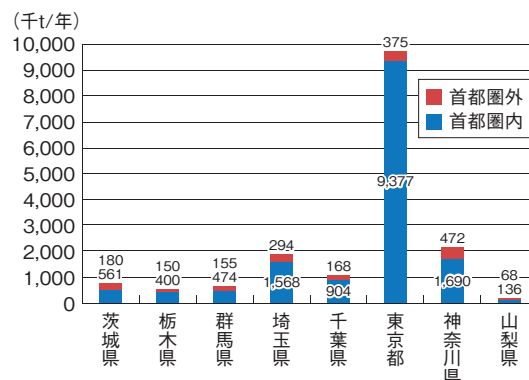
資料：「汚水処理人口普及状況について」（農林水産省、国土交通省、環境省）、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

(2) 産業廃棄物の状況

(産業廃棄物の広域移動)

首都圏では、産業廃棄物の中間処理または最終処分のため、産業廃棄物を都県域を越え他の地方自治体に移動させて処理・処分している。平成21年度におけるその移動量は、東京都が9,752千トン（首都圏内の他県へ9,377千トン、首都圏外へ375千トン）、神奈川県が2,162千トン（首都圏内の他都県へ1,690千トン、首都圏外へ472千トン）などとなっており、産業廃棄物を広域に移動し処理・処分する構造となっている（図表2-6-31）。

図表2-6-31 都県外への産業廃棄物の搬出量（平成21年度）



資料：「平成22年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（広域移動状況編 平成21年度実績）」（環境省）により国土交通省国土計画局作成

6. 沿岸域の利用

(1) 東京湾沿岸域の役割と今後の展開

東京湾沿岸域は、海域や埋立地等の活用により、これまで首都圏の経済社会の発展、国際交流の進展、市民生活の向上に寄与してきた。しかし、経済情勢や産業構造等の変化に伴う地域活力の低下等の課題が生起している。

こうしたことを踏まえ、沿岸域についてはそのポテンシャルを将来にわたって発揮させられる利用が、沿岸陸域については、産業や港湾物流機能等の既存集積の活用・高度化、土地利用の転換による大都市のリノベーションへの活用、交通基盤施設整備等利便性の向上による新たなニーズの掘り起こし等、地域の個性と特色を発揮させることにより、地域活力を発展させることが進められている。

(東京国際（羽田）空港の再拡張・国際化を生かす拠点整備構想)

東京国際（羽田）空港は、再拡張・国際化により国内・海外とのヒト・モノの動きが盛んになるなど、経済の発展や国際交流の進展が期待されている。東京国際（羽田）空港の沖合展開事業及び平成16年度より実施されてきた羽田空港再拡張事業の結果、発生した53haの跡地については、市街地に隣接した土地として、「空港を活かす」、「空港と連携する」、「周辺と調和する」といった方向性に基づき、羽田空港移転問題協議会（国、東京都、大田区、品川区で構成）において、土地利用の検討を行い、平成22年10月に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定した。本計画は、「緑と水辺に囲まれ、空港と隣接する立地を活かした、多様な人々が行き交い、魅力と賑わいのある、世界とつながるまちの実現」をコンセプトに掲げ、東京国際（羽田）空港の持つポテンシャルを最大限活用しつつ、国際航空機能の拡充にも対応する内容となっている（図表2-6-32）。

図表2-6-32 羽田空港跡地まちづくり推進計画



資料：国土交通省航空局

(2) 周辺沿岸域の状況

東京湾外の沿岸域においては、地域の振興、首都圏における地域構造の再編及び緊急時も想定した東京湾の諸機能の適切な分担に資するため、広域的、総合的な視点に立って利用が進められており、国土保全や自然環境の保全及び良好な環境の創造に努めるとともに、生産性の高い漁業空間、安全で快適な海洋性レクリエーション空間等海洋空間として利用が進められている。

7. 都市再生施策の進捗状況

都市の魅力と国際競争力を高める必要性から、都市再生を通じた経済構造改革を図るため、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び国土交通大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部長とする都市再生本部が平成13年5月に内閣に設置され、これまでに23の都市再生プロジェクトが決定されている（図表2-6-33）。

図表2-6-33 都市再生プロジェクト一覧（首都圏に関するもの）

決定日等	プロジェクトの内容
第一次決定 (H13.6.14)	◇東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備 ◇大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築 ◇中央官庁施設のPFIによる整備
第二次決定 (H13.8.28)	◇大都市圏における国際交流・物流機能の強化 ○大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上 ○大都市圏における国際港湾の機能強化 ◇大都市圏における環状道路体系の整備 ○東京圏における環状道路の整備 - 首都圏三環状道路の整備推進、横浜環状線の整備推進 ◇都市部における保育所待機児童の解消 ◇PFI手法の一層の展開 ○東京都営南青山一丁目団地建替プロジェクトの推進
第三次決定 (H13.12.4)	◇密集市街地の緊急整備 ○密集市街地のうち特に火災等の可能性の高い危険な市街地を今後10年間で重点地区として整備 ○密集市街地全域について、敷地の集約化等に向けた住民の主体的取組の支援体制を強化するとともに民間活力を最大限発揮できる制度を導入 ◇都市における既存ストックの活用 ○既存の建築物について長期間にわたって活用を促す仕組の整備 ◇大都市圏における都市環境インフラの再生 ○大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・再生・創出することにより水と緑のネットワークを構築（「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」のとりまとめ（平成16年3月））
第四次決定 (H14.7.2)	◇東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成
第五次決定 (H15.1.31)	◇国有地の戦略的な活用による都市拠点形成 ○大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生 ○中央合同庁舎第7号館の整備を契機とした国有地を含む街区全体の再開発の実施
第八次決定 (H16.12.10)	◇都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開
第九次決定 (H17.6.28)	◇防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築 ○大都市等の魅力ある繁華街の再生 - 新宿歌舞伎町における先駆的な取組を踏まえ、池袋、渋谷、六本木（東京）、関内・関外（横浜）等において地域の実情に応じたモデル的取組を展開 ○全国の多様な主体の連携によるトータルな安全・安心まちづくり
第十次決定 (H17.12.6)	◇大学と地域の連携協働による都市再生の推進
第十一次決定 (H18.7.4)	◇国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進
第十二次決定 (H19.1.16)	◇「密集市街地の緊急整備」一重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化
第十三次決定 (H19.6.19)	◇国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進

(1) 都市再生緊急整備地域の指定

「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づき、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(都市再生基本方針)が平成14年7月に閣議決定され、平成14年度以降、都市再生緊急整備地域の第一次から第六次までの指定が行われた。首都圏においては、「環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域」をはじめ、合計で25地域が指定されている。

都市再生緊急整備地域内においては、国土交通大臣により事業計画が認定された優良な民間都市再生事業については、(財)民間都市開発推進機構による金融支援(無利子貸付、出資・社債等取得、債務保証)や税制上の特例等の措置を受けることができることとされているほか、既存の用途地域などに基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区などの都市計画の特例がある。

また、都市再生基本方針については、「新成長戦略」を踏まえ、少子高齢化の進展や国際的な都市間競争の激化に対応するため、平成23年2月に改訂されており、更に、官民連携を通じて、都市の国際競争力の強化と魅力の向上を図り、都市の再生を推進するため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、当該地域における整備計画の作成、民間都市開発プロジェクトに対する新たな金融支援、当該支援を実施するための民間都市再生事業計画の大臣認定申請期限の延長、道路占用許可の特例の創設等を内容とする「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が平成23年4月に成立した。

今後は、特定都市再生緊急整備地域の指定等必要な措置を講じるとともに、特定都市再生緊急整備地域において、整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援を行う事業制度を創設する。

(2) 都市再生緊急整備地域内における民間都市再生事業計画の認定

都市再生緊急整備地域に指定された地域においては、都市再生の実現に向けたプロジェクトが着実に進められている。民間都市再生事業計画の認定は、平成14年度から始まり、首都圏においては平成22年度末時点で27件の計画が認定を受けている。

このうち、都市再生緊急整備地域「東京臨海地域」内の有明南プロジェクト(図表2-6-34)では、人・情報の国際交流拠点である有明地区のランドマークとして賑わいのある街並みと調和した国際コンベンションとビジネスの拠点となる施設を整備し、また東京国際展示場等の国際性豊かな周辺施設との相乗効果等により、有明を含む東京臨海地域の活性化及び情報発信の先導的な拠点形成をすることで、都市への貢献の実現を目指すものである(平成23年1月竣工)。

図表2-6-34 有明南プロジェクト



資料：国土交通省

第7節 首都圏整備の推進

1. 首都圏整備制度

(1) 首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としたものである。

平成17年7月の首都圏整備法の一部改正により、首都圏整備計画を構成していた基本計画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止され、平成11年に策定された基本計画と整備計画は首都圏整備計画として一本化された。

首都圏整備計画は、「基本編」及び「整備編」により構成されており、計画期間は、基本編が平成27年度まで、整備編が平成18年度から概ね5年間となっている。

(2) 政策区域等に基づく諸施策の推進

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置付けを与えた「政策区域」を設定し（図表2-7-1）、この区域に応じ、土地利用規制、事業制度、税制上の特別措置等の各種施策が講じられている。

図表2-7-1 首都圏における政策区域



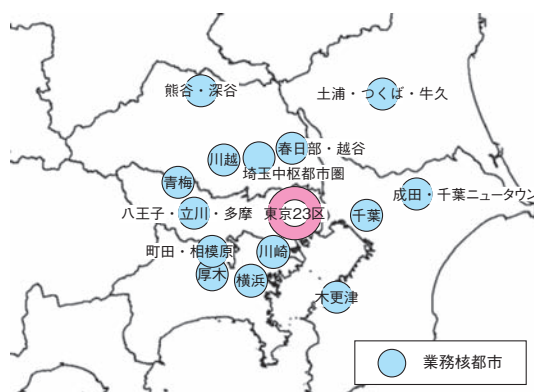
資料：国土交通省国土計画局

(3) 業務核都市の整備

東京圏においては、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市（業務核都市）を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づき、都県又は政令指定都市が作成する業務核都市基本構想に基づく業務核都市の整備の推進を図ってきたところである。

また、現行の首都圏整備計画において、首都圏の目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」を掲げて、広域的な機能を担い連携・交流の要となる都市（広域連携拠点）の育成・整備を図ることとしており、特に東京中心部の近郊の地域においては、広域連携拠点を業務核都市として育成・整備することとしており、これまでに承認・同意された地域は14地域となっている（図表2-7-2）。

図表2-7-2 業務核都市の配置



資料：国土交通省国土計画局

(4) 近郊緑地保全制度

(近郊緑地保全区域における緑地保全の経緯)

首都圏の既成市街地への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

昭和31年4月に成立した首都圏整備法では、首都圏を既成市街地、近郊地帯及び周辺地域の三地域に分け、近郊地帯を「既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅のグリーンベルト）を設定する必要がある区域」として定めた。しかし、近郊地帯の土地は公有地ではなく、また法律による行為制限、必要な国の予算及び税制もなかったため、無秩序な市街化が進み、近郊地帯を指定する政令を制定することができないまま、昭和40年の首都圏整備法の改正により現行の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の三地域に変更された。

首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯に替わって、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとしたため、近郊整備地帯において広域的な見地から緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的に、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）が制定された。

同法に基づき、近郊整備地帯の区域のうち特に緑地保全の効果の高い区域が近郊緑地保全区域として指定され（平成22年度末現在で、19地区、15,861ha）、この区域内における建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について、都県知事等への届出が義務づけられているなど、緑地保全の推進が図られている。

2. 国土形成計画

（全国計画の推進）

国土形成計画は、従来の開発基調の計画から成熟社会型への計画へと転換を図るとともに、総合的な国土の形成に関する施策の指針となる「全国計画」と、複数の都府県にまたがる広域地方計画区域における国土形成のための計画である「広域地方計画」から構成される二層の計画体系となっている。

全国計画においては、国土づくりの基本的な方針として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることとしており、その実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくりの5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、計画を推進している。

（首都圏広域地方計画の推進）

首都圏においては、広域地方計画策定に向け、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、政令市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）、国の出先機関、経済団体等を構成メンバーとする首都圏広域地方計画協議会が平成20年8月に発足し、同協議会を中心とした議論を経て、平成21年8月4日に首都圏広域地方計画を国土交通大臣決定した。

首都圏広域地方計画においては、世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくりを目指し、その実現のため、①日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化、②人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現、③安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現、④良好な環境の保全・創出、⑤多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現、の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、計画に位置づけている24のプロジェクトを推進している。平成22年6月には計画の推進状況を把握するためにモニタリングを実施した。

3. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）が成立し、平成13年より施行されている。

同法では、法律の対象地域（首都圏・近畿圏・中部圏：首都圏では、首都圏整備法に基づく既成市街地又は近郊整備地帯に含まれる1都4県の特別区、市町村の全域が対象。）において、道路、河川、鉄道、電気通信、ガス、上下水道等の公共の利益となる事業が大深度地下を使用する場合、国土交通大臣又は都府県知事の認可を受けた上で、原則として事前に補償を行うことなく、大深度地下に使用権を設定することができ、事業を実施することが可能となっている。

具体的なメリットとして、以下の点が挙げられる。

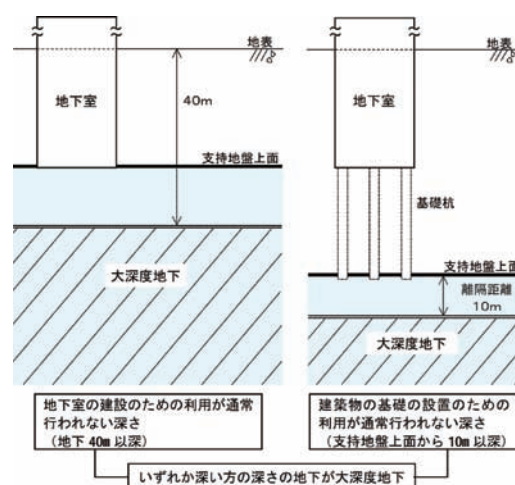
- ① ライフラインや社会資本の円滑な整備
- ② 合理的なルート設定による事業期間の短縮、コスト縮減への寄与
- ③ 地震に対する安全性向上、騒音・振動の減少、景観の保護

また、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保や環境の保全等にも配慮する必要があるため、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年閣議決定）を定め、これを使用の認可の要件とするとともに、認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者から事業の共同化、事業区域の調整等の申出があった場合、調整に努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、対象地域ごとに、大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業間調整に関する協議を行うこととしており、首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っている。

国土交通省においては、大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進するための取組を進めており、これまで「安全の確保」、「環境の保全」、「バリアフリー化の推進・アメニティーの向上」に関して指針を策定してきた。平成22年度は、大深度地下使用制度の円滑な運用に向けて、技術的な調査検討を行った。また、地下施設の埋設情報等を収集、一元化する「大深度地下情報システム」に関しては、首都圏の地下情報を更新した。

図表2-7-3 大深度地下の定義



資料：国土交通省

4. 筑波研究学園都市の整備

(1) 筑波研究学園都市の現状

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都圏既成市街地への人口の過度集中緩和を目的として、整備が進められている。

本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、平成13年4月1日の一部機関の統合・独立行政法人化を経て、現在31機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企业が立地している（図表2-7-4）。

本都市の人口は、平成23年2月現在で約21.4万人と、着実に増加している。

国等の試験研究・教育機関等に従事している職員の約15,300人のうち、研究関係職員は約8,100人であり、民間研究機関の研究者約2,500人を加えると、本都市の研究者数は約10,600人となる。

(2) 研究学園地区・周辺開発地区の整備について

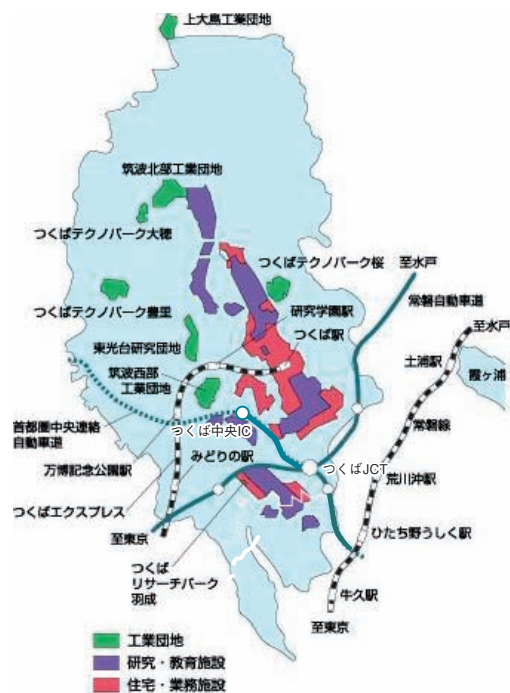
「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）に基づく研究学園地区建設計画と周辺開発地区整備計画（いずれも平成10年4月改定）においては、今後の筑波研究学園都市が目指すべき都市整備の基本目標として、①科学技術中枢拠点都市、②広域自立都市圏中核都市、③エコ・ライフ・モデル都市、を掲げ、これを実現するための総合的な施策展開の方向を示している（図表2-7-6）。

平成17年8月の「つくばエクスプレス」開業を契機に、各沿線開発地区では、土地地区画整理事業（茨城県・都市再生機構が施行）による宅地開発等が進められている（図表2-7-5）。公共・公益的施設については、首都圏中央連絡自動車道（つくば中央IC～つくばJCTについては、平成22年4月に開通）及び国道6号牛久土浦バイパス等の工事の進捗が図られている。

なお、同都市では大学や研究機関等と連携を図りつつ、環境配慮型の都市づくりへの取組が進められている。また、平成21年度には、茨城県やつくば市、研究機関等が協働で、同都市の将来像やその実現に向けた戦略等を示したビジョンである「新たなつくばのグランドデザイン」が策定された。

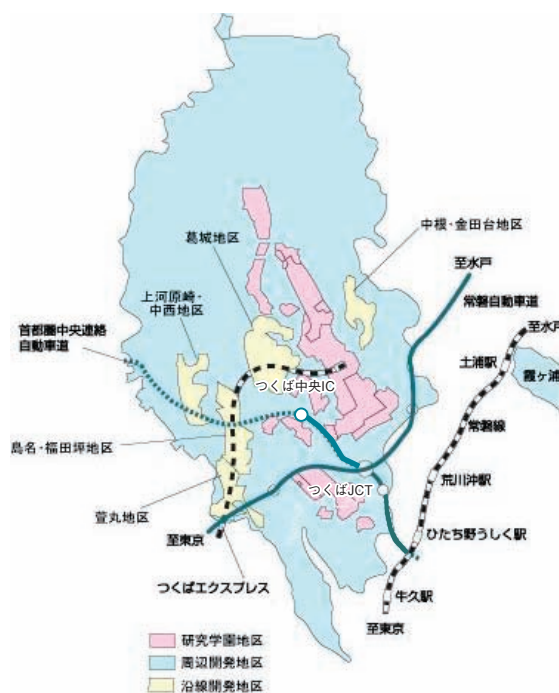
図表2-7-4

筑波研究学園都市内の工業団地等



図表2-7-5

筑波研究学園都市内の沿線開発地区等



資料：図表2-7-4、2-7-5ともに茨城県資料により国土交通省都市・地域整備局作成

図表2-7-6

研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の骨子

都市整備の基本目標

1. 科学技術中枢拠点都市…独創的・先端的な研究を生み出すとともに、科学技術集積を活かした新産業創出の拠点、サイエンス型国際コンベンション都市を整備
2. 広域自立都市圏中核都市…広域的、自立的な都市圏の中核都市として、都心機能の充実・強化等により高次都市機能の集積と都市内の高い利便性を実現
3. エコ・ライフ・モデル都市…21世紀の住文化やライフスタイルを提案するモデル都市として、自然・田園と都市の調和、豊かな文化や多様な住民の交流等を実現

研究学園地区の主要施策

- 研究・教育機関等の集積と整備
 - ・研究内容に対応した施設・設備の計画的更新、高度化
 - ・「知的触発国際プラザ及びつくば国際会議場」の整備
- 科学技術集積等を活かした都市の活性化の推進
 - ・ベンチャー育成施設の支援等により先端的研究開発成果の起業化促進
 - ・青少年等の科学技術理解増進への貢献
- 都市機能の充実
 - ・都心地区に商業、業務、宿泊、文化等の都市機能を集積
 - ・つくばエキスポプレックス（常磐新線）導入に伴う駅前広場等の整備、短距離交通システムの導入検討等
- 良好な環境の確保と文化の形成等
 - ・環境共生型都市づくりの推進
 - ・科学技術と生活が調和した独自の文化、一体感のあるコミュニティ形成

周辺開発地区の主要施策

- 都市の一体的・総合的な整備
 - ・全体として均衡のとれた都市形成
 - ・研究学園地区都心地区と葛城地区の一体的な土地利用と連携による中枢拠点の形成
 - ・都市と農村の共生
- 広域交通体系の整備と計画的な市街地開発の推進
 - ・つくばエキスポプレックス（常磐新線）や圏央道の整備を進めるとともに、それに伴う計画的な市街地開発を推進し、居住機能を主体に複合的な機能を持つまちづくりを進める
- 科学技術集積等を活かした産業の振興
 - ・先端技術産業や知識創造型産業の導入・育成等
- 都市化を活かした農業の振興と活性化
- 生活環境の整備と環境の保全
- 質の高い住環境と豊かな市民生活の創造

5. 国会等の移転に関する検討

(国会等の移転の主な経緯)

国会等の移転とは、国会をはじめとする三権の中核機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成2年の衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来検討がなされてきている。平成4年には、議員立法により「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号。以下「移転法」という。）が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会において、平成7年に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」がとりまとめられ、さらに、平成8年の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会は、平成11年12月に国会等の移転先候補地の選定等についての「国会等移転審議会答申」を内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣から国会に同答申の報告がなされた。

この答申を踏まえ、平成15年には、国会において超党派による「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、平成16年12月に同協議会で「座長とりまとめ」がまとめられた。この「座長とりまとめ」では、今後、同協議会において国会等の移転の意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととされている。

政府としては、移転法に基づき、また「座長とりまとめ」の主旨を踏まえ、関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行うこととしている。

6. 国の行政機関等の移転

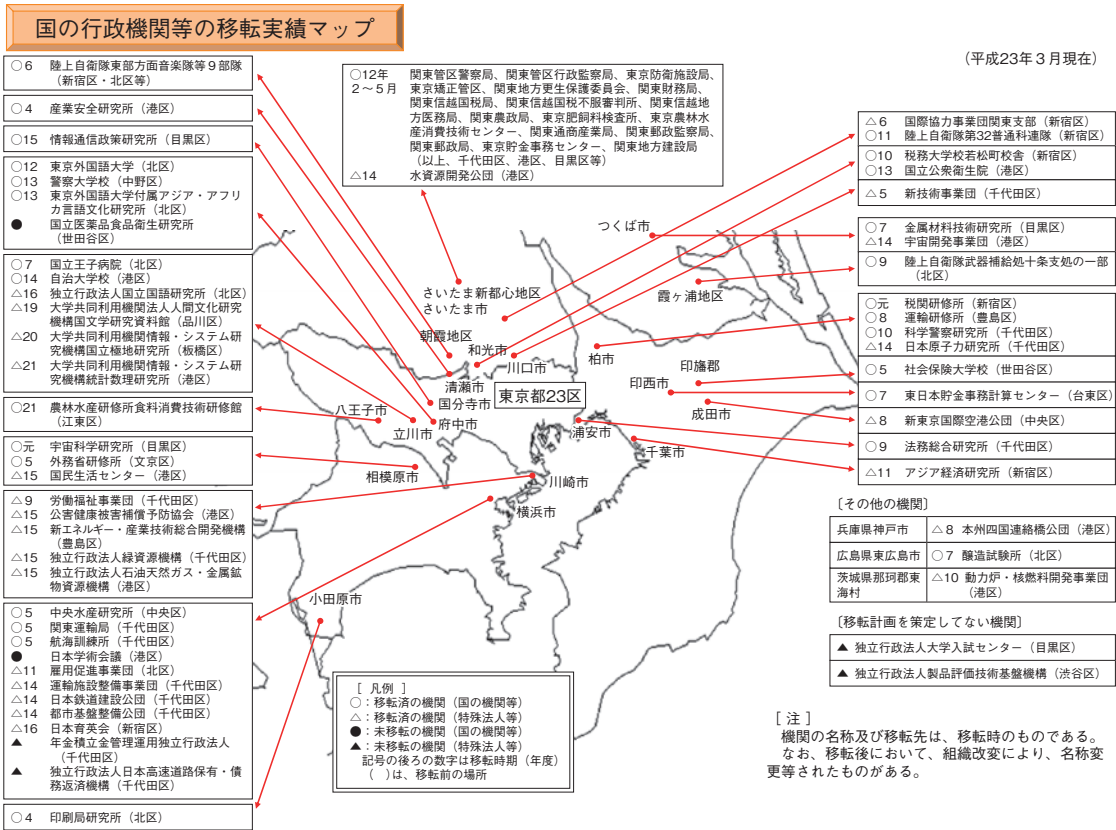
(移転に向けた取組の経緯)

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」（昭和63年1月閣議決定）、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針（昭和63年7月閣議決定）にのっとり、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

閣議決定で移転対象とされた79機関11部隊等（廃止等により現在は71機関11部隊等）のうち、平成23年3月までに65機関11部隊等が移転した。

残る移転対象機関についても、閣議決定及び移転計画に従って移転が円滑に実施されるよう、その着実な推進を図っている。

図表2-7-7 国の行政機関等の移転実績マップ



資料：国土交通省

資料

首都圏整備に関する各種データ

1 人口の状況

1-1 首都圏各地域の人口と人口増加率の状況

	人口（千人）					人口増加率（％）			
	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	S60～H 2	H 2 ～ 7	H7～12	H12～17
全国	121,049	123,611	125,570	126,926	127,768	2.1	1.6	1.1	0.7
首都圏	37,618	39,396	40,402	41,322	42,379	4.7	2.6	2.3	2.6
東京都	11,829	11,856	11,774	12,064	12,577	0.2	-0.7	2.5	4.2
東京都区部	8,355	8,164	7,968	8,135	8,490	-2.3	-2.4	2.1	4.4
都心 3 区	325	266	244	268	326	-18.2	-8.4	10.0	21.7
近隣 3 県	18,444	19,941	20,803	21,354	21,902	8.1	4.3	2.6	2.6
周辺 4 県	7,345	7,600	7,825	7,904	7,900	3.5	3.0	1.0	-0.0

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

1-2 首都圏における総人口に占める年齢 3 区分別人口割合の状況 （単位：％）

		昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年
0～14歳人口	全国	23.5	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7
	首都圏	23.7	21.1	17.3	15.0	13.8	13.1
	東京都	20.6	18.0	14.6	12.7	11.8	11.3
	近隣 3 県	25.7	22.6	18.1	15.6	14.3	13.7
	周辺 4 県	24.1	22.5	19.3	16.9	15.3	14.3
15～64歳人口	全国	67.3	68.2	69.5	69.4	67.9	65.8
	首都圏	68.7	70.2	72.3	72.6	71.1	68.5
	東京都	71.5	73.0	74.1	73.9	72.0	69.1
	近隣 3 県	67.8	69.9	72.9	73.5	72.0	69.1
	周辺 4 県	66.2	66.7	68.0	68.1	67.1	65.7
65歳以上人口	全国	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1
	首都圏	7.5	8.6	10.0	12.2	15.0	17.9
	東京都	7.7	8.9	10.5	13.0	15.8	18.3
	近隣 3 県	6.5	7.5	8.8	10.8	13.6	16.9
	周辺 4 県	9.7	10.9	12.6	15.0	17.5	20.0

注：内訳の合計が100％とならないのは、数値の四捨五入の関係及び人口割合の分母である「総人口」に「年齢不詳」を含むことによる。

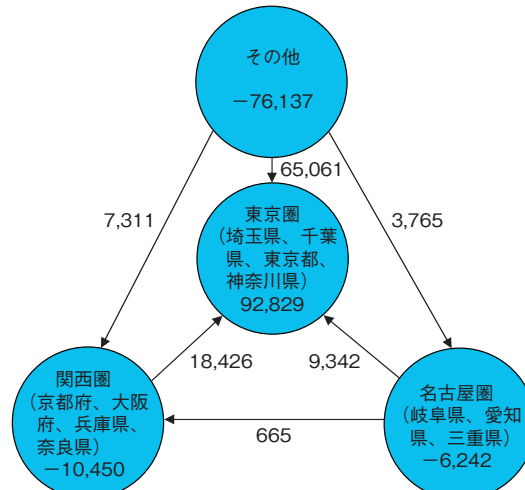
資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

1-3 首都圏における65歳以上単身世帯の状況

		昭和55年	昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年
65歳以上単身世帯数 （単位：千世帯）	全国	881	1,181	1,623	2,202	3,032	3,865
	首都圏	209	286	414	594	881	1,177
	東京都	101	134	187	265	388	498
	近隣 3 県	71	102	157	234	362	507
	周辺 4 県	37	50	70	95	131	171
65歳以上単身世帯数の割合 （一般世帯総数に占める） （単位：％）	全国	2.5	3.1	4.0	5.0	6.5	7.9
	首都圏	1.8	2.3	3.0	4.0	5.5	6.9
	東京都	2.4	3.0	4.0	5.3	7.2	8.7
	近隣 3 県	1.4	1.8	2.4	3.2	4.6	6.0
	周辺 4 県	1.9	2.4	3.1	3.8	4.9	6.2
65歳以上単身者数の割合（65歳以上人口に占める） （単位：％）	全国	8.3	9.5	10.9	12.1	13.8	15.1
	首都圏	7.8	8.8	10.5	12.0	14.2	15.5
	東京都	11.3	12.7	15.1	17.3	20.3	21.7
	近隣 3 県	6.4	7.4	9.0	10.4	12.5	13.7
	周辺 4 県	5.4	6.3	7.3	8.1	9.5	10.8

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

● 1-4 大都市圏における人口移動量（平成21年）



注：数字は転入者数と転出者数の差（人）を表す。

資料：「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

● 1-5 業務核都市における人口の状況

(単位：人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
全国	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994
首都圏	35,701,559	37,618,340	39,396,483	40,402,054	41,321,883	42,379,351
東京都区部	8,351,893	8,354,615	8,163,573	7,967,614	8,134,688	8,489,653
業務核都市計 ^{注1}	8,615,398	9,333,461	10,116,756	10,543,206	10,950,003	11,380,639
横浜市	2,773,674	2,992,926	3,220,331	3,307,136	3,426,651	3,579,628
川崎市	1,040,802	1,088,624	1,173,603	1,202,820	1,249,905	1,327,011
厚木市	145,392	175,600	197,283	208,627	217,369	222,403
町田市	295,405	321,188	349,050	360,525	377,494	405,534
相模原市	439,300	482,778	531,542	570,597	605,561	628,698
八王子市	387,178	426,654	466,347	503,363	536,046	560,012
立川市	142,675	146,523	152,824	157,884	164,709	172,566
多摩市	95,248	122,135	144,489	148,113	145,862	145,877
青梅市	98,990	110,828	125,960	137,234	141,394	142,354
川越市	259,314	285,437	304,854	323,353	330,766	333,795
熊谷市 ^{注2}	168,429	177,869	187,968	192,523	192,527	191,107
さいたま市 ^{注3}	879,291	922,757	1,007,569	1,078,545	1,133,300	1,176,314
春日部市 ^{注4}	187,913	207,021	226,449	238,598	240,924	238,506
越谷市	223,241	253,479	285,259	298,253	308,307	315,792
柏市 ^{注5}	272,904	311,155	347,002	362,880	373,778	380,963
土浦市	112,517	120,175	127,471	132,243	134,702	135,058
つくば市 ^{注6}	127,402	150,074	168,466	182,327	191,814	200,528
牛久市 ^{注7}	40,164	51,926	60,693	66,338	73,258	77,223
成田市	68,418	77,181	86,708	91,470	95,704	100,717
千葉市	746,430	788,930	829,455	856,878	887,164	924,319
木更津市	110,711	120,201	123,433	123,499	122,768	122,234

注1：業務核都市に含まれる表中の市を対象とした。

市のデータは平成17年10月1日現在の境域とし、市の一部が業務核都市に指定されている場合も、市全域のデータとした。

注2：熊谷市には、合併前の大里町（村）及び妻沼町の数値を含む。

注3：さいたま市には、合併前の浦和市、大宮市、与野市及び岩槻市の数値を含む。

注4：春日部市には、合併前の庄和町の数値を含む。

注5：柏市には、合併前の沼南町の数値を含む。

注6：つくば市には、合併前の大穂町、豊里町、谷田部町、桜村、筑波町及び基崎町の数値を含む。

注7：牛久市は、昭和61年6月に市制へ移行。それ以前は、牛久町の数値。

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

平成22年度首都圏整備に関する年次報告

● 1-6 業務核都市における事業所数（民営）の状況

（単位：事業所）

	昭和56年	昭和61年	平成 3 年	平成 6 年	平成 8 年	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年
全国	6,290,703	6,511,741	6,559,377	6,550,245	6,521,837	6,203,249	6,138,312	5,728,492	5,722,559
首都圏	1,842,741	1,932,041	1,960,650	1,966,943	1,970,027	1,870,648	1,860,928	1,738,656	1,759,349
東京都区部	656,769	657,499	634,114	629,367	620,959	580,531	577,545	538,602	549,199
業務核都市計 ^{注1}	342,922	372,777	395,301	400,025	406,599	387,210	385,438	362,142	367,087
横浜市	110,683	116,200	120,861	121,092	123,040	115,100	114,563	107,201	107,557
川崎市	42,162	44,124	46,275	46,691	45,942	43,255	42,023	41,249	39,260
厚木市	7,042	8,693	9,858	10,452	10,539	10,347	10,120	9,472	9,565
町田市	8,904	9,491	10,055	10,434	11,850	11,374	11,679	11,332	11,807
相模原市 ^{注8}	18,512	20,954	22,971	23,381	23,193	24,427	23,680	22,620	22,281
八王子市	14,489	15,667	16,580	16,947	19,205	18,281	18,620	17,709	18,468
立川市	7,543	7,834	7,564	7,352	7,410	7,045	7,345	7,225	7,541
多摩市	1,695	2,178	2,926	3,126	3,408	3,382	3,640	3,190	3,435
青梅市	4,301	4,723	4,946	5,005	5,187	4,872	5,074	4,804	4,765
川越市	10,079	11,107	11,560	11,599	11,398	10,914	11,094	10,241	10,446
熊谷市 ^{注2}	8,986	9,320	9,325	9,406	9,594	9,228	9,175	8,351	8,688
さいたま市 ^{注3}	34,777	38,765	41,895	42,711	43,424	41,130	41,021	36,769	39,555
春日部市 ^{注4}	6,746	8,366	8,807	8,902	9,056	8,681	8,599	7,690	7,657
越谷市	7,678	10,323	11,828	11,974	12,614	11,940	11,269	10,738	11,220
柏市 ^{注5}	9,096	10,227	11,735	11,830	11,869	11,433	11,112	10,360	11,167
土浦市 ^{注9}	7,305	7,801	7,916	7,905	7,960	7,402	7,222	6,737	6,669
つくば市 ^{注6}	4,853	5,854	6,316	6,522	7,296	7,051	7,080	6,953	7,309
牛久市 ^{注7}	1,189	1,374	1,574	1,830	2,114	2,178	2,380	2,422	2,348
成田市 ^{注10}	4,066	4,493	4,830	5,006	5,112	4,832	5,150	4,960	5,135
千葉市	27,305	29,442	31,690	31,980	30,834	29,157	29,290	27,195	27,353
木更津市	5,511	5,841	5,789	5,880	5,554	5,181	5,302	4,924	4,861

注1：業務核都市に含まれる表中の市を対象とした。

市のデータは平成18年10月1日現在の境域とし、市の一部が業務核都市に指定されている場合も、市全域のデータとした。

注2～7：「1-5 業務核都市における人口の状況」の脚注を参照。

注8：相模原市には、合併前の津久井町及び相模湖町の数値を含む。

注9：土浦市には、合併前の新治村の数値を含む。

注10：成田市には、合併前の下総町及び大栄町の数値を含む。

資料：「事業所・企業統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

● 1-7 業務核都市における従業者数（民営）の状況

（単位：人）

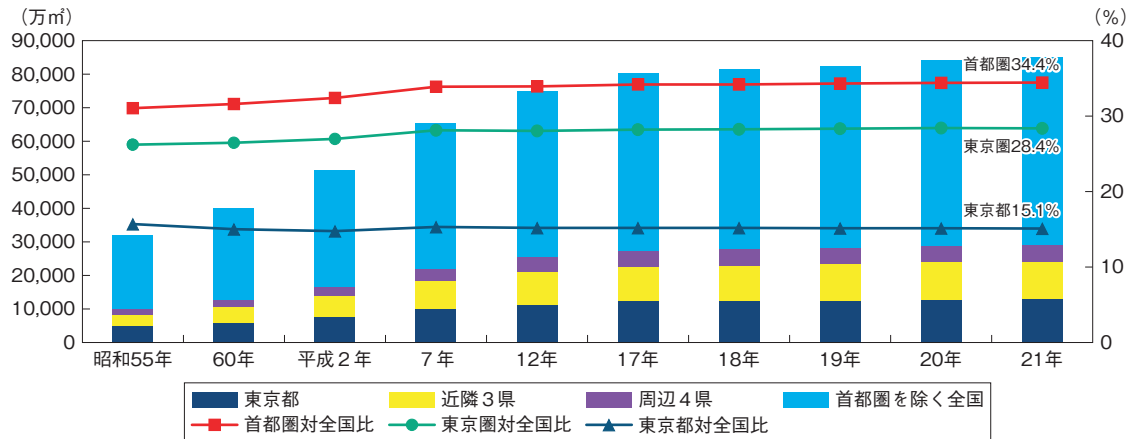
	昭和56年	昭和61年	平成 3 年	平成 6 年	平成 8 年	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年
全国	45,961,266	49,224,514	55,013,776	54,366,015	57,583,042	53,806,580	54,912,703	52,067,396	54,184,428
首都圏	14,783,621	16,358,753	18,663,626	18,318,707	19,505,813	18,079,172	18,798,365	17,953,460	18,905,137
東京都区部	5,983,740	6,312,581	6,964,640	6,570,661	7,040,196	6,319,406	6,711,510	6,456,600	6,859,800
業務核都市計 ^{注1}	2,848,248	3,300,975	3,941,751	3,986,999	4,243,621	4,001,919	4,123,418	3,936,883	4,188,972
横浜市	938,994	1,044,236	1,216,309	1,218,582	1,289,372	1,215,524	1,246,714	1,185,778	1,271,937
川崎市	414,872	454,355	505,168	499,269	504,118	468,140	464,655	447,983	459,768
厚木市	73,692	102,936	133,342	139,141	145,871	135,096	135,712	128,404	132,103
町田市	65,884	81,574	96,141	99,163	113,130	105,943	115,549	116,992	126,827
相模原市 ^{注8}	145,556	175,652	213,667	219,043	224,132	225,101	226,317	212,551	223,079
八王子市	115,638	139,029	169,547	169,281	198,951	187,974	197,074	191,713	205,740
立川市	60,279	71,352	84,637	81,033	82,015	79,440	88,823	84,823	94,607
多摩市	15,018	21,693	40,279	44,867	48,178	51,300	52,582	49,805	56,532
青梅市	33,437	40,015	49,644	47,313	51,182	49,637	52,929	50,869	50,597
川越市	79,053	97,384	113,763	113,716	120,699	111,962	120,838	116,856	123,538
熊谷市 ^{注2}	62,709	72,058	80,376	78,661	84,798	81,008	82,296	78,734	80,392
さいたま市 ^{注3}	276,497	321,483	390,532	402,621	441,162	410,504	420,439	397,334	438,942
春日部市 ^{注4}	39,673	51,521	62,174	62,796	67,669	62,868	63,299	59,170	62,341
越谷市	48,363	69,028	89,152	90,121	98,235	92,824	92,360	87,967	95,195
柏市 ^{注5}	70,514	84,441	109,363	112,562	118,472	114,270	118,335	111,637	119,138
土浦市 ^{注9}	55,708	62,365	71,873	70,458	76,157	70,366	71,585	67,581	72,289
つくば市 ^{注6}	27,874	41,797	55,948	60,029	71,494	70,302	73,968	73,709	96,917
牛久市 ^{注7}	7,280	9,285	13,351	15,084	17,283	17,871	19,973	21,624	21,409
成田市 ^{注10}	45,744	53,033	71,510	73,057	80,510	78,570	85,761	85,073	78,735
千葉市	236,162	266,306	327,908	347,328	364,175	332,173	350,984	326,411	336,430
木更津市	35,301	41,432	47,067	42,874	46,018	41,046	43,225	41,869	42,456

注：「1-6 業務核都市における事業所数（民営）の状況」の脚注を参照。

資料：「事業所・企業統計調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

2 産業機能の状況

2-1 事務所・店舗等床面積の推移

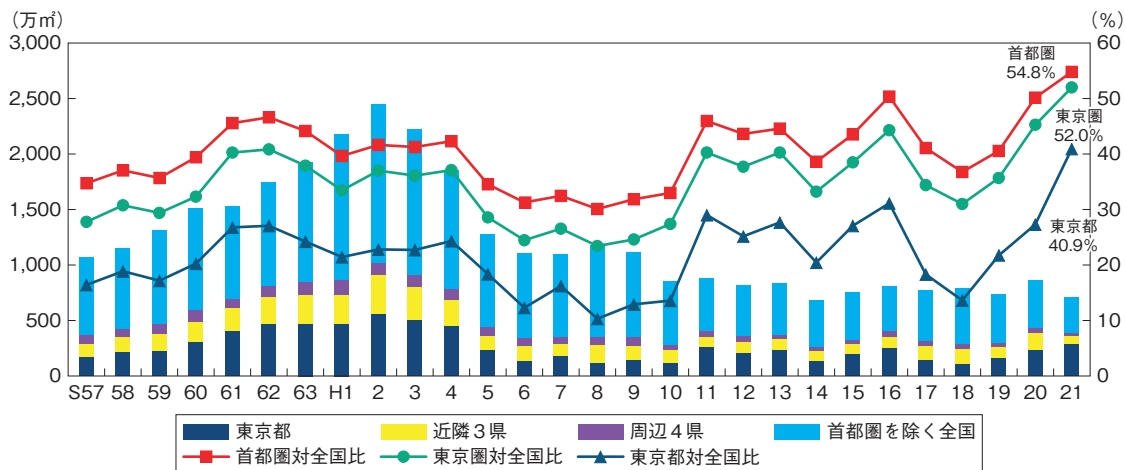


注1：事務所・店舗等とは、木造の事務所・銀行及び店舗並びに非木造の事務所・店舗・百貨店及び銀行を指す。

注2：折れ線グラフは、それぞれ対全国比を表す。

資料：「固定資産の価格等の概要調査」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

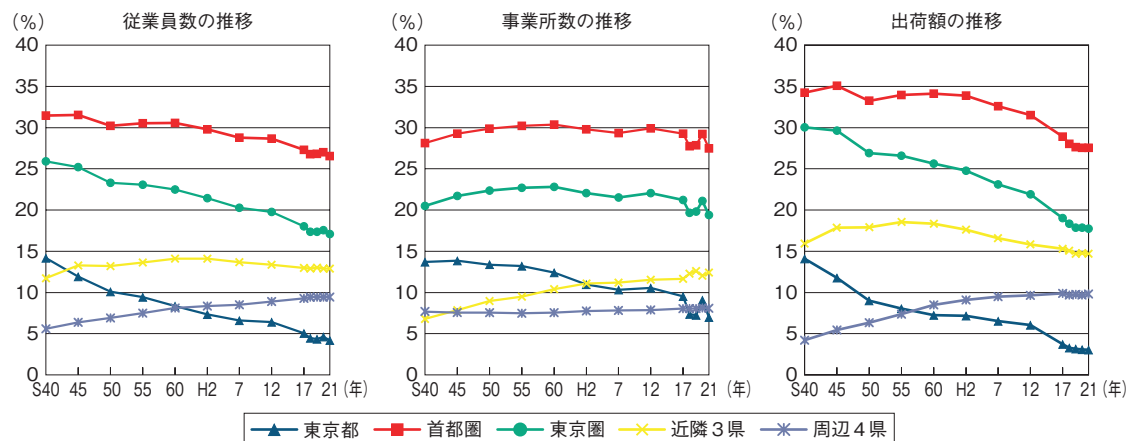
2-2 事務所着工床面積の推移



注：折れ線グラフは、それぞれ対全国比を表す。

資料：「建築統計年報」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

2-3 製造業の対全国シェアの推移



注：平成18年、19年は「従業者4人以上の事業所に関する統計表」より作成。

資料：「工業統計表（経済産業省）」により国土交通省国土計画局作成

● 2-4 各都県における主要農業・林業・水産業部門のシェア等

主要農業部門のシェア等（平成21年）

	農業産出額 (億円)	全国順位	農業産出額部門別シェア (%)						耕地面積 (千ha)
			1 位		2 位		3 位		
全国	83,162		畜産	31.7	野菜	25.1	米	21.7	4,609
首都圏	16,793		野菜	37.8	畜産	26.4	米	17.9	643
茨城県	4,170	2	野菜	38.2	畜産	26.3	米	21.2	176
千葉県	4,066	3	野菜	39.0	畜産	25.4	米	17.6	129
栃木県	2,589	9	畜産	33.1	野菜	29.5	米	27.1	128
群馬県	2,209	13	畜産	40.5	野菜	37.2	米	8.4	76
埼玉県	1,995	18	野菜	47.7	米	20.8	畜産	14.9	81
山梨県	764	34	果実	61.6	野菜	12.6	畜産	8.9	25
神奈川県	736	36	野菜	52.9	畜産	21.5	果実	11.4	21
東京都	264	47	野菜	54.9	花き	17.8	果実	11.4	8

資料：「平成21年農業産出額」、「平成21年耕地面積」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

主要林業部門のシェア等（平成21年）

	林業産出額 (千万円)	全国順位	林業産出額主要部門別シェア (%)						現況森林面積 (千ha)
			1 位		2 位		3 位		
全 国	41,222		栽培きのこ類	53.4	木材生産	45.1	薪炭生産	1.2	24,462
首都圏	3,355		栽培きのこ類	61.2	木材生産	38.3	薪炭生産	0.6	1,736
栃木県	1,082	12	栽培きのこ類	58.5	木材生産	40.9	薪炭生産	0.6	341
群馬県	905	13	栽培きのこ類	79.7	木材生産	19.8	薪炭生産	0.7	404
茨城県	635	20	栽培きのこ類	50.2	木材生産	49.1	薪炭生産	0.5	188
埼玉県	215	36	栽培きのこ類	63.3	木材生産	35.8	薪炭生産	0.5	122
千葉県	190	38	栽培きのこ類	65.3	木材生産	34.7	薪炭生産	0.5	160
山梨県	183	39	木材生産	73.8	栽培きのこ類	25.7	薪炭生産	0.5	347
神奈川県	85	44	栽培きのこ類	51.8	木材生産	47.1	薪炭生産	1.2	94
東京都	60	45	木材生産	53.3	栽培きのこ類	46.7	薪炭生産	0.0	79

資料：「平成21年林業産出額」、「2010年世界農林業センサス」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

海面における主要水産業部門のシェア等（平成21年）

	漁業生産額 (海面漁業・養殖業) (億円)	全国順位	漁業生産額魚種別シェア (%)						生産量
			海面漁業				海面養殖業		(海面漁業・養殖業)
			1 位		2 位		1 位		(千 t)
全 国	13,837		まぐろ類	13.9	いか類	7.7	ぶり類	28.1	5,349
首都圏	721		まぐろ類	23.6	いわし類	12.5	のり類	87.5	360
東京都	259	17	まぐろ類	50.4	かつお類	13.3	×	×	96
千葉県	300	16	いわし類	21.4	ぶり類	15.2	のり類	94.5	208
神奈川県	162	25	まぐろ類	27.2	かつお類	13.2	わかめ類	68.7	55
茨城県	×	—	さば類	39.8	いわし類	23.3	×	×	×
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1：東京都における海面養殖業の魚種別生産額については、秘匿措置（調査客体が2以下）により非公表である。

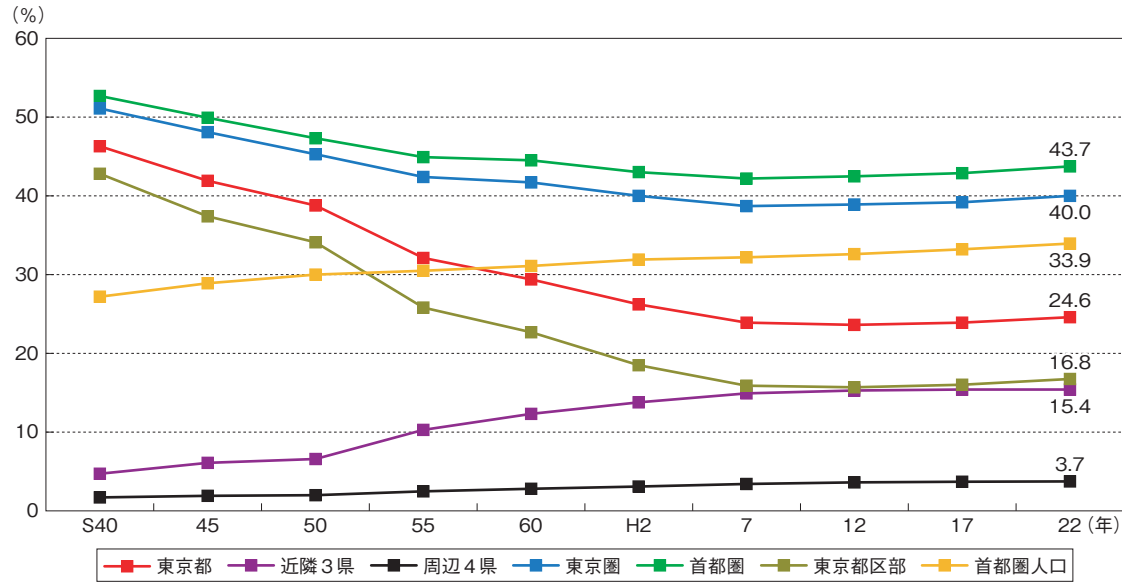
注2：茨城県の海面養殖業生産額及び海面養殖業生産量については、秘匿措置により非公表である。

このため、漁業生産額の魚種別シェアのうち、海面漁業のシェアのみ計上している。

注3：首都圏の漁業生産額及び生産量は、千葉県、東京都及び神奈川県の計である。

資料：「平成21年漁業生産額」、「平成21年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省）により国土交通省国土計画局作成

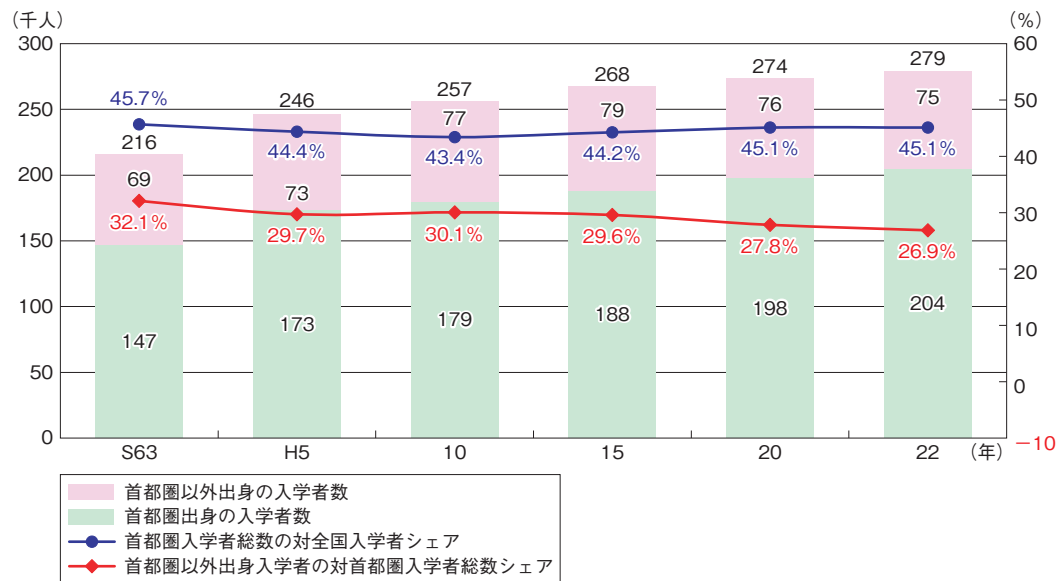
● 2-5 大学・短期大学・大学院学生数の対全国シェアの推移



注：地域区分は、在籍する学部、研究科、学科等の所在地による。

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）、「人口推計（平成22年10月1日現在）」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

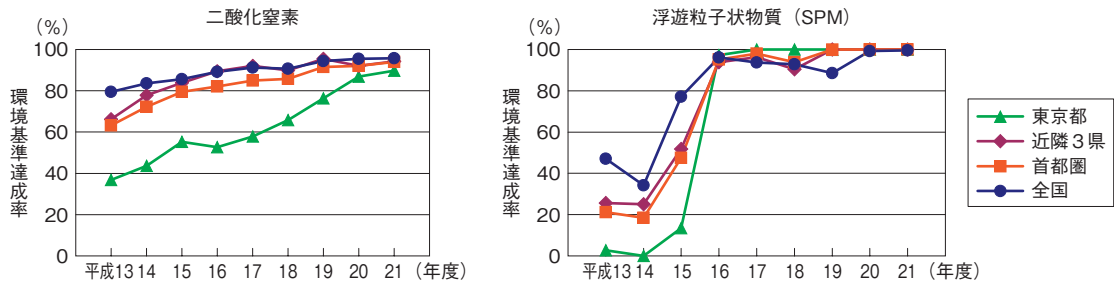
● 2-6 首都圏にある大学への入学者数とその出身者別内訳とシェアの推移



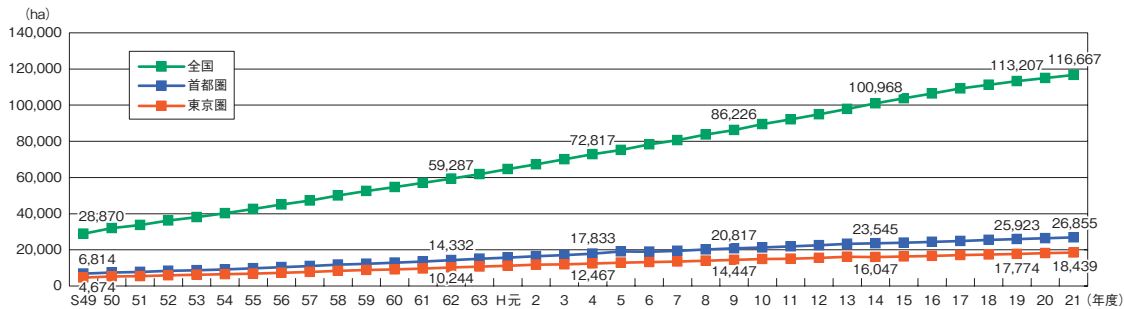
資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）

3 環境との共生

3-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）



3-2 都市公園開園面積の推移



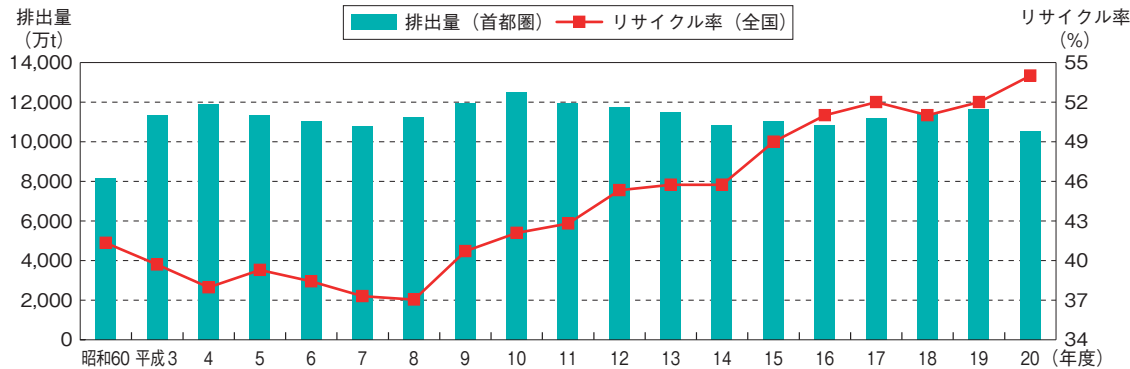
注：各年度3月31日現在の数値。
資料：国土交通省資料により国土交通省国土計画局作成

3-3 緑地保全関連制度の指定状況

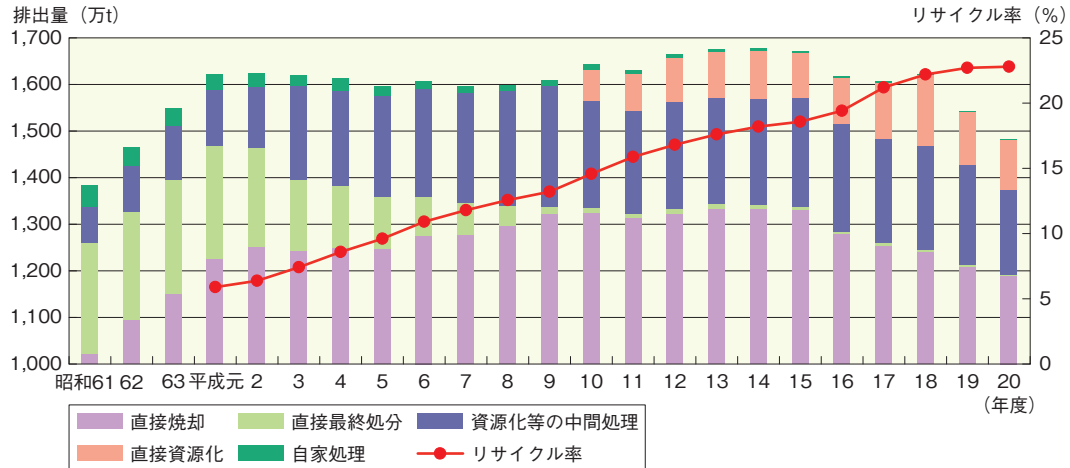
	S61年度		H 5 年度		H12年度		H21年度	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区	22	143	47	281	69	358	173	783
近郊緑地保全区域	18	15,693	18	15,693	18	15,693	19	15,861
近郊緑地特別保全地区	8	653	8	655	9	758	10	819
歴史的風土保存区域	5	956	5	956	5	989	5	989
歴史的風土特別保存地区	9	266	13	571	13	571	13	574

注：各種制度は、都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による。特別緑地保全地区には近郊緑地特別保全地区を含まない。
資料：国土交通省資料により国土交通省国土計画局作成

3-4 首都圏における産業廃棄物の排出量及び全国のリサイクル率の推移



● 3-5 首都圏における一般廃棄物の処理方法別の排出量及びリサイクル率の推移



注1：処分方法別の処分量を元に作成している。

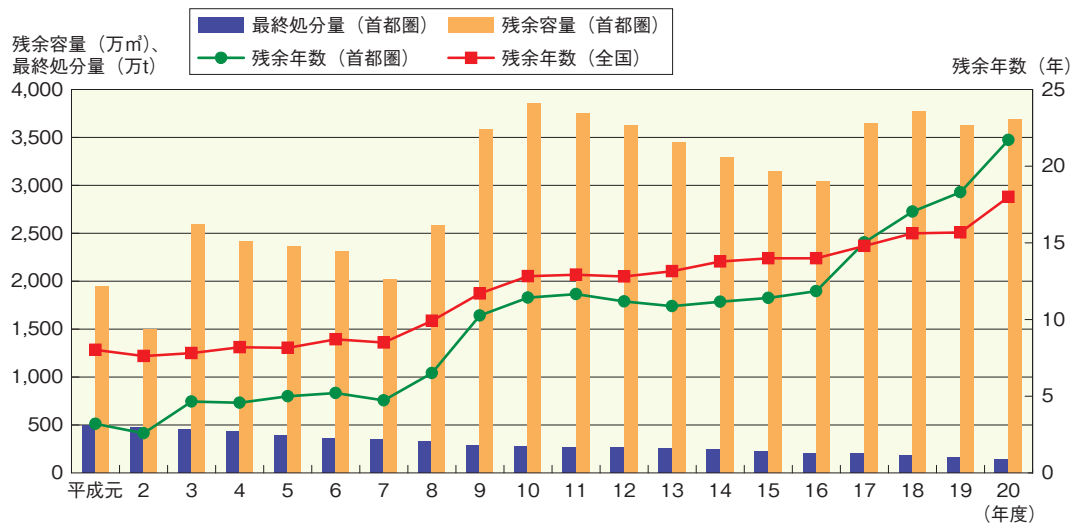
注2：「資源化等の中間処理」の処理方法は、高速堆肥化施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、ごみ燃料化施設及びその他における処理をいう。

注3：排出量には集団回収量は含まない。

注4：リサイクル率 = (中間処理後の再生利用量 + 直接資源化量 + 集団回収量) / (ごみ総処理量 + 集団回収量)

資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

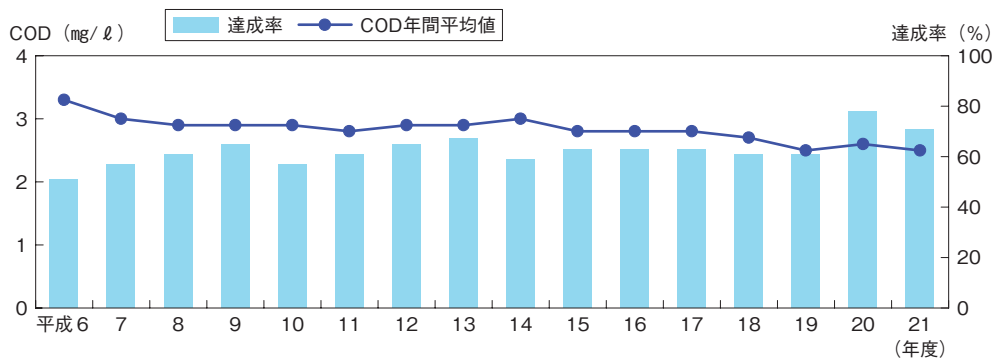
● 3-6 首都圏における一般廃棄物最終処分場の残余年数の推移



注：残余年数 = 当該年度の処分場残余容量 / (当該年度の最終処分量 / 埋立ごみ比重 (= 0.8163))

資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

● 3-7 東京湾におけるCOD及び環境基準の地点達成率

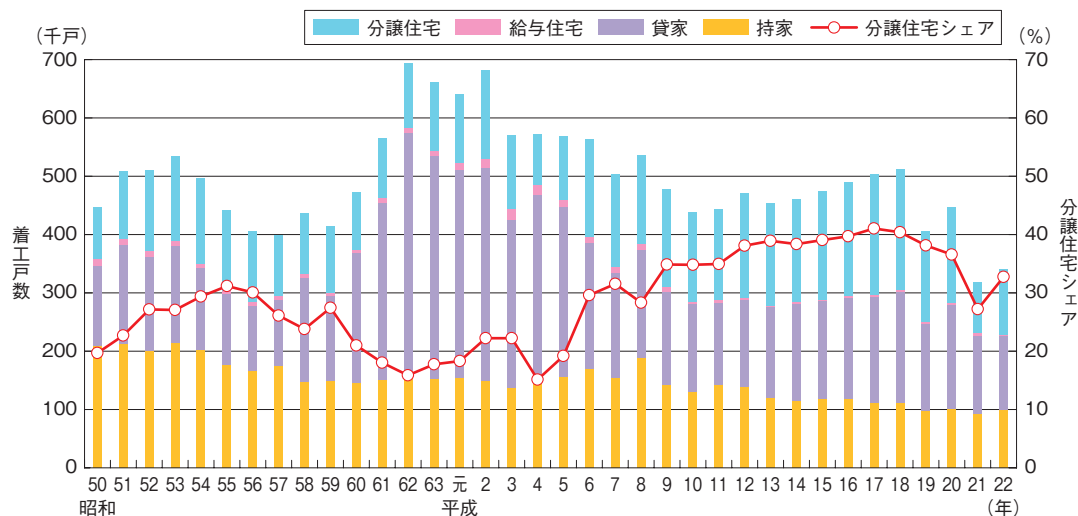


注：地点達成率 = (環境基準達成地点数 / 基準地点数) × 100

資料：「平成15年度公共用水域水質測定結果」及び「平成21年度公共用水域水質測定結果」(環境省)により国土交通省国土計画局作成

4 住宅の供給状況

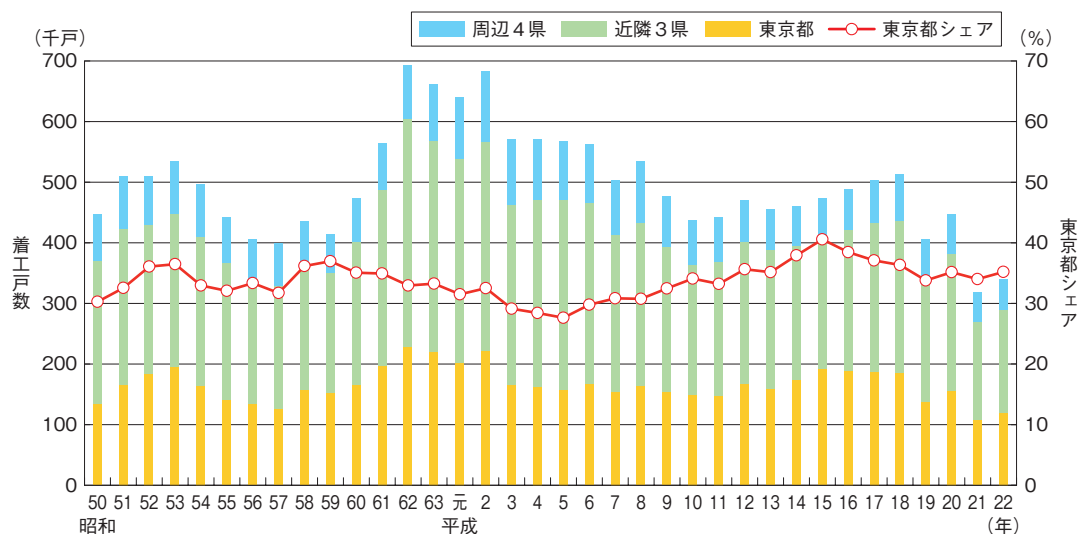
4-1 首都圏の利用関係別の新設住宅着工戸数の推移



注：「持家」とは、建築主が自分で居住する目的で建築するもの。「貸家」とは、建築主が賃貸する目的で建築するもの。「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。「分譲住宅」とは、建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

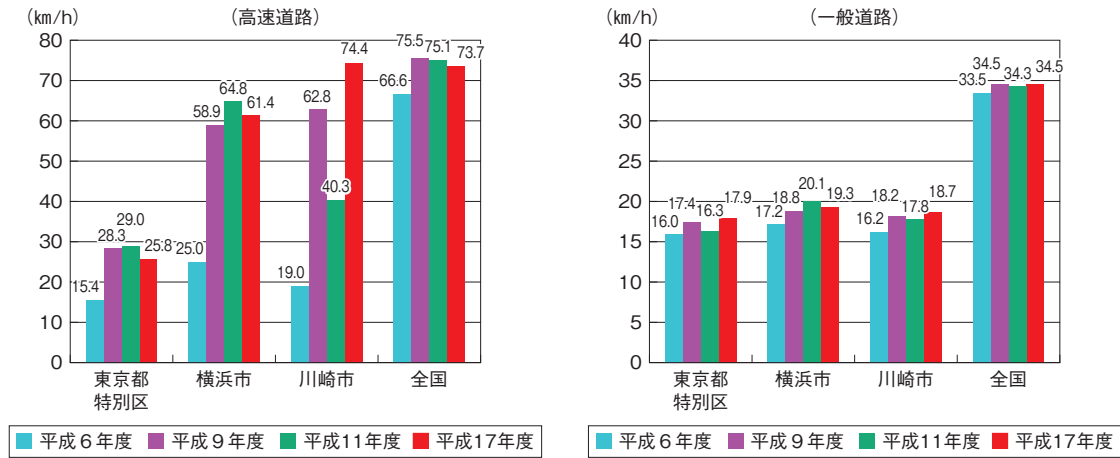
4-2 首都圏の地域別の新設住宅着工戸数の推移



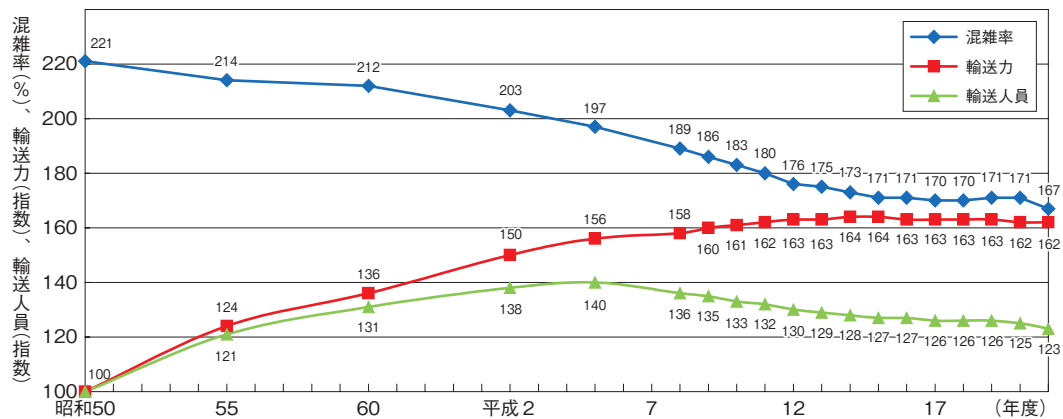
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

5 将来に引き継ぐ社会資本の整備

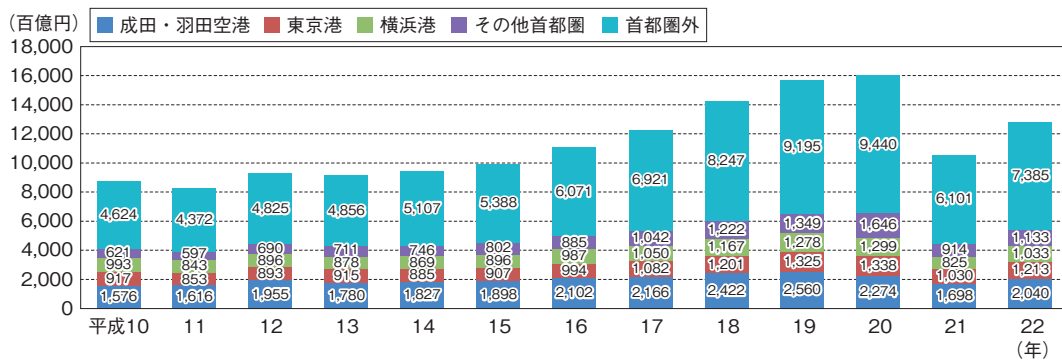
● 5-1 東京圏主要都市の道路における混雑時平均旅行速度



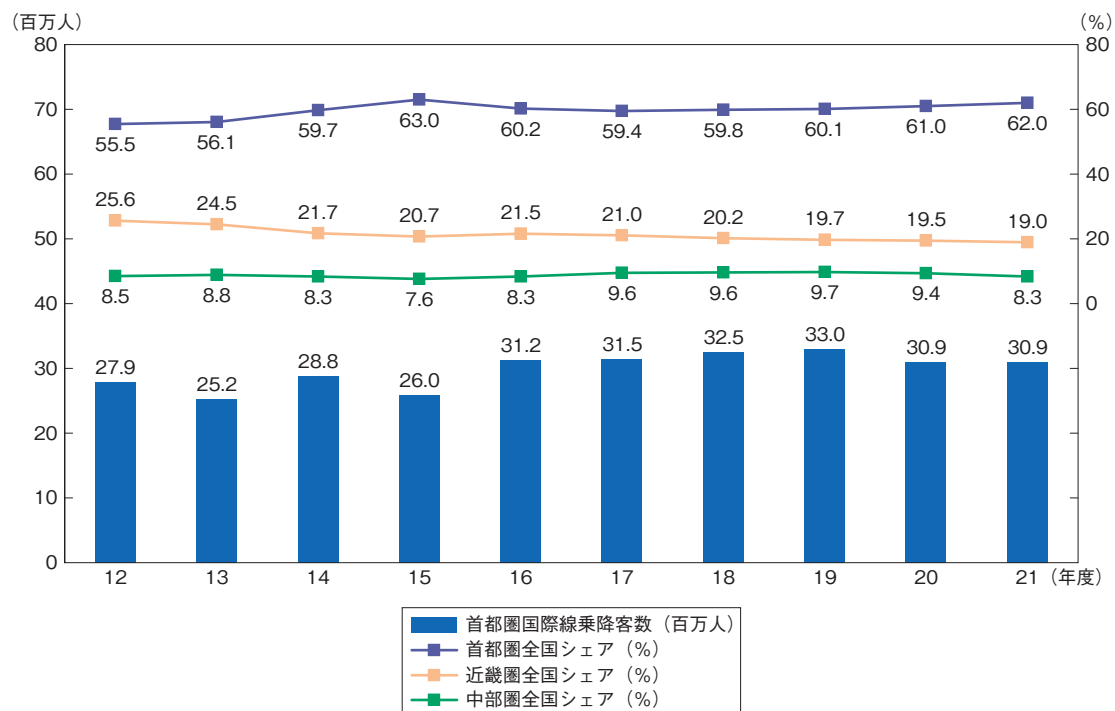
● 5-2 東京圏の最混雑区間における平均混雑率、輸送力、輸送人員の推移



● 5-3 首都圏と全国の貿易額の推移



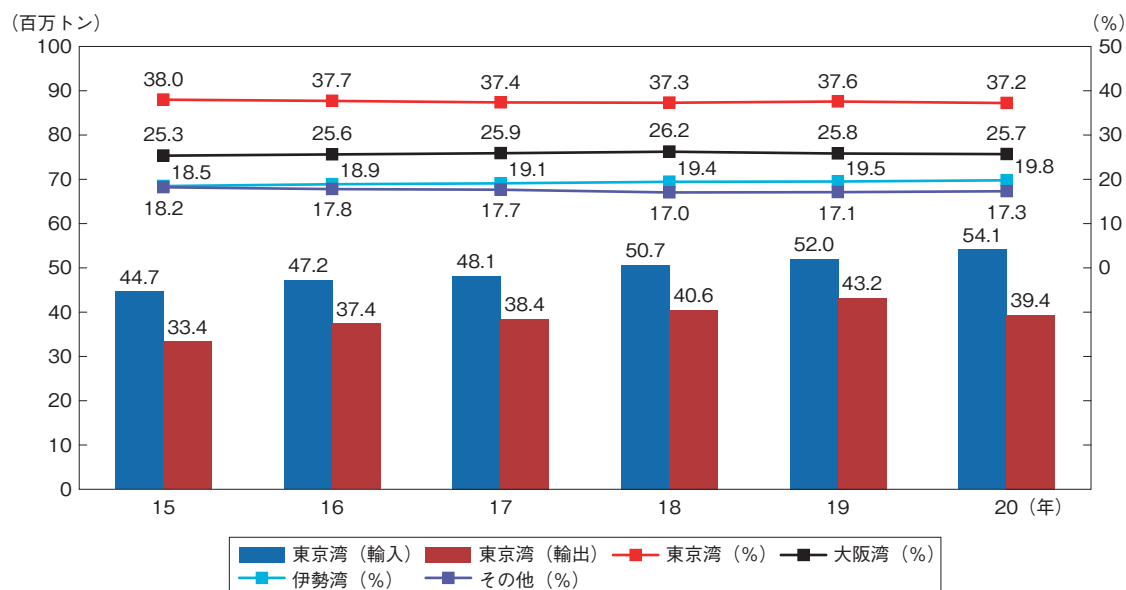
● 5-4 首都圏の空港の利用状況と三大都市圏のシェア



注：首都圏とは成田国際空港及び東京国際空港の合計、中部圏とは中部国際空港及び名古屋空港（平成16年度のみ合算）、近畿圏とは関西国際空港の乗降客数を指す。

資料：「空港管理状況調査」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

● 5-5 首都圏における外資コンテナ取扱貨物量と三大湾のシェア

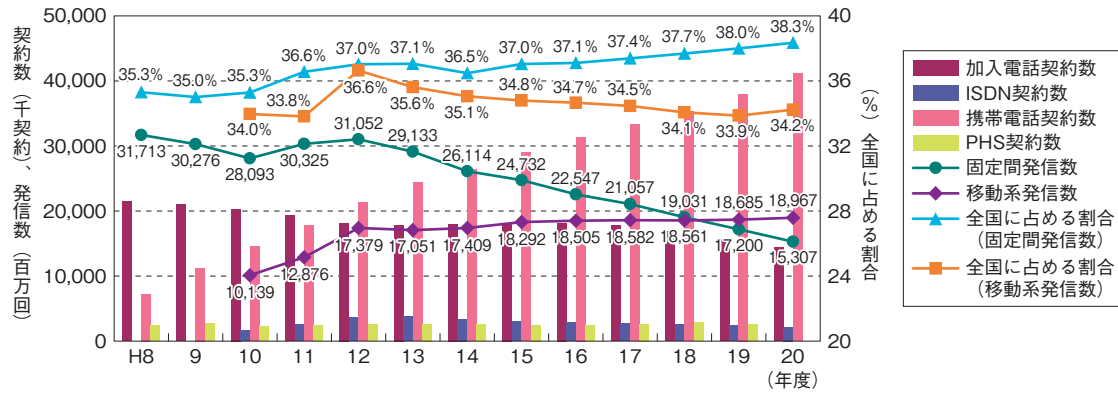


注1：東京湾とは千葉港、東京港、横浜港、川崎港の、大阪湾とは大阪港、堺泉北港、神戸港の、伊勢湾とは名古屋港、三河港、四日市港のそれぞれの取扱貨物量の合計を指す。

注2：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。

資料：「港湾統計（年報）」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

● 5-6 首都圏における各種電話の契約数と発信数



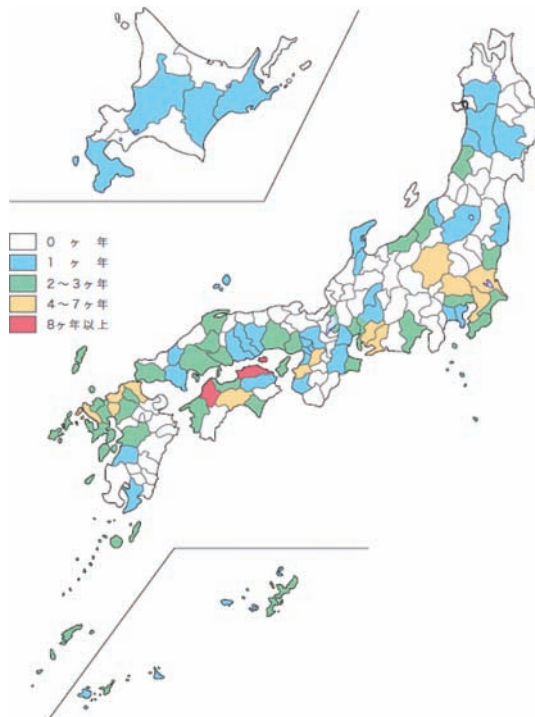
注1：「固定間発信数」とは、加入電話及びISDNからの発信のうち、加入電話、ISDN、無線呼出しへの発信数。

注2：「移動系発信数」とは、携帯電話及びPHSからの全発信数。

注3：平成20年度のPHS契約数、PHS発信数は非公表のため、移動系発信数は携帯電話の発信数。

資料：「トラフィックからみた我が国の通信利用状況」（総務省）、「テレコムデータブック」（社電気通信事業者協会）により国土交通省国土計画局作成

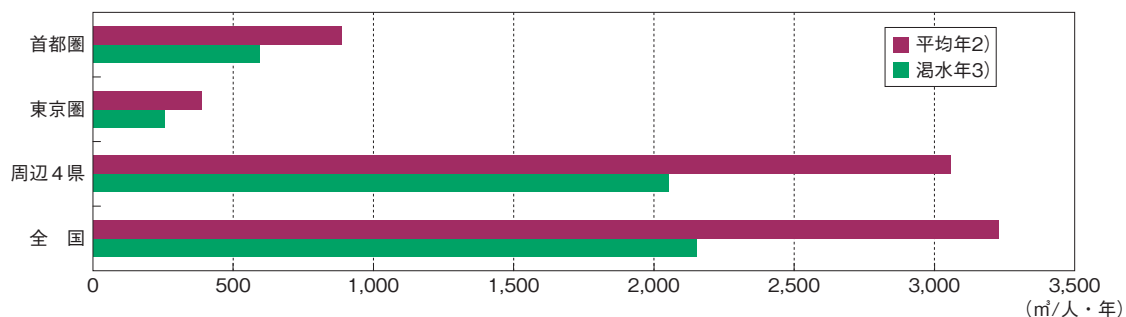
● 5-7 最近20ヵ年で渇水の発生した状況



注：平成2年から平成21年の間で、上水道について減断水のあった年数を図示したものである。

資料：「日本の水資源」（国土交通省）

● 5-8 1人当たりの水資源賦存量



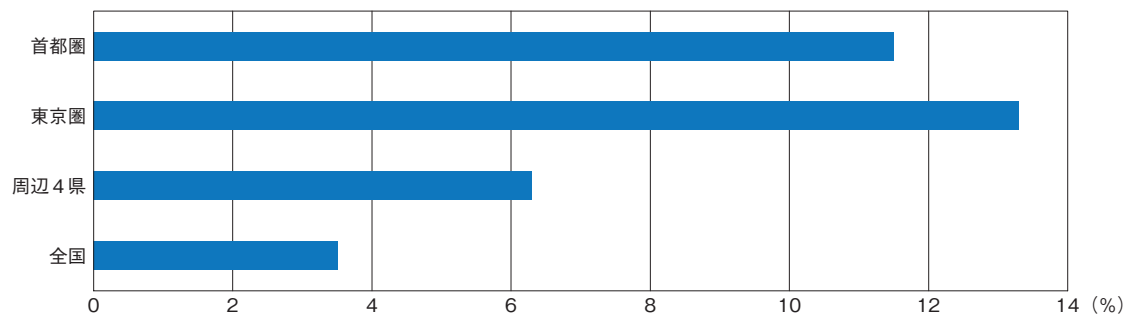
注1：水資源賦存量とは、水資源として、理論上、人間が最大限利用可能な量であり、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものに当該地域の面積を乗じた値。

注2：平均年の水資源賦存量は、昭和51年から平成17年までの平均値である。

注3：渇水年とは、昭和51年から平成17年において降水量が少ない方から数えて3番目の年。

資料：「日本の水資源」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

● 5-9 都市用水使用量に対する不安定取水量の割合

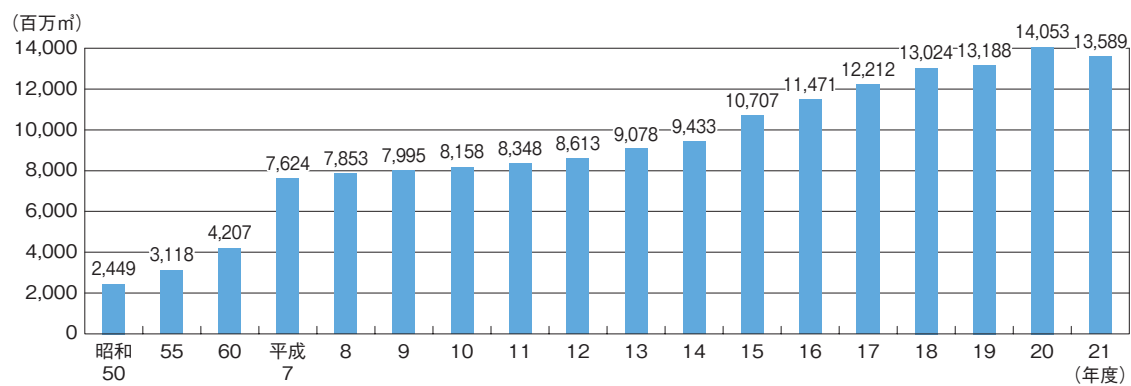


注1：都市用水とは生活用水と工業用水をいう。

注2：不安定取水とは水源となる水資源開発施設が完成していないため、河川流量が豊富な時にのみ可能となる取水で、河川流量が少ない時には取水することが困難となる河川からの取水をいう。

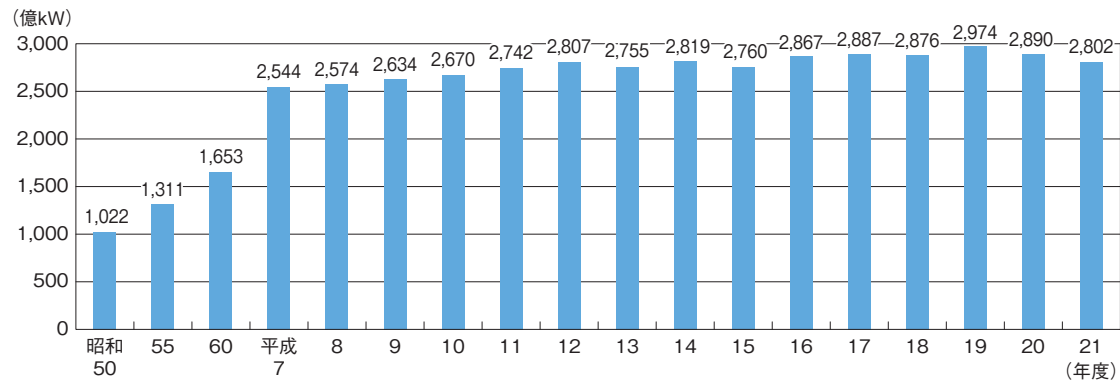
資料：「日本の水資源」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

● 5-10 首都圏におけるガス販売量の推移（東京ガス(株)管内）



資料：ガス事業便覧（日本ガス協会）等により国土交通省国土計画局作成

● 5-11 首都圏における販売電力量の推移（東京電力(株)管内）



資料：電気事業便覧（電気事業連合会）等により国土交通省国土計画局作成

東日本大震災による首都圏の被害状況

1. 道 路

○道路の通行止め箇所数

都道府県名	高 速 道 路	直轄国道	補助国道	県 道 等
茨城県	東北自動車道 常磐自動車道 北関東自動車道 東関東自動車道 東京外環自動車道 首都圏中央連絡自動車道 東水戸道路 京葉道路 首都高速道路	6 区間	27区間	95区間
栃木県		1 区間	5 区間	17区間
群馬県		0 区間	1 区間	0 区間
埼玉県		0 区間	0 区間	7 区間
千葉県		2 区間	7 区間	15区間
東京都		0 区間	0 区間	1 区間
神奈川県		2 区間	0 区間	2 区間
山梨県		0 区間	0 区間	0 区間
合 計		11区間	40区間	137区間

注：4月7日の宮城県沖を震源とする地震と4月11日の福島県浜通りを震源とする地震の影響を含む。

資料：国土交通省道路局

2. 鉄 道

○全線又は一部区間が不通となった路線（旅客鉄道）

事業者名	路 線 名
JR東日本	東北新幹線
	東北線、常磐線、日光線、烏山線、水郡線、水戸線、鹿島線、成田線
ひたちなか海浜鉄道	湊線
鹿島臨海鉄道	大洗鹿島線
真岡鐵道	真岡線
関東鐵道	常総線
わたらせ渓谷鐵道	わたらせ渓谷線
山万	ユーカリが丘線
筑波観光鐵道	筑波山鋼索鐵道線

注：3月13日15時時点で運転を休止していた路線を掲載している。

資料：国土交通省鉄道局

3. 飛行場

○空港施設の被害状況

都道府県名	空港名	被害箇所・復旧状況
茨城県	茨城空港	ターミナルビル2階天井（3月14日から運用再開、4月1日完全復旧）

資料：国土交通省航空局

4. 港湾等

○港湾施設・港湾局所管海岸保全施設の被害状況

都道府県名	管理者名	被害港湾数	主 要 被害地区数	被害箇所数		
				港湾施設	海岸保全施設	合 計
茨城県	茨城県	9	31	170	4	174
千葉県	千葉県	4	10	24	5	29
神奈川県	川崎市	1	1	7	0	31
	横浜市	1	15	23	0	
	横須賀市	1	1	1	0	
東京都	東京都	1	12	28	0	28
合 計	—	17	70	253	9	262

注：数値は、4月28日時点における延べ数である。
資料：国土交通省港湾局（4月28日10時時点）

5. 情報通信施設

○通信関係

・固定電話の被害状況

事業者名	主 な 被 害 状 況
NTT東日本	茨城県の一部地域において、通信ビルの機能停止により、加入電話、ISDN、フレッツ光が利用不可となった。
NTTコミュニケーションズ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一部地域において、県間通話がつながりにくい事象が生じた。
KDDI	影響なし。
ソフトバンクテレコム	茨城県の一部地域で通信障害が発生した。

・携帯電話の被害状況

事業者名	主 な 被 害 状 況
NTTドコモ	茨城県、栃木県、千葉県の3県を中心として、群馬県、東京都、神奈川県の一部地域において、無線局のサービスの中断があった。
KDDI (au)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の一部地域において、基地局の障害によるサービスの中断があった。
ソフトバンクモバイル	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の一部地域において、基地局の障害によるサービスの中断があった。
イー・アクセス（イー・モバイル）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の一部地域において、基地局の被害によるサービスの中断があった。

注1：3月11日の震災の影響で生じた被害について、4月末時点までに把握しているものを掲載している。
注2：携帯電話について、各事業者が実施した通信規制の影響は除外している。
注3：4月末時点で全てのサービスが復旧済。
資料：各事業者の発表資料等により国土交通省国土計画局作成

○放送関係

・テレビジョン中継局の停波状況

都道府県名	停波箇所数
茨城県	14
栃木県	1
千葉県	1

・ラジオ中継局の停波状況

首都圏においては該当なし

注：いずれも3月13日10時時点。3月末時点で全てのサービスが復旧済。

資料：総務省「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に関する被害状況等について」（平成23年3月13日）

6. 水 道

○水道の断水状況

都道府県名	断水戸数	断水のあった市町村又は水道事業者
茨城県	約47万戸	日立市、土浦市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、八千代町、利根町、県南水道企業団、湖北水道企業団
栃木県	約6万戸	宇都宮市、足利市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須町、那珂川町、市貝町、芳賀町、高根沢町、益子町、那須烏山市、茂木町
群馬県	約3千戸	下仁田町、前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、南牧村、東吾妻町、安中市、板倉町、高山村
埼玉県	約1千戸	宮代町、鴻巣市、杉戸町、秩父市、小川町、ときがわ町、久喜市
千葉県	約37万戸	佐倉市、浦安市、市川市、千葉市、習志野市、成田市、市原市、船橋市、柏市、我孫子市、木更津市、君津市、銚子市、旭市、山武郡市広域水道企業団、長門川水道企業団、東庄町、香取市、神崎町、八匳水道企業団、いすみ市
東京都	約2万戸	東京都水道局
神奈川県	約3千戸	神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、秦野市
山梨県	約4千戸	北杜市、富士吉田市、西桂町、都留市、富士河口湖町
合 計	約93万戸	—

注：市町村又は水道事業者から断水ありと報告を受けたものを掲載している。

資料：市町村又は水道事業者からの報告 厚生労働省まとめ（4月28日時点）

7. 工業用水道

○被害が生じた工業用水道事業（関東経済産業局管内）

都道府県名	管 理 者 名	被害事業数	合 計
茨城県	茨城県企業局	6	12
	高萩・北茨城広域工業用水道企業団	1	
	高萩市建設経済部水道課	1	
	北茨城市水道部	2	
	日立市企業局	1	
	笠間市水道課	1	
栃木県	栃木県企業局	1	2
	足利市上下水道部	1	
群馬県	群馬県企業局	1	1
埼玉県	埼玉県企業局	1	1
千葉県	千葉県企業庁	4	4
東京都	東京都水道局	1	1
神奈川県	横浜市水道局	1	2
	川崎市上下水道局	1	
合 計	—	23	23

資料：経済産業省「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震について（3月24日12時00分現在）」（平成23年3月24日）により国土交通省国土計画局作成

8. 下水道施設

○処理施設の被害状況

都道府県名	稼働停止	施設損傷	被害なし	計
茨城県	2	22	21	45
栃木県	0	5	41	46
埼玉県	0	2	28	30
千葉県	0	3	27	30
東京都	1	3	24	28
神奈川県	0	10	33	43
合 計	3	45	174	222

注：3月16日時点における被害状況を掲載している。
資料：国土交通省都市・地域整備局（3月16日10時時点）

○管きょ・マンホールの被害状況

都道府県名	被害市町村等数	被害延長/総延長	被害マンホール箇所数
茨城県	39市町村等	208km/9,679km	4,727
栃木県	2市町	1km/266km	10
埼玉県	2市等	0.006km/367km	6
千葉県	15市町	81km/9,260km	1,805
東京都	1都	27km/15,793km	212
神奈川県	1市	0.6km/11,625km	13
合 計	1都41市7町1村10その他	318km/46,990km	6,773

資料：国土交通省都市・地域整備局（4月28日10時時点）

9. 廃棄物処理施設

○廃棄物処理施設の被災状況

都道府県名	焼却施設			し尿処理施設			最終処分場			燃料化施設			粗大ごみ処理施設			資源化施設		
	停止	確認中	総数	停止	確認中	総数	停止	確認中	総数	停止	確認中	総数	停止	確認中	総数	停止	確認中	総数
茨城県	7	1	36	5	0	37	2	0	19	0	0	8	1	0	27	0	0	40
栃木県	3	1	23	1	0	15	1	0	15	0	0	13	0	1	18	1	0	56
群馬県	4	0	27	0	0	27	0	0	34	0	0	4	0	0	18	0	0	64
埼玉県	3	0	64	0	0	39	0	0	45	0	0	3	1	0	30	0	0	95
千葉県	3	0	73	1	0	34	1	0	59	0	0	4	1	0	28	0	0	102
東京都	0	0	50	0	0	13	0	0	21	0	0	0	0	0	25	0	0	37
神奈川県	0	0	47	1	0	14	0	0	31	0	0	2	0	0	31	0	0	86
合計	20	2	320	8	0	179	4	0	224	0	0	34	3	1	177	1	0	480

注1：山梨県は対象外とし、関東地方各県で被害のなかった処理施設については、掲載していない。
注2：施設の総数は平成21年度一般廃棄物処理実態調査による。
注3：停止は災害により稼働を停止（一部停止を含む）している施設数。なお、施設の稼働に必要な薬剤等の不足による停止も含む。
資料：環境省「東日本大震災について」（平成23年3月20日）により国土交通省国土計画局作成

10. 河川・海岸

○国管理河川（関東地方整備局管内）の被害状況

水系名	各々の被災事象の箇所数								水系計
	堤防流出・決壊	堤防沈下	堤防法崩れ（すべり、はらみだし）	堤防クラック	護岸被災（クラック等）	液状化	堰・樋門・樋管排水機場等の被災	その他	
久慈川	0	30	1	46	23	0	8	2	110
荒川	0	0	0	5	0	12	3	2	22
那珂川	0	17	5	43	45	0	14	5	129
利根川	0	106	37	291	106	22	55	42	659
関東地整計	0	153	43	385	174	34	80	51	920

資料：国土交通省河川局（4月28日10時時点）

○都道府県管理河川の被害状況

都道府県名	各々の被災事象の箇所数								合計
	堤防流出・決壊	堤防沈下	堤防法崩れ（すべり、はらみだし）	堤防クラック	護岸被災（クラック等）	液状化	堰・樋門・樋管排水機場等の被災	その他	
茨城	0	4	13	57	20	0	0	12	106
栃木	0	0	3	5	1	0	0	1	10
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	3	4	6	3	0	0	4	20
千葉	0	7	29	47	40	0	0	13	136
東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	14	49	115	64	0	0	30	272

資料：国土交通省河川局（4月28日10時時点）

○海岸の被害状況

・都道府県管理海岸

都道府県名	海岸名	被害箇所	被害状況等
茨城県	北茨城海岸	5	裏法面部崩壊、天端被覆工破損等
	高萩海岸	2	天端被覆工破損
	日立海岸	1	天端被覆工破損等
	ひたちなか海岸	1	天端被覆工破損
	鉾田海岸	6	護岸破損、天端被覆工沈下等
	鹿嶋海岸	12	護岸破損、天端被覆工沈下等
千葉県	浦安海岸	4	水叩き壊れ、護岸沈下等
	北九十九里海岸	14	離岸堤ブロック飛散、ヘッドランド崩壊、護岸破損等
	南九十九里海岸	2	護岸破損等
東京都	—	—	異常なし
神奈川県	—	—	異常なし

資料：国土交通省河川局（4月28日10時時点）

○ダム等の被害状況

- ・国管理ダム
大きな異常なし。
- ・その他の施設

都道府県名	管理者名	施設名	被害状況
茨城県	水資源機構	霞ヶ浦	湖岸堤等の複数箇所で亀裂や沈下を確認 閘門機場で排水ポンプが停止
茨城県 千葉県	水資源機構	利根川河口堰	一時的にゲート操作不能

注1：4月28日までに被害が確認された施設を掲載している。
注2：国土交通省所管の公共土木施設に限って掲載している。
資料：国土交通省河川局（4月28日10時時点）

11. 宅 地

○被災宅地危険度判定の状況

都道府県名	判定実施自治体数	危険（赤）	要注意（黄）	調査済（青）	計
茨城県	5市	30件	64件	41件	135件
栃木県	11市町	100件	242件	133件	475件
群馬県	2市	24件	9件	6件	39件
埼玉県	1市	0件	27件	104件	131件
千葉県	2市	10件	18件	9件	37件
合 計	21市町	164件	360件	293件	817件

注：数値は、4月27日までの判定結果を集計した速報値である。
資料：国土交通省都市・地域整備局

12. 公園・緑地

○公園施設の被害状況

都道府県名	被害公園数	該当施設管理者	対象公園	被害状況
茨城県	79	茨城県、水戸市ほか23市町	県営公園 市営公園 町営公園	公園内の一部斜面に亀裂、園路クラック、塀・壁クラック、液状化による土砂流出等
栃木県	37	宇都宮市ほか11市町	市営公園 町営公園	体育館天井壁一部が崩落、石垣崩れ
群馬県	4	館林市、桐生市、邑楽町、板倉町	市営公園 町営公園	液状化による沈下、地割れ
埼玉県	105	埼玉県、さいたま市、熊谷市ほか12市	県立公園 市営公園	水道管破裂、ガラス破損、園路クラック、水道管漏水、液状化、グラウンド亀裂、管理棟施設クラック、広場漏水等
千葉県	289	千葉県、千葉市、市川市ほか20市町	県立都市公園 市営公園 町営公園	液状化、ポンプ室浸水、地割れ、園路クラック等
東京都	123	東京都、新宿区ほか16区	都立公園 区営公園 市営公園	液状化、施設倒壊・落下、園路クラック、塀の亀裂、灯籠倒壊
神奈川県	36	神奈川県、横浜市、川崎市、鎌倉市ほか7市	県営公園 市営公園	数カ所にて小破損、園路亀裂、漏水、崖崩れによる園路崩壊、ブロック塀亀裂、施設損傷等
山梨県	0	なし	なし	なし
合 計	673	—	—	—

資料：国土交通省都市・地域整備局（4月28日10時時点）

13. 住 宅

○住宅・建築物

・家屋被害

都道府県名	全 壊	半 壊	一部損壊
	(棟)	(棟)	(棟)
茨城県	1,255	5,720	99,787
栃木県	209	1,374	41,549
群馬県	0	1	15,410
埼玉県	7	41	13,863
千葉県	685	2,241	18,936
東京都	4	9	351
神奈川県	0	11	67
山梨県	0	0	4
計	2,160	9,397	189,967

資料：消防庁災害対策本部「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（第115報）」（平成23年4月28日）及び山梨県「東北地方太平洋沖地震による被害状況」（平成23年3月16日）により国土交通省国土計画局作成

・被災建築物応急危険度判定の結果

都道府県名	判定実施自治体数	危険（赤）	要注意（黄）	調査済（青）	計
茨城県	28市町	1,561件	4,684件	9,618件	15,863件
栃木県	16市町	676件	1,841件	2,643件	5,160件
群馬県	4市町	30件	61件	19件	110件
埼玉県	1市	0件	42件	83件	125件
千葉県	8市町	677件	1,625件	3,213件	5,515件
東京都	15区市	59件	137件	252件	448件
神奈川県	13市町	14件	81件	446件	541件
合 計	85市町	3,017件	8,471件	16,274件	27,762件

注：数値は、3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のみを記載した4月28日10時時点での速報値である。
資料：国土交通省住宅局

・公営住宅等の被災状況

都道府県名	棟 数	戸 数	被害状況
茨城県	81	568	一部破損
栃木県	7	22	一部破損
群馬県	112	1,400	一部破損
埼玉県	4	220	一部破損
千葉県	19	691	一部破損
東京都	17	477	一部破損
神奈川県	65	5,120	一部破損
合計	305	8,498	—

注：数値は、4月28日10時時点での速報値である。
資料：国土交通省住宅局

・UR賃貸住宅の被災状況

都道府県名	棟 数	戸 数	被害状況
茨城県	10	534	一部破損
埼玉県	60	5,343	一部破損
千葉県	18	617	一部破損
東京都	117	15,725	一部破損
神奈川県	56	5,090	一部破損
合 計	261	27,309	—

注：数値は、4月28日10時時点での速報値である。
資料：国土交通省住宅局

14. 教育文化施設等

○物的被害

都道府県名	国立学校 施設数	公立学校 施設数	私立学校 施設数	社会教育・体育・ 文化施設等数	文化財等数	研究施設等数
茨城県	11	1,026	185	422	109	4
栃木県	3	434	74	212	52	0
群馬県	3	254	51	104	60	0
埼玉県	0	306	97	175	20	2
千葉県	8	759	125	104	38	1
東京都	14	485	173	208	43	5
神奈川県	4	450	65	67	12	2
山梨県	2	9	5	2	9	0
合 計	45	3,723	775	1,294	343	14

資料：文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第85報）」（平成23年4月28日）により国土交通省国土計画局作成

